特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	相模原市　地方税・森林環境税事務　全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
相模原市は、地方税・森林環境税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
相模原市長

個人情報保護委員会　承認日 【行政機関等のみ】
公表日
令和8年11月20日

［令和7年5月　様式4］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税・森林環境税事務
②事務の内容　※	地方税法、相模原市市税条例等の法令、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく下記の事務 ①個人住民税・森林環境税に関する事務 ②固定資産税・都市計画税に関する事務 ③軽自動車税に関する事務 ④事業所税申告納付に関する事務
③対象人数	[　　30万人以上　　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　　4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	課税システム
②システムの機能	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税及び地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の賦課徴収に関する電算処理機能 ①各税目の納税者番号の付番、確認 ②各税目の税額計算及び台帳作成 ③申告書等の情報の管理 ④納税者の基本情報や関係者情報の管理 ⑤各税目の納税通知書、納付書等の帳票発行 ⑥法定調書等の資料情報の管理 ⑦各種証明書発行 ⑧各税目のデータ出力・取込
③他のシステムとの接続	[　]情報提供ネットワークシステム　　[　]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム　　[　]既存住民基本台帳システム [　]宛名システム等　　[　]税務システム [○]その他　（ 中間サーバーコネクタ、サービス検索・電子申請機能　）
システム2	
①システムの名称	国税連携システム（eLTAX）
②システムの機能	国税連携システム（eLTAX）は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき平成23年1月から所得税申告書等の電子的データの送付が国から地方団体へ開始された。 国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データが総合情報ネットワーク（以下、「LGWAN」という。）を通じ送付される。 国税連携システム（eLTAX）の機能 ①国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税確定申告書、法定調書等を受領する。 ②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。 ただし、本市では国税連携システム（eLTAX）に送信される確定申告書等のデータを媒体を介し取り込みを行うため、課税システムと回線接続はしない。 ③国税庁・税務署からの税務照会情報の受領と回答
③他のシステムとの接続	[　]情報提供ネットワークシステム　　[　]庁内連携システム [　]住民基本台帳ネットワークシステム　　[　]既存住民基本台帳システム [　]宛名システム等　　[　]税務システム [○]その他　（ 地方税ポータルセンタ（eLTAX）　）

システム3	
①システムの名称	審査システム（eLTAX）
②システムの機能	・地方税ポータルシステム（eLTAX）は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、平成17年１月に地方税共同機構でサービスを開始したシステムである。 ・このシステムでは、固定資産税の申告、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付した電子データは、LGWANを通じ、審査システム（eLTAX）で受領する。 ・審査システム（eLTAX）には、 ①個人住民税：給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税（償却資産）：償却資産申告書といった納税義務者等からの各種申告・申請・届出等を地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領する。 ③事業所税：事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 ・本人確認用データを地方公共団体から審査システム（eLTAX）にて、地方税共同機構の地方税ポータルセンタ（eLTAX）へ送信する。送信された本人確認用データは、地方税ポータルセンタ（eLTAX）にて登録処理される。 ただし、本市が審査システム（eLTAX）から受送信するデータの授受については、媒体を介して行うため、課税システムと回線接続はしない。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（ 地方税ポータルセンタ（eLTAX）　　）
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、中間サーバーコネクタ及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携機能）を副本として保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与される権限に基き、各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の収集、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバーコネクタ　　）

システム5	
①システムの名称	中間サーバーコネクタ
②システムの機能	①団体内統合宛名管理機能 　団体内統合宛名番号の付番を行う。 　団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 ②宛名情報管理機能 　氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 　住登外、法人情報について管理する。 ③中間サーバー連携機能 　中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 各業務システム、中間サーバー　　）

システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	①本人確認 　申告書等の受付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等により住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する機能。 ②本人確認情報検索 　統合端末において入力された基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能。 ③機構への情報照会 　全国サーバーに対して個人番号又は基本4情報の組み合わせをキーとして本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する機能。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）

システム7	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	①【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ②【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [○] その他　（ 課税システム　　）

システム8	
①システムの名称	通知IFS（eLTAX）
②システムの機能	・通知IFS（eLTAX）は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、令和9年1月に地方税共同機構でサービスを開始するシステムである。 ・このシステムでは、通知ポータル（eLTAX）からの納税通知書、課税明細書、更正決定通知書、税額変更通知書等の電子通知を希望または取消する申請手続等の情報の管理が行える。 通知IFS（eLTAX）の機能 ①通知ポータル（eLTAX）で受付した電子データは、LGWANを通じ、通知IFS（eLTAX）で受領する。 ②通知IFS（eLTAX）には、電子通知を希望または取消をする者から、通知ポータル（eLTAX）を通じて、電子通知希望申請、電子通知取消申請を受領する。 ③電子通知データを地方公共団体から通知IFS（eLTAX）にて、地方税共同機構の通知ポータル（eLTAX）へ送信する。 ただし、本市が通知IFS（eLTAX）から受送信するデータの授受については、媒体を介して行うため、課税システムと回線接続はしない。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 通知ポータル（eLTAX）　）
システム9	
①システムの名称	地方税外部連携システム（eLTAX）
②システムの機能	・地方税外部連携システムは、地方団体間で回送、照会する文書の基幹システム等との連携及び、国税庁が連携するe-Tax法人税データ、法人名簿・申告決議データの基幹システム等への連携を行うため、令和9年9月に地方税共同機構でサービスを開始するシステムである。 ・このシステムでは、「法人税情報連携業務」「団体間照会業務」「団体間回送業務」の機能を有し、団体間で連携するデータや国税庁から受信したデータを地方税ポータルセンタに一定期間保管し、地方団体が参照及びダウンロードすることができる。 ただし、本市が通知IFS（eLTAX）から受送信するデータの授受については、媒体を介して行うため、課税システムと回線接続はしない。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 地方税ポータルセンタ（eLTAX）　）

3. 特定個人情報ファイル名

1. 個人住民税課税情報ファイル　2. 個人住民税課税情報ファイル（eLTAX）　3. 固定資産税・都市計画税課税情報ファイル　4. 固定資産税・都市計画税課税情報ファイル（eLTAX）　5. 軽自動車税課税情報ファイル　6. 事業所税課税情報ファイル　7. 事業所税課税情報ファイル（eLTAX）　8. 軽自動車税課税情報ファイル（eLTAX）

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、市税の公平・公正な課税に資することとなるとともに、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、事務の効率化が図れる。
②実現が期待されるメリット	①個人特定の正確性が向上するとともに、作業の効率化を図ることができる。 ②賦課徴収の精度が高まり、公平・公正な課税を実現することができる。 ③申告、減免申請の際に、生活保護受給証明書の提示が不要となるなど、住民の負担が軽減する。

5. 個人番号の利用　※

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条（地方税法関係） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年相模原市条例第41号。以下、「市番号法条例」という。）

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表において、第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれている項（1，2，3，4，5，7，11，13，15，20，28，37，39，42，48，49，53，57，58，59，63，65，66，69，73，75，76，81，83，84，86，87，88，89，90，91，92，96，98，106，108，115，124，125，129，130，132，137，138，140，141，142，144，147，151，152，155，156，158，160，161，163，164，165，166，167，168，169，170，171，172，173の項）（別紙１） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表において、　第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」となっているもの（４８の項）
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局　市民税課、資産税課、税制・債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所 市長公室　DX推進課 緑区役所　大沢、城山、津久井、相模湖、藤野各まちづくりセンター　※出張所、連絡所含む 中央区役所　大野北、田名、上溝各まちづくりセンター　※連絡所含む 南区役所　大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林各まちづくりセンター　※連絡所含む
②所属長の役職名	市民税課長、資産税課長、税制・債権対策課長、納税課長、緑市税事務所長、南市税事務所長、DX推進課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長
8. 他の評価実施機関	

（別添1）事務の内容

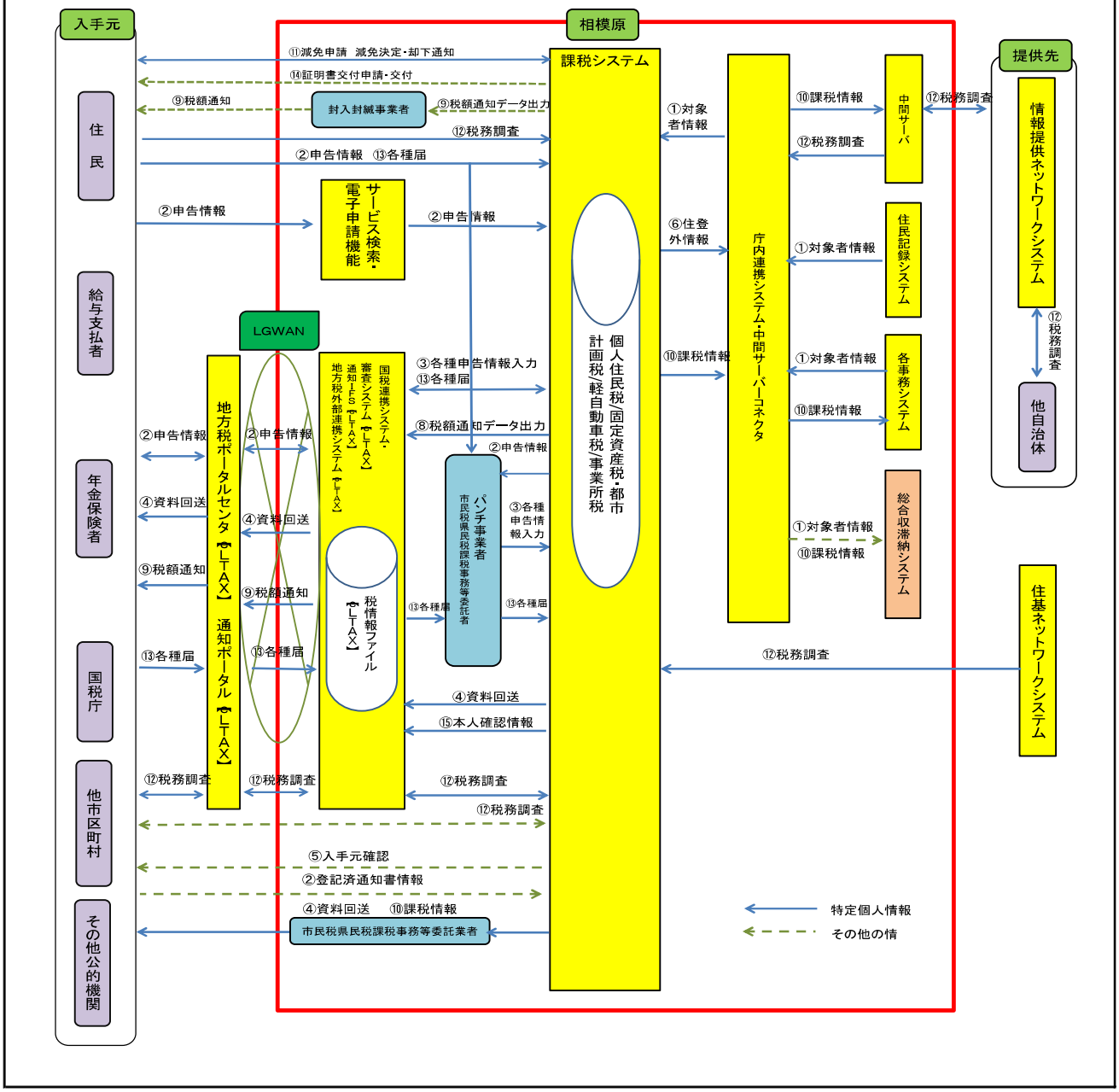
入手元
住民
給与支払者
年金保険者
国税庁
他市区町村
その他公的機関
相模原
課税システム
個人住民税（固定資産税・都市計画税（軽自動車税）事業所税
庁内連携システム・中間サーバーコネクタ
中間サーバ
住民記録システム
各事務システム
総合収滞納システム
提供先
情報提供ネットワークシステム
他自治体
住基ネットワークシステム
LGWAN
サービス検索・電子申請機能
地方税ポータルセンタ【eLTAX】通知ポータル【eLTAX】
国税連携システム・審査システム【eLTAX】
通知LGS【eLTAX】
地方税外部連携システム【eLTAX】
税情報ファイル【eLTAX】
パンチ事業者
市民税県民税課税事務等委託者
封入封緘事業者
市民税県民税課税事務等委託業者
⑪減免申請　減免決定・却下通知
⑭証明書交付申請・交付
⑨税額通知
⑨税額通知データ出力
⑫税務調査
②申告情報　⑬各種届
②申告情報
①対象者情報
⑥住登外情報
⑩課税情報
⑫税務調査
③各種申告情報入力
⑬各種届
⑧税額通知データ出力
④資料回送
⑨税額通知
⑬各種届
⑤入手元確認
②登記済通知書情報
④資料回送　⑩課税情報
特定個人情報
その他の情

（備考）

【個人住民税】
①住民記録システムから基本4情報をはじめとする情報を取得し、課税対象者情報を登録する。
②住民、給与支払者、年金支払者、国税庁、他市区町村より、各種申告書情報等を取得する。
③取得した各種申告書情報等を課税システムへ取り込み（審査システム（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX）から取得した情報については、媒体を介し課税システムへ、審査システム（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX）以外から取得した情報については、パンチ業者によるデータ作成の後課税システムへ取り込む。）、内部番号を付番し、課税資料ファイルを作成する。
④本市の課税対象者でない場合には、直接又は国税連携システム（eLTAX）により、他市区町村に資料を回送する。
⑤申告情報に該当する課税対象者が存在しない場合や、申告情報の確認のため入手元へ調査を行う。
⑥入手元への調査により市内に住民登録がなく、本市（賦課期日住所）の住所で課税となる（住登外課税）者は、住民記録システムに住登外者として登録し、再度③の処理を実施する。
⑦入手元への税務調査の結果、市外の納税義務者であったと判明した場合は、④の処理により他市区町村へ資料を回送する。
⑧数種の課税資料データを統合し、賦課決定を行い、税額通知データを出力する。
⑨出力した税額通知データを封入封緘事業者へ提供し、住民等へ税額通知を行う。また、審査システム（eLTAX）により特別徴収義務者である給与支払者並びに年金保険者に通知する。
⑩決定・通知された課税情報を各事務システム及び中間サーバへ連携（移転または提供）する。また、本市で住登外課税した者の住民登録している他市区町村へ本市で課税した旨の通知を送信する。
⑪担税力に乏しいと思慮される者から、減免申請を受理し、審査のうえ、決定はまたは却下通知を発送する。
⑫必要に応じ、本市から入手元へ、国税庁または他市区町村から本市へ税務調査を実施する。
⑬給与支払者（特別徴収義務者）または納税義務者に関し、異動（納税義務者の就退職・支払者の所在地変更等）に応じ、各種届を受理する。
⑭住民等からの課税（所得）証明書等の交付申請に基づき、証明書を交付する。
⑮課税システムで把握している個人番号、電子申告で申告を行った納税義務者の納税者IDで構成される本人確認情報を審査システム（eLTAX）を経由して地方税ポータルセンタ（eLTAX）へ提供する。

※⑫の税務調査等により、決定された税額に変更・課税取消等の必要が生じた場合、速やかに⑦から⑪の処理を行う。
※②の各種申告書等情報及び⑬の各種届において、住民以外の情報元から紙媒体により直接本市へ提出されるものも存在する。また、同様に④の他市区町村への資料回送も紙媒体で実施されるものもある。

【固定資産税・都市計画税】
①住民記録システムから基本4情報をはじめとする情報を取得し、課税対象者情報を登録する。
②納税者等からの各種申告・申請・届出の受領又は法務局からの登記済通知書の情報を入力する。
地方税ポータルシステム（eLTAX）に提出された申告書データにあっては、審査システム（eLTAX）にて審査を行い、審査を完了したデータのみ取得する。
③審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX）にて取得したデータを手入力又は電子データで固定資産税課税システムへ入力する。
⑥課税対象者が市内に住民登録がない者の場合は、住民記録システムに住登外者として登録する。
⑧賦課決定を行い、税額通知データを出力する。当初課税分のみ納税通知書データを出力し、封入封緘事業者にて納税通知書を作成する。国税庁宛の回答ファイルを送信する。
⑨⑧で作成した通知書を住民へ送付する。なお、当初課税分以外の随時課税分にあっては、封入封緘事業者を介さずに直接送付する。また、通知IFS（eLTAX）で納税者等に通知する。
⑪減免申請を受理し、審査のうえ、決定又は却下通知を発送する。なお、通知書には特定個人情報は含まない。
⑫必要に応じ、税務調査を実施する。他官公庁等からの税務調査に対応する。
⑭住民等からの課税証明書等の交付申請に基づき、証明書を交付する。
⑮課税システムで把握している個人番号、電子申告で申告を行った納税義務者の納税者IDで構成される本人確認情報を審査システム（eLTAX）を経由して地方税ポータルシステム（eLTAX）へ提供する。

【軽自動車税】
①住民記録システムから基本4情報をはじめとする情報を取得し、課税対象者情報を登録する。
②申告書・申請書・届出書からの情報を軽自動車税課税システムに登録する。
通知IFS（eLTAX）にて取得したデータを手入力又は電子データで軽自動車税システムへ入力する。
⑨賦課決定を行い、税額通知データを出力する。当初課税分のみ納税通知書データを出力し、封入封緘事業者にて納税通知書を作成する。また、通知IFS（eLTAX）で納税者等に通知する。
⑪減免申請を受理し、審査のうえ、決定通知を発送する。なお、通知書には特定個人情報は含まない。
⑭原動機付自転車等の手続き内容に基づき、証明書等（標識交付証明書または廃車申告受付書）を交付する。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税課税情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		賦課期日（1月1日）時点で本市に住所を有する個人、または本市に住所はないが事務所・事業所を有する個人で、所得にかかる各種申告書等（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告書等）の提出がある者及びその被扶養者。
	その必要性	個人住民税の課税対象者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要である。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	①識別情報：課税対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報：対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため ③業務関係情報 ・国税関係情報：対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の課税を行うため ・地方税関係情報：対象者の市県民税申告書に係る情報に基づき、個人住民税の課税を行うため ・医療保険関係情報：：個人住民税の賦課に係る、適正な社会保険料控除の計算のため ・障害者福祉関係情報：個人住民税の賦課に係る、障害者控除の計算のため ・生活保護・社会福祉関係情報：個人住民税の非課税判定のため ・介護・高齢者福祉関係情報：個人住民税の賦課に係る、適正な社会保険料控除の計算のため ・年金関係情報：対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特別徴収税額の計算を行うため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成29年3月
⑥事務担当部署		市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター（大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林）※出張所・連絡所含む

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 各生活支援課、国保年金課、介護保険課、各高齢・障害者相談課、障害者更生相談所、精神保健福祉課、区政推進課、各区役所区民課及びまちづくりセンター、出張所 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、年金保険者（日本年金機構のみ） ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村 ） [○] 民間事業者 （ 給与支払者、年金保険者（日本年金機構を除く） ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバーコネクタ、サービス検索・電子申請機能、地方税外部連携システム（eLTAX））
③入手の時期・頻度		①当初課税処理 給与支払報告書及び年金支払報告書：対象の年度の属する年の1月31日まで 市県民税申告書：対象の年度の属する年の2月16日～3月15日 確定申告書：対象の年度の属する年の3月15日までに申告のあったものについては4月上旬まで ただし、一括課税計算処理（4月中旬）を行うまでは都度入手 ②当初課税処理以降、新規課税及び税額変更に係る申告等情報については都度入手 ③給与所得及び公的年金等所得に関する特別徴収税額通知書データ作成時 ④医療保険関係情報並びに障害者福祉関係情報は、年次切替時（1月）に入手 ⑤生活保護・社会福祉関係情報は、年次切替時(1月)に入手、他調査の必要性が生じた際に都度入手 ⑥基本5情報は住民基本台帳に異動が生じた際に都度入手
④入手に係る妥当性		個人住民税の賦課決定のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。
⑤本人への明示		①個人住民税の賦課に必要な各種情報の取得については、地方税法第317条の2（申告書の提出義務）及び同法第317条の6（給与支払報告書等の提出義務）並びに同法第317条の6の4（公的年金等支払報告書の提出義務）等の条文により規定されている。 ②賦課事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができ、また、同法の第19条第8号により情報提供ネットワークを経由して、情報を取得できることが規定されている。
⑥使用目的 ※		個人住民税の適正かつ公平な課税を行うため。
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター（大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林）※出張所・連絡所含む
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		①申告情報取得に関する事務 ・住民・国税庁・企業・年金保険者・他市区町村から申告情報を取得する。 ②賦課決定に関する事務 ・申告情報における課税資料の個人特定を行う。 ・被扶養者の特定を行う。 ・納税通知書作成の委託先に賦課情報を提供する。 ・納税者及び特別徴収義務者へ税額を通知する。 ③その他事務 ・必要に応じて調査事務を実施して、徴収方法の変更・税額変更等を行なう。

	情報の突合　※	市民税の税額計算等を行うため、本人から提出された申告書等の個人番号と中間サーバーコネクタ等から取得した個人番号を突合する。
	情報の統計分析 ※	課税対象者数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定　※	①所得額、各種控除額に基づき住民税額を決定・変更する。 ②生活保護の扶助等の理由による減免審査を行う。
⑨使用開始日		平成29年3月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 6 ） 件
委託事項1		課税システム開発・保守・運用
①委託内容		課税システムの開発・保守・運用業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の課税対象者（非課税の者を含む）及びその被扶養者
	その妥当性	システム保守・運用業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [○]その他 （ 特定個人情報の提供は行わない。 ）
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 RKKCS
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業

委託事項2		中間サーバーコネクタの開発・保守・運用
①委託内容		中間サーバーコネクタの開発・保守・運用業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の課税対象者（非課税の者も含む）及びその被扶養者
	その妥当性	システム保守業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線　[ ] 電子メール　[ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ　[ ] 紙 [ ] その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業

委託事項3		市民税・県民税入力データ作成業務委託
①委託内容		紙媒体で提出された市民税・県民税申告書、給与支払報告書及び国税連携システム（eLTAX）よりデータ取込した確定申告書のうちで、第2表の補正を要するものについて、申告内容等を電子データへ変換するためパンチ入力し、電子記録媒体で納品する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		［ 特定個人情報ファイルの一部 ］　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	［　10万人以上100万人未満　］　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	申告書等に記載された者
	その妥当性	短期間で大量の紙媒体の課税資料等を電子データ化する必要があるため。
③委託先における取扱者数		［　10人以上50人未満　］　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		［　］専用線　［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［ ○ ］紙 ［　］その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社　新日本コンピュータサービス
再委託	⑦再委託の有無　※	［　再委託する　］　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	市民税・県民税申告書等のデータパンチ並びに電子データ作成及び納品業務

委託事項4		市民税・県民税申告書受付及び所得税確定申告受付業務委託
①委託内容		申告書受付会場の案内整理から、申告相談結果に基づく申告書データ入力による申告書作成補助、提出までの業務を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		［ 特定個人情報ファイルの一部 ］　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	［　10万人以上100万人未満　］　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	所得税確定申告書提出者
	その妥当性	所得税確定申告書は個人住民税の算出にあたり必要不可欠であり、提出期間内に多くの会場で迅速かつ正確な処理体制を確立するため。
③委託先における取扱者数		［　10人以上50人未満　］　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		［　］専用線　［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［ ○ ］その他　（ 特定個人情報は提供しない　）
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		キャリアリンク株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	［　再委託する　］　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	市民税・県民税申告書受付及び所得税確定申告受付業務

委託事項5		市民税・県民税課税事務等業務委託
①委託内容		課税資料の入力・電話対応等業務委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		［ 特定個人情報ファイルの一部 ］　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	［　10万人以上100万人未満　］　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の課税対象者（非課税の者も含む）及びその被扶養者
	その妥当性	効率的な課税資料の入力・電話対応等の業務を行うにあたり、課税システムファイルの課税内容及び課税資料の内容確認、入力を行うため、課税システムファイルを取扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		［　10人以上50人未満　］　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		［　］専用線　［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［　］紙 ［ ○ ］その他　（ 庁内設置の端末機による操作　）
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社　パソナ
再委託	⑦再委託の有無 ※	［　再委託しない　］　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6		市民税・県民税申告書作成業務委託
①委託内容		市民税・県民税申告書印字及び封入封緘業務委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	市民税・県民税の申告者
	その妥当性	翌年度課税のための申告書を発送するために必要であるため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線　[ ]電子メール　[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [ ]その他　（　　）
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		富士ビジネス・サービス　株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	市民税・県民税申告書の印字及び封入封緘業務

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 72 ）件 [○] 移転を行っている （ 36 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる情報照会者（別紙1参照）
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（別紙1参照）
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務（別紙1参照）
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者（非課税の者を含む）及びその被扶養者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [○] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会の都度
移転先1	市番号法条例に定める者（別紙2参照）
①法令上の根拠	市番号法条例
②移転先における用途	市番号条例に定める事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者（非課税の者を含む）及びその被扶養者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ ）
⑦時期・頻度	必要の都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所　※		＜課税システムにおける措置＞ ①課税システムに関するデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタのデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。
②保管期間	期間	［　6年以上10年未満　］ ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	法定の賦課決定期間に対応するため。

③消去方法	＜課税システムにおける措置＞ ①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理を行う。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。
7．備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税課税情報ファイル（eLTAX）		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		［　　システム用ファイル　　］　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		［　10万人以上100万人未満　］　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）により課税資料を受理した者及びその被扶養者
	その必要性	個人住民税の課税対象者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要である。
④記録される項目		［　　100項目以上　　］　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 ［ ○ ］個人番号　［　］個人番号対応符号　［　］その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 ［ ○ ］5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　［ ○ ］連絡先（電話番号等） ［　］その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ［ ○ ］国税関係情報　［ ○ ］地方税関係情報　［　］健康・医療関係情報 ［　］医療保険関係情報　［　］児童福祉・子育て関係情報　［　］障害者福祉関係情報 ［　］生活保護・社会福祉関係情報　［　］介護・高齢者福祉関係情報 ［　］雇用・労働関係情報　［ ○ ］年金関係情報　［　］学校・教育関係情報 ［　］災害関係情報 ［　］その他　（　　）
	その妥当性	①識別情報：課税対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報：対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため ③業務関係情報 ・国税関係情報：対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の課税を行うため ・地方税関係情報：課税対象者の課税状況を管理し、適正な個人住民税の課税を行うため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成30年1月
⑥事務担当部署		財政局　市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [ ] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、年金保険者（日本年金機構のみ） ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村 ） [○] 民間事業者 （ 給与支払者、年金保険者（日本年金機構を除く） ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[ ] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX） ）
③入手の時期・頻度		①当初課税処理 【給与支払報告書及び公的年金等支払報告者から（審査システム（eLTAX）による）入手】 ・給与支払報告書及び年金支払報告書：対象の年度の属する年の1月31日まで ただし、一括課税計算処理（4月中旬）を行うまでは都度入手 ・年金特別徴収対象者情報：年1回 【国税庁、他市区町村を経由する本人又は本人の代理人からの（国税連携システム（eLTAX）による）入手】 ・所得税の確定申告書：対象の年度の属する年の3月15日までに申告のあったものについては4月上旬まで ただし、一括課税計算処理（4月中旬）を行うまでは都度入手 ・他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等 ②当初課税処理以降、新規課税及び税額変更に係る申告等情報については都度入手
④入手に係る妥当性		個人住民税の賦課決定のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。
⑤本人への明示		個人住民税の賦課に必要な各種情報の取得については、地方税法第317条の2（申告書の提出義務）及び同法第317条の6（給与支払報告書等の提出義務）並びに同法第317条の6の4（公的年金等支払報告書の提出義務）等の条文により規定されている。
⑥使用目的 ※		申告書等（データ）を取得し、特別徴収義務者（給与支払者・年金保険者）に対して特別徴収税額の通知（データ）を行うため。
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課
	使用者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		・課税資料（データ）を取得し、課税システムに登録する。 ・特別徴収義務者（給与支払者・年金保険者）に特別徴収税額の通知（データ）を行う。 ・他市区町村に課税権があると判別した者の所得税の確定申告書（データ）を、当該市区町村に転送する。
	情報の突合 ※	本人又は代理人提出の申告書等又は他の行政機関等から入手する申告書等（データ）の内容と、課税システムに登録されている情報を突合し、氏名・住所を確認する。
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	なし
⑨使用開始日		平成30年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		市民税・県民税入力データ作成業務委託
①委託内容		紙媒体で提出される市県民税申告書、給与支払報告書及び国税連携システム（eLTAX）よりデータ取込する確定申告書のうちで、第2表の補正を要するものについて、申告内容等を電子データへ変換するためパンチ入力し、電子記録媒体で納品する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	申告書等に記載される者
	その妥当性	短期間で大量の紙媒体等の課税資料を電子データ化する必要があるため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ [○]紙 [ ]その他 （ ）
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 新日本コンピュータサービス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	市民税・県民税申告書等のデータパンチ並びに電子データ作成及び納品業務

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 4 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税又は地方税に関する事務
③提供する情報	個人住民税の申告書等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者（非課税の者を含む）及びその被扶養者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 （ 国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX） ）
⑦時期・頻度	随時
提供先2	特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4第2項
②提供先における用途	給与特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。
③提供する情報	給与特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 審査システム（eLTAX） ）
⑦時期・頻度	5月及び特別徴収税額に変更のある都度

提供先3	年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5、同法第321条の7の7
②提供先における用途	年金所得に係る特別徴収税額の徴収
③提供する情報	年金所得に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金所得者
⑥提供方法	[　]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（ 審査システム（eLTAX）　）
⑦時期・頻度	7月及び特別徴収税額に変更のある都度
提供先4	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法第9条第3項、第19条第1号
②提供先における用途	個人事業主からの給与支払報告書等の受理にともない、地方税共同機構が行う個人番号に係る本人確認
③提供する情報	個人事業主に係る納税者ID及び個人番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	審査システム（eLTAX）により申告データを提出する個人事業主
⑥提供方法	[　]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（ 審査システム（eLTAX）　）
⑦時期・頻度	地方税共同機構からの求めに応じ、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜eLTAXシステム機器を機器利用契約する認定委託先事業者（以下、「委託先事業者」という。）サーバでのデータについて＞ ①サーバ設置場所 ： 認定委託先事業者所有のデータセンター内 a. 24時間365日運用監視 b. 全館システムによる入退館管理およびビデオカメラによる監視 c. サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定され、入口は生体認証による管理 d. データセンター社員による巡回監視 e. 全機器ラック搭載および常時施錠 f. サーバへのアクセスはシステム運用担当社員のみに限定 ②データ保管場所 ： 上記データセンター内に設置されたサーバ内 a. データの持ち出し／受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定 （地方税共同機構からの指示により実施） b. 媒体運搬はeLTAX担当社員のみに限定
②保管期間	期間	［　6年以上10年未満　］ ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	①審査システム（eLTAX）の審査サーバ：7年 法定の賦課決定期間に対応するため。 ②国税連携システム（eLTAX）の国税連携データ受信サーバ：2年 地方税共同機構の仕様にて最大2年分を保管可能なように定められており要件を満たすよう運用している。
③消去方法		国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）のデータは、個人市民税課税システムへの登録が終了し、税額の決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する市民税課職員が手作業でデータを消去する。 情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。
7. 備考		

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税課税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類　※	[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※	納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	固定資産税・都市計画税の公平・公正な課税を目的として、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
その妥当性	・識別情報：課税対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報：対象者の賦課期日時点での税額通知の送付先の把握のため ・地方税関係情報：課税対象者の課税状況を管理し、適正な固定資産税・都市計画税の課税を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年3月
⑥事務担当部署	資産税課、市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター（城山、津久井、相模湖、藤野）

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 区政推進課 ） [ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村 ） [ ] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 審査システム（ｅＬＴＡＸ）、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバーコネクタ ）
③入手の時期・頻度		①法務局からの新規の住登外者に係る登記済通知書送付時 ②納税義務者等の申告・申請・請求の都度 ③納税通知書等の返戻調査時（年1回 5月～6月頃まで）
④入手に係る妥当性		固定資産税・都市計画税の賦課決定のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び課税調査による情報の収集を行う必要がある。
⑤本人への明示		①番号法別表の24の項に規定 ②本人等から入手する場合は、本人等に対して利用目的等を口頭で説明する。 ③番号法第14条第2項、同法第19条第5号により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。
⑥使用目的 ※		固定資産税・都市計画税の公平・公正な賦課
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	資産税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		①住民基本台帳ネットワークシステムにて個人番号を確認する場合 ・把握している納税義務者の情報にて照会する ・確認した個人番号を固定資産税・都市計画税システムに登録する ②本人等から個人番号を入手する場合 ・個人番号が記載された申告書等を取得する ・申告書等の個人番号を確認する ・申告書等の情報を固定資産税・都市計画税システムに登録する
	情報の突合 ※	登記済通知書、申告書等の情報と住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバーコネクタ等から取得した情報を突合する。
	情報の統計分析 ※	課税対象者数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	賦課決定、更正決定、減免決定
⑨使用開始日		平成29年3月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 3 ） 件
委託事項1		課税システム開発・保守・運用
①委託内容		課税システムの開発・保守・運用業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者
	その妥当性	システム運用業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [○]その他 （ 特定個人情報の提供は行わない。 ）
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 RKKCS
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業

委託事項2		中間サーバーコネクタの開発・保守・運用
①委託内容		中間サーバーコネクタの開発・保守・運用業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者
	その妥当性	システム保守業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [ ]その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業

委託事項3		申告書（償却資産）のデータパンチ
①委託内容		紙、イメージデータをもとに税務システムで利用できる電子データファイルを作成（データパンチ）する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		［ 特定個人情報ファイルの一部 ］　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	［ 1万人未満 ］　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	償却資産を所有する事業者のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	固定資産税の賦課に係る業務執行のために必要である。
③委託先における取扱者数		［ 10人未満 ］　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		［　］専用線　［　］電子メール　［　］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［　］フラッシュメモリ　［ ○ ］紙 ［　］その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社　新日本コンピュータサービス
再委託	⑦再委託の有無 ※	［ 再委託しない ］　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　] 提供を行っている　（　　）件　[○] 移転を行っている　（　3 ）件 [　] 行っていない
移転先1	健康福祉局　生活福祉部　緑・中央・南生活支援課
①法令上の根拠	市番号法条例別表第2第1項の表6の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（以下「規則」という。）で定めるもの
③移転する情報	固定資産税・都市計画税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税の課税対象者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [○] その他　（ 中間サーバーコネクタ　）
⑦時期・頻度	必要の都度
移転先2	健康福祉局　生活福祉部　生活福祉課
①法令上の根拠	市番号法条例別表第2第1項の表21の項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	固定資産税・都市計画税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [○] その他　（ 中間サーバーコネクタ　）
⑦時期・頻度	必要の都度

移転先3	健康福祉局　生活福祉部　緑・中央・南生活支援課
①法令上の根拠	市番号法条例別表第2第3項の表1の項
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	固定資産税・都市計画税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税の課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [○] その他　（　）
⑦時期・頻度	必要の都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所　※		＜課税システムにおける措置＞ ①課税システムに関するデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタのデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	［　6年以上10年未満　］ ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	法定の賦課決定期間に対応するため。
③消去方法		＜課税システムにおける措置＞ ①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理をおこなう。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
固定資産税・都市計画税課税情報ファイル（eLTAX）		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		［　　システム用ファイル　　］　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		［　10万人以上100万人未満　］　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		審査システム（eLTAX）により申告・申請・届出をした者、国税連携システム（eLTAX）により、国税庁・税務署から照会があった者、通知IFS（eLTAX）により納税通知書等の電子送付の希望申請をした者、地方税外部連携システム（eLTAX）により、他地方団体から照会があった者
	その必要性	固定資産税・都市計画税の公平・公正な賦課、申告・申請・届出・照会対象者を正確に特定することを目的として、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目		［　　100項目以上　　］　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 ［ ○ ］個人番号　［　］個人番号対応符号　［　］その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 ［ ○ ］5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　［ ○ ］連絡先（電話番号等） ［　］その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ［　］国税関係情報　［ ○ ］地方税関係情報　［　］健康・医療関係情報 ［　］医療保険関係情報　［　］児童福祉・子育て関係情報　［　］障害者福祉関係情報 ［　］生活保護・社会福祉関係情報　［　］介護・高齢者福祉関係情報 ［　］雇用・労働関係情報　［　］年金関係情報　［　］学校・教育関係情報 ［　］災害関係情報 ［　］その他　（　　）
	その妥当性	・識別情報：申告・申請・届出・照会対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報：申告・申請・届出・照会対象者の正確な特定と、対象者の賦課期日時点での税額通知の送付先の把握のため ・地方税関係情報：課税対象者の課税状況を管理し、適正な固定資産税・都市計画税の課税を行うため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成30年1月
⑥事務担当部署		資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [ ] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村 ） [ ] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[ ] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX） ）
③入手の時期・頻度		①納税者等からの申告・申請・届出受領時及び他官公庁からの照会受領時
④入手に係る妥当性		固定資産税・都市計画税の課税のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。申告・申請・届出・照会対象者の正確な特定をする必要がある。
⑤本人への明示		①番号法別表の24の項に規定 ②本人等から入手する場合は、本人等に対して利用目的等を口頭で説明する。 ③番号法第14条第2項、同法第19条第5号により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。
⑥使用目的 ※		固定資産税・都市計画税の公平・公正な賦課、申告・申請・届出・照会対象者の正確かつ効率的な特定
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	資産税課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		・申告・申請・届出・照会情報を取得し、課税システムに登録する。 ・課税システムに登録された情報を基に、)固定資産税・都市計画税の賦課及び徴収を行う。
	情報の突合 ※	固定資産税・都市計画税の課税事務を行うため、本人から提出された申告・申請・届出の個人番号と中間サーバーコネクタ等から取得した個人番号を突合する。
	情報の統計分析 ※	課税対象者数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	なし
⑨使用開始日		平成30年1月4日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託しない] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ ）件

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 2 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、第19条第1号
②提供先における用途	電子申告による償却資産申告情報につき、地方税共同機構が行う個人番号に係る本人確認のため。
③提供する情報	電子申告により償却資産申告を行った個人の納税者ID及び個人番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税の納税義務者 ⇒相模原市内の固定資産（償却資産）の所有者（償却資産課税台帳に所有者として登録されている者）
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 審査システム（eLTAX） ）
⑦時期・頻度	地方税共同機構からの求めに応じ、随時。
提供先2	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税又は地方税に関する事務
③提供する情報	固定資産税・都市計画税の課税等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税の課税対象者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 国税連携システム（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX） ）
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜eLTAXシステム機器を機器利用契約する認定委託先事業者サーバでのデータについて＞ ①サーバ設置場所 ： 認定委託先事業者所有のデータセンター内 a. 24時間365日運用監視 b. 全館システムによる入退館管理およびビデオカメラによる監視 c. サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定され、入口は生体認証による管理 d. データセンター社員による巡回監視 e. 全機器ラック搭載および常時施錠 f. サーバへのアクセスはシステム運用担当社員のみに限定 ②データ保管場所 ： 上記データセンター内に設置されたサーバ内 a. データの持ち出し／受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定 （地方税共同機構からの指示により実施） b. 媒体運搬はeLTAX担当社員のみに限定
②保管期間	期間	［　6年以上10年未満　］ ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	①審査システムの審査サーバ：7年 法定の賦課決定期間に対応するため。
③消去方法		情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。
7. 備考		

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
軽自動車税課税情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		本市内に軽自動車等の主たる定地場を有する者（過去に本市内に軽自動車等の主たる定地場を有していた者を含む）
	その必要性	軽自動車税の課税対象者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要である
④記録される項目		[　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	①識別情報：課税対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報 ・4情報：課税対象者を正確に特定するため ・連絡先（電話番号等）：申告書の内容確認をするため ③業務関係情報 ・地方税関係情報：対象者の軽自動車税申告書に係る情報に基づき、軽自動車税の賦課徴収を行うため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成29年3月
⑥事務担当部署		市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター（城山、津久井、相模湖、藤野）

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 障害者更生相談所、精神保健福祉課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 軽自動車検査協会神奈川事務所、一般社団法人全国軽自動車協会連合会、神奈川運輸支局 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 地方公共団体情報システム機構、他市町村 ） [○] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ ）
③入手の時期・頻度		①三輪・四輪の軽自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車の軽自動車税申告書（期限後及び修正の申告書を含む） …月１回の回送 ②原動機付自転車・小型特殊自動車等の軽自動税申告書・・・申告を受け付け都度 ③軽自動車税減免申請書…５月１１日～５月３１日
④入手に係る妥当性		軽自動車税の課税のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。
⑤本人への明示		①減免の申請書提出については、相模原市市税条例第34条第2項及び第3項の条文により規定されている。 ②課税事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができる。
⑥使用目的 ※		軽自動車税の適正かつ公平な課税を行うため。
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター（城山、津久井、相模湖、藤野）
	使用者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		①課税に関する事務 ・申告情報における課税資料の個人特定を行う。 ・必要に応じて調査事務を実施して、減免決定等を行う。
	情報の突合 ※	軽自動車税の減免決定を行うため、本人から提出された減免申請書等の個人番号と中間サーバーコネクタ等の個人番号を照合する。
	情報の統計分析 ※	納税義務者数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	軽自動車税額の更正・決定をする。
⑨使用開始日		平成29年3月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 2 ） 件
委託事項1		課税システム開発・保守・運用
①委託内容		課税システムの開発・保守・運用業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税の納税義務者
	その妥当性	システム保守・運用業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [○]その他 （ 特定個人情報の提供は行わない。 ）
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 RKKCS
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業

委託事項2		中間サーバーコネクタの開発・保守・運用
①委託内容		中間サーバーコネクタの開発・保守・運用業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税の納税義務者
	その妥当性	システム保守業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [ ]その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[　　] 提供を行っている　（　　）件　[　　] 移転を行っている　（　　）件 [○] 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所　※		＜課税システムにおける措置＞ ①課税システムに関するデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタのデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	[　6年以上10年未満　]　＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	法定の賦課決定期間に対応するため。

③消去方法	＜課税システムにおける措置＞ ①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理をおこなう。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
軽自動車税課税情報ファイル（eLTAX）		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		［　　システム用ファイル　　］　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		［　10万人以上100万人未満　］　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		国税連携システム（eLTAX）により、国税庁・税務署から照会があった者、通知IFS（eLTAX）により納税通知書等の電子送付の希望申請した者、地方税外部連携システム（eLTAX）により、他地方団体から照会があった者
	その必要性	申請者及び照会の等対象者を正確に特定することを目的として、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目		［　10項目以上50項目未満　］　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 ［ ○ ］個人番号　［　］個人番号対応符号　［ ○ ］その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 ［ ○ ］5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　［ ○ ］連絡先（電話番号等） ［　］その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ［　］国税関係情報　［ ○ ］地方税関係情報　［　］健康・医療関係情報 ［　］医療保険関係情報　［　］児童福祉・子育て関係情報　［　］障害者福祉関係情報 ［　］生活保護・社会福祉関係情報　［　］介護・高齢者福祉関係情報 ［　］雇用・労働関係情報　［　］年金関係情報　［　］学校・教育関係情報 ［　］災害関係情報 ［　］その他　（　　）
	その妥当性	①識別情報：申請・照会等対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報：申請・照会等対象者の正確な特定及び申請内容確認のため ③業務関係情報：課税対象者の課税状況を管理し、適正に納税通知書を送付または照会への回答を行うため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		令和9年5月1日
⑥事務担当部署		市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [ ] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村 ） [ ] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[ ] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 国税連携システム(eLTAX)、通知IFS(eLTAX)、地方税外部連携システム(eLTAX) ）
③入手の時期・頻度		納税者からの申請受領時、及び他官公庁からの照会受領時
④入手に係る妥当性		申請・照会等対象者の正確な特定をする必要があるため
⑤本人への明示		課税事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができる。
⑥使用目的 ※		申請・照会等対象者を正確に特定する
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課
	使用者数	[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		取得した申請・照合情報を課税システムに登録された情報と突合し、正確かつ効率的に対象者を特定する。
	情報の突合 ※	・納税通知書等情報を希望者へ電子的に通知するため、本人から提出された申請書の個人番号と中間サーバーコネクタ等から取得した個人番号を突合する。 ・他市区町村からの照会に回答するため、照会時に提供された個人番号と中間サーバーコネクタ等から取得した個人番号を突合する。
	情報の統計分析 ※	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	
⑨使用開始日		令和9年5月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[　　委託しない　　] <選択肢> 1）委託する　2）委託しない （　　）件
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている　（　　1 ）件　[　] 移転を行っている　（　　）件 [　] 行っていない
提供先1	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税又は地方税に関する事務
③提供する情報	軽自動車税の課税等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [○] その他　（ 国税連携システム(eLTAX)、地方税外部連携システム(eLTAX)　）
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜eLTAXシステム機器を機器利用契約する認定委託先事業者サーバでのデータについて＞ ①サーバ設置場所 ： 認定委託先事業者所有のデータセンター内 a. 24時間365日運用監視 b. 全館システムによる入退館管理およびビデオカメラによる監視 c. サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定され、入口は生体認証による管理 d. データセンター社員による巡回監視 e. 全機器ラック搭載および常時施錠 f. サーバへのアクセスはシステム運用担当社員のみに限定 ②データ保管場所 ： 上記データセンター内に設置されたサーバ内 a. データの持ち出し／受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定 （地方税共同機構からの指示により実施） b. 媒体運搬はeLTAX担当社員のみに限定
②保管期間	期間	［　6年以上10年未満　］ ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	法定の賦課決定期間に対応するため。
③消去方法		情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。
7. 備考		

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
事業所税課税情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		個人の事業所税の申告納付期限（3月15日）まで又は随時の申告書等（事業所税申告書（期限後及び修正申告を含む）、減免申請書、更正の請求書等）の提出があった者。
	その必要性	事業所税の課税対象者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要である。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	①識別情報：課税対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報 ・4情報：課税対象者を正確に特定するため ・連絡先（電話番号等）：申告書の内容確認をするため ③業務関係情報 ・地方税関係情報：対象者の事業所税申告書に係る情報に基づき、事業所税の課税を行うため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成29年3月
⑥事務担当部署		市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター（城山、津久井、相模湖、藤野）

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [ ] 評価実施機関内の他部署 （ ） [ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [ ] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ ）
③入手の時期・頻度		①事業所税申告書　年1回、2月中旬～3月中旬 ②期限後及び修正申告　不定期
④入手に係る妥当性		事業所税の課税のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。
⑤本人への明示		①事業所税の課税に必要な申告書等の提出については、地方税法第701条の45及び同法第701条の47並びに同法第701条の49等の条文により規定されている。 ②課税事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができる。
⑥使用目的 ※		事業所税の適正かつ公平な課税を行うため。
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、DX推進課、まちづくりセンター（城山、津久井、相模湖、藤野）
	使用者数	[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		①課税に関する事務 ・申告情報における課税資料の個人特定を行う。 ・必要に応じて調査事務を実施して、更正・決定等を行う。
	情報の突合 ※	事業所税の課税事務を行うため、本人から提出された申告書の個人番号と中間サーバーコネクタ等から取得した個人番号を突合する。
	情報の統計分析 ※	納税義務者数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	事業所税額の更正・決定をする。
⑨使用開始日		平成29年3月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 2 ） 件
委託事項1		課税システム開発・保守・運用
①委託内容		課税システムの開発・保守・運用業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	事業所税の納税義務者
	その妥当性	システム保守・運用業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 特定個人情報の提供は行わない。 ）
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 RKKCS
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業

委託事項2		中間サーバーコネクタの開発・保守・運用
①委託内容		中間サーバーコネクタの開発・保守・運用業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]　＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	事業所税の納税義務者
	その妥当性	システム保守業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線　[ ]電子メール　[ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]フラッシュメモリ　[ ]紙 [ ]その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[　　] 提供を行っている　（　　）件　[　　] 移転を行っている　（　　）件 [○] 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所　※		＜課税システムにおける措置＞ ①課税システムに関するデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタのデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	[　6年以上10年未満　]　＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	法定の賦課決定期間に対応するため。

③消去方法	＜課税システムにおける措置＞ ①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理をおこなう。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7．備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
事業所税課税情報ファイル（eLTAX）		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		審査システム（eLTAX）により申告・申請・届出をした者、国税連携システム（eLTAX）により、国税庁・税務署から照会があった者、地方税外部連携システム（eLTAX）により、他地方団体から照会があった者
	その必要性	申告・申請・照会対象者を正確に特定することを目的とし、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	①識別情報：申告・申請・照会対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報：申告・申請・照会対象者の正確な特定及び申請内容の確認 ③地方税関係情報：課税対象者の課税状況を管理し、適正な事業所税の課税を行う、また照会への回答を行うため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成30年1月
⑥事務担当部署		財政局　市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [ ] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村 ） [ ] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[ ] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 審査システム（ｅＬＴＡＸ）、国税連携システム（eLTAX）、地方税外部連携システム（ｅＬＴＡＸ） ）
③入手の時期・頻度		①事業所税申告書　年1回、2月中旬～3月中旬 ②期限後及び修正申告　不定期 ③他官公庁・他地方団体からの照会受領時
④入手に係る妥当性		事業所税の課税のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。申告・申請・照会等対象者の正確な特定に必要。
⑤本人への明示		①事業所税の課税に必要な申告書等の提出については、地方税法第701条の45及び同法第701条の47並びに同法第701条の49等の条文により規定されている。 ②課税事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができる。
⑥使用目的 ※		事業所税の適正かつ公平な課税の実施、申告・申請・照会対象者の正確かつ効率的な特定
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課
	使用者数	[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		申告・申請・照会情報を取得し、登録した情報から対象者を特定する。
	情報の突合 ※	事業所税の課税事務を行うため、本人から提出された申告・申請・届出の個人番号と中間サーバーコネクタ等から取得した個人番号を突合する。
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	なし
⑨使用開始日		平成30年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託しない] ＜選択肢＞ 1）委託する　2）委託しない （ ）件
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 2 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	国税長官、都道府県知事、市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税又は地方税に関する事務
③提供する情報	事業所税の課税等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	事業所税（個人）の課税対象者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 国税連携システム（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX） ）
⑦時期・頻度	随時
提供先2	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、第19条第1号
②提供先における用途	電子申告による事業所税申告情報につき、地方税共同機構が行う個人番号に係る本人確認のため。
③提供する情報	電子申告により事業所税申告を行った個人の個人番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 審査システム（eLTAX） ）
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜eLTAXシステム機器を機器利用契約する認定委託先事業者サーバでのデータについて＞ ①サーバ設置場所 ： 認定委託先事業者所有のデータセンター内 a. 24時間365日運用監視 b. 全館システムによる入退館管理およびビデオカメラによる監視 c. サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定され、入口は生体認証による管理 d. データセンター社員による巡回監視 e. 全機器ラック搭載および常時施錠 f. サーバへのアクセスはシステム運用担当社員のみに限定 ②データ保管場所 ： 上記データセンター内に設置されたサーバ内 a. データの持ち出し／受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定 （地方税共同機構からの指示により実施） b. 媒体運搬はeLTAX担当社員のみに限定
②保管期間	期間	[6年以上10年未満] ＜選択肢＞ 1）1年未満 2）1年 3）2年 4）3年 5）4年 6）5年 7）6年以上10年未満 8）10年以上20年未満 9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	審査システムの審査サーバ：7年 法定の賦課決定期間に対応するため。
③消去方法		情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。
7. 備考		

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

＜個人住民税課税情報ファイル＞

（1）当初資料ファイル

ア. 資料_基本情報
課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、資料作成方法区分、資料詳細区分、合算区分、優先課税資料区分、徴収区分、指定番号、整理番号、受給者番号、資料個人番号、資料生年月日、資料氏名カナ、税務署連絡区分、警告エラー無視、強制課税区分、手入力、青色申告、エラー有無、エラー区分、併徴元資料、転送区分、転送先コード、転送日、翌年申告書作成区分、発送区分、調査コード、取消区分、強制親該当、国税連携区分、前職給報該当、還付申告、申告日、配当・株式等譲渡の申告不要制度適用、専従者給報該当、乙欄、死亡退職、災害者、外国人、就退職区分、就退職日、年調済、租税条約、摘要欄、非居住者である親族の数、控除対象扶養親族の欄外記載、16歳未満扶養親族の欄外記載、訂正削除等区分、ファイル名、資料種別、提出日、特例適用条文コード1、特例適用条文コード2、特例適用条文コード3、免税外肉用牛総合課税、本人　特別障害、本人　その他障害、本人　寡婦、本人　寡夫、本人　ひとり親、本人　勤労学生、本人　未成年、同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり（老人）、扶養　年少人数、扶養　一般人数、扶養　特定人数、扶養　老人同居人数、扶養　老人合計人数、扶養　障害（特別同居）人数、扶養　障害（特別合計）人数、扶養　障害（その他）人数、専従者　配偶者あり、専従者　その他人数、専従者控除（配偶者）、専従者控除（その他）、住宅居住開始年月日1、住宅居住開始年月日2、住宅借入金等年末残高1、住宅借入金等年末残高2、住宅借入区分1、住宅借入区分2、特定取得区分1、特定取得区分2、住宅借入金等特別控除適用数　等

イ. 資料_所得情報
課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、収入所得コード、収入所得金額、給与収入（一般）、給与収入（専従）、特定支出控除額、給与、所得金額調整控除額、前職分給与収入、住宅借入金等特別控除可能額　等

ウ. 資料_控除情報
課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、控除コード、控除額、所得控除合計計算値、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、住宅借入金特別控除、旧生命保険支払額（生命保険料内訳）、新生命保険支払額（生命保険料内訳）、旧生命保険支払額（生命保険料内訳）、新個人年金支払額（生命保険料内訳）、地震保険料旧長期支払額、介護医療支払額（生命保険料内訳）、基礎、配偶者、配偶者特別、配偶者所得、国民年金保険料等　等

エ. 資料_国税情報
課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、国税コード、国税金額、源泉徴収税額、未納付の源泉徴収税額、源泉徴収税額計算値、定率控除額（所得税）　等

オ. 資料記載扶養管理
課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、対象区分、記載順、資料個人番号、資料氏名カナ、資料氏名漢字、資料生年月日、非居住者該当、扶養親族宛名番号、同一生計配偶者該当、資料続柄、合計所得金額48万円以下該当、障害者該当、特別障害者該当、国外居住該当、国外居住年調該当、16歳未満該当、所得金額調整控除該当、別居該当　等

カ. 資料記載専従管理
課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、記載順、資料個人番号、資料氏名カナ、資料氏名漢字、資料生年月日、非居住者該当、専従者宛名番号、配偶者該当、資料続柄、専従者控除額　等

キ. 資料記載法人番号管理
課税区、算定団体コード、年度分、指定番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、更新済、エラー区分、法人番号　等

ク. 扶養情報
課税区、年度分、宛名番号_被扶養者、宛名番号_扶養者、履歴連番、扶養関係区分、専従区分、障害区分、扶養区分、世帯外被扶養者該当、住登外被扶養者該当、世帯外配偶者該当、国外扶養者該当、国外扶養者申告有無、登録事由、照会区分（他市照会）、照会先（他市照会）、扶養否認該当　等

ケ. 申告特例通知情報
課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、寄附先コード、個人番号、資料生年月日、資料氏名カナ、合計寄附金額、取消区分、訂正削除等区分　等

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

＜個人住民税課税情報ファイル＞

（2）障害者ファイル

ア. 納税義務者情報
課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、履歴連番、未申告区分、寡婦理由、前年度_国保納付額（特徴）、前年度_国保納付額（普徴）、前年度_介護納付額（特徴）、前年度_介護納付額（普徴）、前年度_後期納付額（特徴）、前年度_後期納付額（普徴）、身体障害者_障害区分、身体障害者_等級区分、身体障害者_初回手帳交付日、身体障害者_手帳返還日、身体障害者_手帳再交付日、療育_障害区分、療育_等級区分、療育_初回手帳交付日、療育_手帳返還日、療育_手帳再交付日、精神障害者_障害区分、精神障害者_等級区分、精神障害者_初回手帳交付日、精神障害者_手帳返還日、精神障害者_手帳再交付日、精神障害者_有効期限、戦傷病者_障害区分、戦傷病者_等級区分、戦傷病者_初回手帳交付日、戦傷病者_手帳返還日、戦傷病者_手帳再交付日、生活保護該当、申告書発送停止希望、申告書発送停止希望_引継ぎ区分、基礎年金番号、市税事務所コード　等

（3）生活保護ファイル

ア. 納税義務者情報
課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、履歴連番、未申告区分、寡婦理由、前年度_国保納付額（特徴）、前年度_国保納付額（普徴）、前年度_介護納付額（特徴）、前年度_介護納付額（普徴）、前年度_後期納付額（特徴）、前年度_後期納付額（普徴）、身体障害者_障害区分、身体障害者_等級区分、身体障害者_初回手帳交付日、身体障害者_手帳返還日、身体障害者_手帳再交付日、療育_障害区分、療育_等級区分、療育_初回手帳交付日、療育_手帳返還日、療育_手帳再交付日、精神障害者_障害区分、精神障害者_等級区分、精神障害者_初回手帳交付日、精神障害者_手帳返還日、精神障害者_手帳再交付日、精神障害者_有効期限、戦傷病者_障害区分、戦傷病者_等級区分、戦傷病者_初回手帳交付日、戦傷病者_手帳返還日、戦傷病者_手帳再交付日、生活保護該当、申告書発送停止希望、申告書発送停止希望_引継ぎ区分、基礎年金番号、市税事務所コード　等

（4）年金特徴ファイル

ア. 公的年金特別徴収対象者
捕捉年度、宛名番号、課税区、データ区分、履歴連番、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、予備1、特別徴収制度コード、作成年月日、年金保険者用整理番号1、年金コード、予備2、生年月日、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所カナ、住所漢字、各種区分コード、処理結果コード、予備3、各種年月日、支払額（10月分）、支払額（12月分）、支払額（2月分）、支払額（4月分）、支払額（6・8月分）、本徴収額合計、仮徴収額合計、年金受給額、停止年月、予備4、年金保険者用整理番号2、個人番号、特徴開始月、特徴開始期別、特徴依頼日、突合結果コード、突合区分、特徴状態、レコード番号　等

イ. 受理データ（データ部）情報
捕捉年度、受理周期、受理年月日、ファイル名、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、予備1、特別徴収制度コード、作成年月日（西暦年月日）、年金保険者用整理番号1、年金コード、予備2、生年月日（西暦年月日）、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所（カナ）、住所（漢字）、各種区分コード、処理結果コード、予備3、各種年月日（西暦年月日）、各種金額欄（金額1）、各種金額欄（金額2）、各種金額欄（金額3）、各種金額欄（金額4）、各種金額欄（金額5）、各種金額欄（金額6）、各種金額欄（金額7）、各種金額欄（金額8）、停止年月、予備4、年金保険者用整理番号2、個人番号、レコード番号、エラー区分、連番（データ連番）　等

（5）課税台帳ファイル

ア. 課税_基本情報
宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、異動日、更正日、確定申告日、賦課決定日、異動事由、通知事由、優先課税資料区分、確定申告書提出有、個人住民税申告書提出有、徴収区分、指定番号、整理番号、受給者番号、警告エラー無視、強制課税区分、非課税判定区分、均等割軽減区分、手入力、青色申告、減免普徴開始月、減免特徴開始月、減免公徴開始月、減免率、免税外肉用牛総合課税、年特継続区分、年特義務者コード、年金特徴中止区分、翌年度仮徴収中止区分、本人　特別障害、本人　その他障害、本人　老年者、本人　寡婦、本人　寡夫、本人　ひとり親、本人　勤労学生、本人　未成年、本人　夫あり、同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり（老人）、扶養　年少、扶養　一般、扶養　特定、扶養　老人同居、扶養　老人合計、扶養　障害（特別同居）、扶養　障害（特別合計）、扶養　障害（その他）、専従者　配偶者あり、専従者　その他、専従者控除（配偶者）、専従者控除（その他）、所得割　市（減免後）（適用税率）、所得割　県（減免後）（適用税率）、均等割　市（軽減後・減免後）、均等割　県（減免後）、市民税　合計（適用税率）、県民税　合計（適用税率）、森林環境税、差引年税額、所得割　市（減免後）（税源移譲前）、所得割　県（減免後）（税源移譲前）、市民税（税源移譲前）、県民税（税源移譲前）　等

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

＜個人住民税課税情報ファイル＞

イ. 課税_所得情報
宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、収入所得コード、収入所得金額、営業等、営業等収入、営業（営業等内訳）、営業収入（営業等内訳）、漁業（営業等内訳）、漁業収入（営業等内訳）、他事（営業等内訳）、他事収入（営業等内訳）、農業、農業収入、肉用牛（免税・免外計）、肉用牛収入、肉用牛売却価格、不動産、不動産収入、利子、利子収入、配当（配当控除適用分）、配当収入（配当控除適用分）、配当（私募証券）、配当収入（私募証券）、配当（一般外貨建等証券）、配当収入（一般外貨建等証券）、配当（配当控除適用無分）、配当収入（配当控除適用無分）、配当（非上場少額）、配当収入（非上場少額）、給与、給与収入（一般）、給与（調整控除前）、公的年金等、公的年金等収入、業務雑（内訳）、業務雑収入（内訳）、その他雑（内訳）、その他雑収入（内訳）、雑、雑収入、総合短期譲渡（特別控除後）、総合短期譲渡収入、総合長期譲渡収入、総合長期譲渡（特別控除前・2分の1前）、一時（特別控除後・2分の1前）、一時収入、一時（特別控除）、譲渡・一時（2分の1後）、分離短期一般（特別控除前）、分離短期一般収入、分離短期一般（特別控除）、分離短期軽減（特別控除前）、分離短期軽減収入、分離短期軽減（特別控除）、分離長期一般（特別控除前）、分離長期一般収入、分離長期一般（特別控除）、分離長期特定（特別控除前）、分離長期特定収入、分離長期特定（特別控除）、分離長期特定（居住特例）、分離長期軽課（特別控除前）、分離長期軽課収入、分離長期軽課（特別控除）、分離未公開有価証券（特例）、分離未公開有価証券収入（特例）、分離上場株式等譲渡、分離上場株式等譲渡収入、分離上場配当、分離上場配当収入、分離事業・雑、分離事業・雑収入、分離先物取引、分離先物取引収入、分離山林（特別控除前）、分離山林収入、分離山林（特別控除）、分離山林（特別控除後）、分離退職、分離退職収入、障害退職該当、特定役員該当、勤務年数、総合純損失、雑損失、長期（居住特例）の損失、株式等譲渡繰越損失、上場配当繰越損失、経常所得、総合譲渡・一時、分離短期一般（損益通算・特別控除後）、分離短期軽減（損益通算・特別控除後）、分離長期一般（損益通算・特別控除後）、分離長期特定（損益通算・特別控除後）、分離長期軽課（損益通算・特別控除後）、分離山林、分離退職、配当割額、推定所得（国保用）、繰越損失（国保用）、繰越損失軽減用（国保用）、非課税所得区分1、非課税所得金額1、変動所得、臨時所得、譲渡割額　等

ウ. 課税_控除情報
宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、控除コード、控除額、所得控除合計、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、生命保険料（所得税）、新生命保険支払額（生命保険料内訳）、旧生命保険支払額（生命保険料内訳）、新個人年金支払額（生命保険料内訳）、旧個人年金支払額（生命保険料内訳）、介護医療保険料（生命保険料内訳）、地震保険料、地震保険料（所得税）、地震保険料支払額、地震保険料旧長期支払額、寡婦、寡夫、ひとり親、勤労学生、配偶者、配偶者特別、配偶者特別（所得税）、配偶者所得、扶養、一般扶養、特定扶養、老人扶養、障害者扶養、年少扶養、基礎、雑損、医療費、医療費計算値、医療費支払額、医療費補てん額、医療費特例該当、寄附金、寄附金（所得税）、寄附金（ふるさと納税）、寄附金（ワンストップ特例）、寄附金（共同募金・日赤支部）、寄附金（都道府県条例指定）、寄附金（市区町村条例指定）、特定寄附金、震災関連寄附金(限度額80%の分)（所得税）、特定震災指定寄附金(税額控除適用分)（所得税）、認定NPO寄附金(税額控除適用分)（所得税）　等

エ. 課税_税額情報
宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、税額コード、税額　市（税源移譲前）、税額　県（税源移譲前）、税額　市（適用税率）、税額　県（適用税率）、調整控除、配当控除、配当控除計算値、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、申告特例控除（住民税寄附金控除内訳）、外国税額控除、税額調整額、定率控除額、配当・譲渡割額、配当譲渡割控除不足額、老年者非課税経過措置、税源移譲減額、端数、所得割（税額控除後）、所得割（端数切捨て前）、減免額（所得割）、免税額（所得割）、均等割、減免額（均等割）、軽減額（均等割））　等

オ. 課税_課標情報
宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、課税標準コード、課税標準額、所得割額　市（税源移譲前）、所得割額　県（税源移譲前）、所得割額　市（適用税率）、所得割額　県（適用税率）、総合、総合計算値、肉用牛、山林、退職、事業・雑、短期一般、短期軽減（国・地方）、長期特定（優良住宅）、長期軽課（居住財産）、上場株式等配当等、先物取引、合計　等

カ. 課税_国税情報
宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、国税コード、国税金額、課税される所得金額、配当控除（所得税）、配当控除計算値（所得税）、住宅借入金等特別控除（所得税）、政党等寄附金等特別控除、外国税額控除（所得税）、定率控除額（所得税）、総合所得税、総合所得税計算値、土地等所得税、土地等所得税計算値、分離短期所得税、分離短期所得税計算値、分離長期所得税、分離長期所得税計算値、株式譲渡（未公開分）所得税、株式譲渡（未公開分）所得税計算値、一般株式等譲渡所得税、一般株式等譲渡所得税計算値、株式譲渡（上場分）所得税、株式譲渡（上場分）所得税計算値、上場株式等譲渡所得税、上場株式等譲渡所得税計算値、株式等譲渡所得税、株式等譲渡所得税計算値、上場株式配当等所得税、上場株式配当等所得税計算値、先物取引所得税、先物取引所得税計算値、山林所得税、山林所得税計算値、退職所得税、退職所得税計算値、特例肉用牛所得税、特例肉用牛所得税計算値、その他税額控除（所得税）、所得税住宅耐震改修特別控除等、住宅耐震特別控除、住宅特定改修控除、認定長期優良控除、所得税額、所得税額計算値、所得税額（税額控除前）、所得税災害減免額、再差引所得税額、再差引所得税額計算値、復興特別所得税額、復興特別所得税額計算値、所得税及び復興特別所得税の額、所得税及び復興特別所得税の額計算値、源泉徴収税額、源泉徴収税額計算値、予定納税額、納める税金、還付される税金、申告納税額、税額控除合計、住民税予想額、所得税実徴収額、期限内納付額、延納届出額　等

（6）事業所情報ファイル

ア. 事業所情報
課税区、宛名番号、指定番号、履歴連番、個人事業主・法人区分、休業該当、除籍区分、除籍日、異動入力日、税額通知出力区分、帳票内ソート対象区分　等

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

＜個人住民税課税情報ファイル（eLTAX）＞

1．年金特別徴収管理情報

・公的年金等支払報告書記載情報

2．年金特別徴収情報

・相当年度　・宛名番号　・個人番号　・氏名　・生年月日　・性別　・年金保険者　・年金種別　・基礎年金番号
・通知年月日　・中止年月日　・中止事由　・変更月　・特別徴収依頼額　・仮特別徴収額　・年金支払額
・所得税額　・介護保険料特別徴収額　・国民健康保険料特別徴収額　・

3．給与特別徴収管理情報

・給与支払報告書記載情報

4．給与特別徴収情報

・指定番号　・個人番号　・受給者番号　・住所　・氏名　・特別徴収税額　・月割特別徴収税額　・所得　・所得控除
・課税標準　・税額　・納付額　・宛名番号

5．国税情報

・個人番号　・氏名　・生年月日　・性別　・住所　・確定申告書記載情報　・年分　・資料番号　・利用者識別番号
・申告区分　・取込区分　・異動年月日　・局所番号　・整理番号　・データ作成　・連携年月日

6．寄附金税額控除情報

・手続ID　・修正回数　・通知年月日　・回送先団体コード　・回送先政令指定都市区コード　・回送先区・事務所コード
・回送先市（区町村）長　・回送元団体コード　・回送元市(区町村)長または 都道府県知事　・連絡先組織名
・連絡先電話番号　・年分　・住所　・フリガナ　・氏名　・個人番号　・生年月日　・電話番号　・合計寄附金額
・備考　・団体間回送発行番号

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

1．固定資産税賦課情報ファイル　（104項目）
・仮更正番号　・算定団体コード　・賦課区コード　・年度分　・名寄番号　・履歴連番　・納税義務者宛名番号　・納税義務者持分番号　・科目コード　・科目詳細コード　・土地免税点区分　・土地区分免税点区分　・家屋免税点区分　・家屋区分免税点区分　・償却資産免税点区分　・課税標準額 土地固定　・課税標準額 土地都計　・課税標準額 家屋固定　・課税標準額 家屋都計　・課税標準額 償却　・課税標準額 合計固定　・課税標準額 合計都計　・算出税額固定　・算出税額都計　・軽減課標 土地固定　・軽減課標 土地都計　・軽減課標 家屋固定　・軽減課標 家屋都計　・軽減課標 合計固定　・軽減課標 合計都計　・軽減税額 土地固定　・軽減税額 土地都計　・軽減税額 家屋固定　・軽減税額 家屋都計　・軽減税額 合計固定　・軽減税額 合計都計　・減免課標 土地固定　・減免課標 土地都計　・減免課標 家屋固定　・減免課標 家屋都計　・減免課標 償却　・減免課標 合計固定　・減免課標 合計都計　・減免税額 土地固定　・減免税額 土地都計　・減免税額 家屋固定　・減免税額 家屋都計　・減免税額 償却　・固定人的減免（月割・手入力）　・都計人的減免（月割・手入力）　・減免税額 合計固定　・減免税額 合計都計　・不均一課標 土地固定　・不均一課標 土地都計　・不均一課標 家屋固定　・不均一課標 家屋都計　・不均一課標 償却　・不均一課標 合計固定　・不均一課標 合計都計　・不均一税額 土地固定　・不均一税額 土地都計　・不均一税額 家屋固定　・不均一税額 家屋都計　・不均一税額 償却　・不均一税額 合計固定　・不均一税額 合計都計　・区分所有課標 土地固定　・区分所有課標 土地都計　・区分所有課標 家屋固定　・区分所有課標 家屋都計　・区分所有課標 合計固定　・区分所有課標 合計都計　・区分所有税額 土地固定　・区分所有税額 土地都計　・区分所有税額 家屋固定　・区分所有税額 家屋都計　・区分所有税額 合計固定　・区分所有税額 合計都計　・確定税額 合計固定　・確定税額 合計都計　・期割人的減免額適用前の年税額　・期割人的減免税額　・差引年税額　・相当税額 土地固定　・相当税額 土地都計　・相当税額 家屋固定　・相当税額 家屋都計　・相当税額 償却　・区分所有減免税額 合計固定　・区分所有減免税額 合計都計　・異動日　・異動事由　・減免割区分（月割 OR 期割 OR 手入力）　・人的減免率　・減免月数　・期割減免開始期　・減免事由　・最新区分　・団体内外区分　・調定按分区分　・按分元共有名寄番号　・按分元共有持分番号　・按分元差引年税額　・賦課決定日

2．固定資産税土地情報ファイル（140項目）
・課税年度　・土地コード　・土地年度内連番　・名寄番号　・納税義務者宛名番号　・納税義務者持分番号　・表題部所有者_宛名番号　・納税義務者区分　・不動産番号　・登記済ID　・最新区分　・閉鎖区分　・名義人宛名番号　・名義人持分番号　・旧所有者宛名番号　・旧所有者持分番号　・算定団体コード　・賦課区コード　・大字コード　・小字コード　・地番本番記号前　・地番本番　・地番本番記号後　・地番枝1記号前　・地番枝1　・地番枝1記号後　・地番枝2記号前　・地番枝2　・地番枝2記号後　・地番枝3記号前　・地番枝3　・地番枝3記号後　・地番枝4記号前　・地番枝4　・地番枝4記号後　・地番枝5記号前　・地番枝5　・地番枝5記号後　・地番特殊1　・地番特殊2　・編集後地番　・検索用地番　・登記地目　・課税地目　・現況用途コード1　・現況用途コード2　・現況用途コード3　・評価地目　・地目詳細　・登記地積　・現況地積　・課税地積　・小規模地積　・一般地積　・非住宅地積　・用途地区　・登記受付日　・登記原因日　・登記異動日　・登記事由　・名義人異動年月日　・名義人異動事由　・異動日　・異動事由　・納税義務者異動年月日　・納税義務者異動理由　・登記によらない所有権移転の原因事由（入力）　・受付番号　・登記の目的　・登記地図番号　・地図番号1　・地図番号2　・地図番号3　・地図番号4　・非課税区分　・非課税地積　・評価分割事由　・評価分割地積　・評価分割按分率　・価格登録日　・宅地比準区分　・課標計算区分　・負担水準方式　・課税処理保留フラグ　・都計課税区分　・都市計画区分　・都市計画区分の編入年度　・特定市街化開始年度　・農地分類　・生産緑地区分　・生産緑地区分の編入年度　・生産緑地終了年度　・国土調査完了フラグ　・国土調査地積　・国土調査実施年月日　・国土調査地目　・複合利用鉄軌道番号　・現況調査年月日　・換地区分　・保留地区分　・未登記フラグ　・住居表示　・修正予定フラグ　・賦課更正区分　・更正事由　・更正年月日　・更正決定日　・賦課期日フラグ　・出力除外フラグ　・登記大字コード　・登記小字コード　・登記地番本番記号前　・登記地番本番　・登記地番本番記号後　・登記地番枝1記号前　・登記地番枝1　・登記地番枝1記号後　・登記地番枝2記号前　・登記地番枝2　・登記地番枝2記号後　・登記地番枝3記号前　・登記地番枝3　・登記地番枝3記号後　・登記地番枝4記号前　・登記地番枝4　・登記地番枝4記号後　・登記地番枝5記号前　・登記地番枝5　・登記地番枝5記号後　・登記地番特殊1　・登記地番特殊2　・編集後登記地番　・検索用登記地番　・地上権設定の有無　・敷地権の設定の有無　・閉鎖事由（入力）　・市町村境フラグ　・分筆・合筆原因区分　・分合筆メモ　・担当者

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

3．固定資産税家屋情報ファイル（183項目）
・課税年度 ・家屋コード ・家屋年度内連番 ・名寄番号 ・義務者宛名番号 ・義務者持分番号 ・表題部所有者_宛名番号 ・納税義務者区分（登記上の権利者、現所有者、使用者） ・不動産番号 ・登記済ID ・管理番号 ・最新区分 ・閉鎖区分 ・名義人宛名番号 ・名義人持分番号 ・旧所有者宛名番号 ・旧所有者持分番号 ・算定団体コード ・賦課区コード ・大字コード ・小字コード ・地番本番記号前 ・地番本番 ・地番本番記号後 ・地番枝1記号前 ・地番枝1 ・地番枝1記号後 ・地番枝2記号前 ・地番枝2 ・地番枝2記号後 ・地番枝3記号前 ・地番枝3 ・地番枝3記号後 ・地番枝4記号前 ・地番枝4 ・地番枝4記号後 ・地番枝5記号前 ・地番枝5 ・地番枝5記号後 ・地番特殊1 ・地番特殊2 ・編集後地番 ・検索用地番 ・家屋番号本番記号前 ・家屋番号本番 ・家屋番号本番記号後 ・家屋番号枝1記号前 ・家屋番号枝1 ・家屋番号枝1記号後 ・家屋番号枝2記号前 ・家屋番号枝2 ・家屋番号枝2記号後 ・家屋番号枝3記号前 ・家屋番号枝3 ・家屋番号枝3記号後 ・家屋番号枝4記号前 ・家屋番号枝4 ・家屋番号枝4記号後 ・家屋番号枝5記号前 ・家屋番号枝5 ・家屋番号枝5記号後 ・家屋番号特殊1 ・家屋番号特殊2 ・編集後家屋番号 ・検索用家屋番号 ・住居表示 ・登記構造コード ・構造コード ・登記種類コード ・種類コード ・登記屋根コード ・屋根コード1 ・屋根コード2 ・屋根コード3 ・主たる用途コード ・現況用途コード2 ・現況用途コード3 ・附属家フラグ ・登記地上階数 ・登記地下階数 ・地上階数 ・地下階数 ・登記床面積全体 ・登記床面積一階 ・登記床面積一階以外 ・現況床面積全体 ・現況床面積一階 ・現況床面積一階以外 ・現況地下床面積 ・区分所有フラグ ・専用部分床面積（居住用部分） ・共用部分床面積 ・住居部分床面積 ・課税合計床面積 ・課税一階床面積 ・課税一階以外床面積 ・課税地下床面積 ・登記建築年月日 ・建築年月日 ・改築年月日 ・増築年月日 ・増改築フラグ ・増築・改築前床面積 ・増築・改築前住居部分床面積 ・非課税区分 ・非課税根拠 ・非課税適用開始年度 ・非課税適用終了年度 ・非課税面積 ・非課税一階床面積 ・非課税一階以外床面積 ・課税処理保留フラグ ・都計課税区分 ・都市計画区分 ・賦課更正区分 ・修正予定フラグ ・主従区分 ・棟数区分 ・貸家区分 ・住宅戸数 ・受付番号 ・登記の目的 ・登記滅失年月日 ・登記滅失部分面積 ・滅失区分（全部滅失、一部滅失） ・滅失年月日 ・一部滅失部分床面積 ・未登記フラグ ・現況調査年月日 ・価格登録日 ・概調修正区分 ・変動分概調集計年度 ・部屋番号 ・タワーマンションフラグ ・タワーマンション補正区分 ・階層数 ・居住専有区分 ・タワーマンション補正後床面積 ・個別補正率 ・高層補正率 ・登記受付日 ・登記原因日 ・登記異動日 ・登記事由 ・名義人異動年月日 ・名義人異動事由 ・異動年月日 ・異動事由 ・登録年月日 ・納税義務者異動年月日 ・納税義務者異動理由 ・登記によらない所有権移転の原因事由（入力） ・更正事由 ・更正年月日 ・更正決定日 ・賦課期日フラグ ・出力除外フラグ ・登記大字コード ・登記小字コード ・登記地番本番記号前 ・登記地番本番 ・登記地番本番記号後 ・登記地番枝1記号前 ・登記地番枝1 ・登記地番枝1記号後 ・登記地番枝2記号前 ・登記地番枝2 ・登記地番枝2記号後 ・登記地番枝3記号前 ・登記地番枝3 ・登記地番枝3記号後 ・登記地番枝4記号前 ・登記地番枝4 ・登記地番枝4記号後 ・登記地番枝5記号前 ・登記地番枝5 ・登記地番枝5記号後 ・登記地番特殊1 ・登記地番特殊2 ・分棟・合棟原因区分 ・分合棟メモ ・担当者 ・管理番号

4．固定資産税償却資産情報ファイル（86項目）
・算定団体コード ・賦課区コード ・課税年度 ・名寄番号 ・償却基本年度内連番 ・本店番号 ・本店支店区分 ・最新区分 ・閉鎖区分 ・義務者宛名番号 ・申告日 ・申告受付日 ・公簿上の住所（所在地）_郵便番号 ・公簿上の住所（所在地）_市区町村コード ・公簿上の住所（所在地）_町字コード ・公簿上の住所（所在地）_都道府県 ・公簿上の住所（所在地）_市区郡町村名 ・公簿上の住所（所在地）_町字 ・公簿上の住所（所在地）_番地号表記 ・公簿上の住所（所在地）_方書 ・公簿上の住所（所在地） ・公簿上の住所（所在地）_カナ ・公簿上の生年月日又は設立年月日 ・事業種目 ・資本金 ・事業開始年月 ・償却応答者氏名漢字 ・償却応答者電話番号 ・税理士名 ・税理士電話番号 ・短縮耐用年数有無 ・増加償却届出有無 ・非課税該当資産有無 ・課税標準特例の有無 ・特別償却有無 ・償却方法 ・青色申告の有無 ・資産所在地１ ・資産所在地1_郵便番号 ・資産所在地1_市区町村コード ・資産所在地1_町字コード ・資産所在地1_都道府県 ・資産所在地1_市区郡町村名 ・資産所在地1_町字 ・資産所在地1_番地号表記 ・資産所在地1_方書 ・資産所在地２ ・資産所在地2_郵便番号 ・資産所在地2_市区町村コード ・資産所在地2_町字コード ・資産所在地2_都道府県 ・資産所在地2_市区郡町村名 ・資産所在地2_町字 ・資産所在地2_番地号表記 ・資産所在地2_方書 ・資産所在地３ ・資産所在地3_郵便番号 ・資産所在地3_市区町村コード ・資産所在地3_町字コード ・資産所在地3_都道府県 ・資産所在地3_市区郡町村名 ・資産所在地3_町字 ・資産所在地3_番地号表記 ・資産所在地3_方書 ・借用資産の有無 ・貸主氏名 ・事業所用家屋の所有区分 ・廃業等管理区分 ・統合先名寄番号 ・申告区分（全資産申告、増減資産申告） ・申告種類（書面、ELTAX） ・電算処理フラグ ・優先区分 ・課税方法区分（申告、みなし課税、推計課税） ・年度切替停止区分 ・申告書類作成区分 ・プレ申告データの作成フラグ ・異動年月日 ・異動事由 ・申告書の備考（添付書類等） ・催告書発送停止フラグ ・調査日 ・調査結果 ・調査方法 ・調査区分 ・調査担当者

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

固定資産税償却資産情報ファイル（eLTAX）

1．償却資産課税台帳

・所有者コード・申告年度・提出年月日・あて先・1住所フリガナ・1住所郵便番号・1住所・1電話
・2氏名フリガナ・2氏名・2代表者フリガナ・2代表者・2屋号・3事業種目・3事業種目（資本金等の額）
・4事業開始年月・5この申告に応答する者の係及び氏名（係）・5この申告に応答する者の係及び氏名（氏名）
・5この申告に応答する者の係及び氏名（電話）・6税理士等の氏名・6税理士等の氏名（電話）
・7短縮耐用年数の承認・8増加償却の届出・9非課税該当資産・10課税標準の特例・11特別償却又は圧縮記帳
・12税務会計上の償却方法・13青色申告・14市（区）町村内における事業所等資産の所在地
・14市（区）町村内における事業所等資産の所在地2・14市（区）町村内における事業所等資産の所在地3
・15借用資産　（有無）・［15借用資産］貸主の名称等・16事業所用家屋の所有区分・17備考
・連帯納税義務者人数・［構築物］［取得価額］前年前に取得したもの（イ）・［機械及び装置］［取得価額］前年前に取得したもの（イ）
・［船舶］［取得価額］前年前に取得したもの（イ）・［航空機］［取得価額］前年前に取得したもの（イ）
・［車両及び運搬具］［取得価額］前年前に取得したもの（イ）・［工具、器具及び備品］［取得価額］前年前に取得したもの（イ）
・［合計］［取得価額］前年前に取得したもの（イ）・［構築物］［取得価額］前年中に減少したもの（ロ）
・［機械及び装置］［取得価額］前年中に減少したもの（ロ）・［船舶］［取得価額］前年中に減少したもの（ロ）
・［航空機］［取得価額］前年中に減少したもの（ロ）・［車両及び運搬具］［取得価額］前年中に減少したもの（ロ）
・［工具、器具及び備品］［取得価額］前年中に減少したもの（ロ）・［合計］［取得価額］前年中に減少したもの（ロ）
・［構築物］［取得価額］前年中に取得したもの（ハ）・［機械及び装置］［取得価額］前年中に取得したもの（ハ）
・［船舶］［取得価額］前年中に取得したもの（ハ）・［航空機］［取得価額］前年中に取得したもの（ハ）
・［車両及び運搬具］［取得価額］前年中に取得したもの（ハ）・［工具、器具及び備品］［取得価額］前年中に取得したもの（ハ）
・［合計］［取得価額］前年中に取得したもの（ハ）・［構築物］［取得価額］計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）
・［機械及び装置］［取得価額］計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）・［船舶］［取得価額］計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）
・［航空機］［取得価額］計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）・［車両及び運搬具］［取得価額］計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）
・［工具、器具及び備品］［取得価額］計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）・［合計］［取得価額］計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）・対象年
・［構築物］1月1日現在の帳簿価額（ホ）・［機械及び装置］1月1日現在の帳簿価額（ホ）・［船舶］1月1日現在の帳簿価額（ホ）
・［航空機］1月1日現在の帳簿価額（ホ）・［車両及び運搬具］1月1日現在の帳簿価額（ホ）
・［工具、器具及び備品］1月1日現在の帳簿価額（ホ）・［合計］1月1日現在の帳簿価額（ホ）・［構築物］評価額（ヘ）
・［機械及び装置］評価額（ヘ）・［船舶］評価額（ヘ）・［航空機］評価額（ヘ）・［車両及び運搬具］評価額（ヘ）
・［工具、器具及び備品］評価額（ヘ）・［合計］評価額（ヘ）・［構築物］決定価格（ト）・［機械及び装置］決定価格（ト）
・［船舶］決定価格（ト）・［航空機］決定価格（ト）・［車両及び運搬具］決定価格（ト）・［工具、器具及び備品］決定価格（ト）
・［合計］決定価格（ト）・［構築物］課税標準額（チ）・［機械及び装置］課税標準額（チ）・［船舶］課税標準額（チ）
・［航空機］課税標準額（チ）・［車両及び運搬具］課税標準額（チ）・［工具、器具及び備品］課税標準額（チ）
・［合計］課税標準額（チ）・［構築物］件数・［機械及び装置］件数・［船舶］件数・［航空機］件数・［車両及び運搬具］件数
・［工具、器具及び備品］件数・［合計］件数・個人番号

2．償却資産種類別明細（増加・全資産）

・所有者コード・申告年度・所有者名・全頁数・異動入力区分・修正入力区分・種類別明細書（増加資産・全資産用）
・行番号・異動区分・異動事由・異動明細・資産の種類・資産コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額（イ）
・耐用年数・申告年度・減価残存率（ロ）・価額（ハ）・1月1日帳簿価額・［課税標準の特例］率・［課税標準の特例］コード
・課税標準額・限度額表示・事由・区分・摘要・［合計］数量・［合計］取得価額・［合計］価額・［合計］1月1日の帳簿価額
・［合計］課税標準額
・［取得価額前年中増加額］構築物・［取得価額前年中増加額］機械及び装置
・［取得価額前年中増加額］船舶・［取得価額前年中増加額］航空機・［取得価額前年中増加額］車両及び運搬具
・［取得価額前年中増加額］工具、器具及び備品・［取得価額前年中増加額］合計・［取得価額前年中減少額］構築物
・［取得価額前年中減少額］機械及び装置・［取得価額前年中減少額］船舶
・［取得価額前年中減少額］航空機・［取得価額前年中減少額］車両及び運搬具
・［取得価額前年中減少額］工具、器具及び備品・［取得価額前年中減少額］合計・［1月1日帳簿価額］構築物
・［1月1日帳簿価額］機械及び装置・［1月1日帳簿価額］船舶・［1月1日帳簿価額］航空機・［1月1日帳簿価額］車両及び運搬具
・［1月1日帳簿価額］工具、器具及び備品・［1月1日帳簿価額］合計・［評価額］構築物・［評価額］機械及び装置
・［評価額］船舶・［評価額］航空機・［評価額］車両及び運搬具・［評価額］工具、器具及び備品・［評価額］合計
・［課税標準額］構築物・［課税標準額］機械及び装置・［課税標準額］船舶・［課税標準額］航空機・［課税標準額］車両及び運搬具
・［課税標準額］工具、器具及び備品・［課税標準額］合計・［件数］構築物・［件数］機械及び装置・［件数］船舶・［件数］航空機
・［件数］車両及び運搬具・［件数］工具、器具及び備品・［件数］合計

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

3．償却資産種類別明細（減少）
・所有者コード・申告年度・所有者名・全頁数・異動入力区分・修正入力区分・種類別明細書（減少資産）・行番号
・異動区分・異動事由・異動明細・資産の種類・抹消コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額
・耐用年数・申告年度・減価残存率（ロ）・価額（ハ）・１月１日帳簿価額・[課税標準の特例]率・[課税標準の特例]コード
・課税標準額・限度額表示・事由・区分・摘要・[合計]数量・[合計]取得価額・[合計]価額・[合計]１月１日の帳簿価額
・[合計]課税標準額
・[取得価額前年中増加額]構築物・[取得価額前年中増加額]機械及び装置
・[取得価額前年中増加額]船舶・[取得価額前年中増加額]航空機・[取得価額前年中増加額]車両及び運搬具
・[取得価額前年中増加額]工具、器具及び備品・[取得価額前年中増加額]合計・[取得価額前年中減少額]構築物
・[取得価額前年中減少額]機械及び装置・[取得価額前年中減少額]船舶
・[取得価額前年中減少額]航空機・[取得価額前年中減少額]車両及び運搬具
・[取得価額前年中減少額]工具、器具及び備品・[取得価額前年中減少額]合計・[１月１日帳簿価額]構築物
・[１月１日帳簿価額]機械及び装置・[１月１日帳簿価額]船舶・[１月１日帳簿価額]航空機・[１月１日帳簿価額]車両及び運搬具
・[１月１日帳簿価額]工具、器具及び備品・[１月１日帳簿価額]合計・[評価額]構築物・[評価額]機械及び装置
・[評価額]船舶・[評価額]航空機・[評価額]車両及び運搬具・[評価額]工具、器具及び備品・[評価額]合計
・[課税標準額]構築物・[課税標準額]機械及び装置・[課税標準額]船舶・[課税標準額]航空機・[課税標準額]車両及び運搬具
・[課税標準額]工具、器具及び備品・[課税標準額]合計・[件数]構築物・[件数]機械及び装置・[件数]船舶・[件数]航空機
・[件数]車両及び運搬具・[件数]工具、器具及び備品・[件数]合計

4．税務代理権限証書
・整理番号・提出年月日・あて先・[税理士又は税理士法人]氏名又は名称
・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地]事務所の名称
・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地]事務所の所在地・[税理士又は税理士法人]
[事務所の名称及び所在地]電話
・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][連絡先]連絡先
・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][連絡先]電話
・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][所属税理士会等]税理士会名
・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][所属税理士会等]支部名
・[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][所属税理士会等]登録番号等・税理士または税理士法人
・過年分に関する税務代理・調査の通知に関する同意・代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め・日付
・[依頼者]氏名又は名称
・[依頼者][住所又は事務所の所在地]住所又は事務所の所在地・[依頼者][住所又は事務所の所在地]電話
・[１税務代理の対象に関する事項]税目・[１税務代理の対象に関する事項][年分等]年度
・[１税務代理の対象に関する事項][年分等]自・[１税務代理の対象に関する事項][年分等]至・２その他の事項
・[※事務処理欄]部門
・[※事務処理欄]業種・[※事務処理欄]予備・[※事務処理欄]他部門等回付・[※事務処理欄]括弧

電子申告・申請・届出・照会・回答情報ファイル（eLTAX）
個人番号、法人番号、宛名情報（5情報等）、所有者情報（5情報等）、名寄情報（年税額・課税標準額計・合計面積等）、土地台帳情報（所在地情報・地目・地積等）、家屋台帳情報（所在地情報・種類・床面積等）、償却資産台帳情報（取得年月・取得価格・耐用年数等）、QR情報（納通QR・eL-QR情報等）、照会元情報（住所・所属・担当者名等）、回答元情報（住所・所属・担当者名等）、根拠法令等

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

1. 車両台帳ファイル
・算定団体コード ・行政区コード ・軽自管理番号 ・履歴連番 ・車種コード ・標識区分 ・標識かな ・標識番号 ・所有者宛名番号
・使用者宛名番号 ・その他宛名番号 ・納税義務者区分 ・義務者宛名番号 ・課税区分 ・課税情報調査開始年月日
・課税情報調査開始事由 ・課税情報調査終了年月日 ・課税情報調査終了事由 ・課税情報調査結果 ・軽課重課区分
・所有形態区分 ・米軍車両区分 ・取得年月日 ・取得事由 ・廃車年月日 ・廃車事由 ・交付年月日 ・標識回収区分
・標識返納年月日 ・標識交付証明書回収区分 ・異動年月日 ・異動事由 ・車名コード ・車両の通称名 ・型式
・年式 ・営業自家区分 ・用途コード ・種別コード ・車台番号 ・排気量 ・排気区分 ・型式認定番号 ・燃料種類コード
・原動機型式 ・車体形状コード ・定置場所 ・初度検査年月 ・被けん引車両該当区分 ・フルアシスト電動自転車該当区分
・ご当地ナンバー区分 ・一括納税区分 ・備考 ・改造内容 ・改造作業者 ・弁償金額 ・弁償金支払年月日 ・弁償金支払有無
・予備1 ・受付拠点コード ・入力拠点コード ・申告区分 ・申告年月日 ・申告者区分 ・申告者氏名 ・申告者住所 ・申告者電話番号
・作成日時 ・更新日時 ・更新職員キー ・更新端末名称 ・削除訂正区分 ・削除訂正日時 ・削除職員キー ・削除端末名称

2. 課税台帳ファイル・算定団体コード ・行政区コード ・軽自管理番号 ・年度分 ・履歴連番 ・車両情報履歴連番 ・義務者宛名番号
・更正年月日 ・更正事由 ・減免区分 ・税額 ・減免額 ・差引税額 ・備考 ・申告事由 ・申告区分 ・申告年月日
・申告者区分 ・申告者氏名 ・申告者住所 ・申告者電話番号 ・作成日時 ・更新日時 ・更新職員キー ・更新端末名称
・削除訂正区分 ・削除訂正日時 ・削除職員キー ・削除端末名称

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

軽自動車税課税情報ファイル（eLTAX）
・法人個人区分　・申請区分　・QR情報　・共通納税機関コード（eL-QR）　・案件特定キー（eL-QR）　・確認番号（eL-QR）
・税目・料金番号（eL-QR）　・共通納税機関コード（納通QR）　・案件特定キー（納通QR）　・確認番号（納通QR）
・税目・料金番号（納通QR）　・賦課年度　・団体別仮名識別子　・電子通知希望申請日時　・個人番号　・氏名　・住所
・生年月日　・性別　・法人番号　・法人名　・本店所在地　・希望申請ステータス　・電子署名検証結果時刻

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

1. 基本台帳ファイル
・算定団体コード ・行政区コード ・義務者管理番号 ・義務者宛名番号 ・支店宛名番号 ・法人管理番号 ・義務者区分
・みなし共同区分 ・事業年度自1 ・事業年度至1 ・事業年度自2 ・事業年度至2 ・経過措置自1 ・経過措置至1
・決算期区分 ・決算月1 ・決算月2 ・資本金の額 ・従業者数 ・履歴連番 ・設立年月日 ・設置年月日 ・届出年月日
・異動年月日 ・異動区分 ・異動事由 ・休業年月日 ・休業終了予定日 ・事務所廃止年月日 ・解散年月日 ・合併解散年月日
・清算結了年月日 ・除却年月日 ・届出整理番号 ・税務署整理番号 ・所轄税務署 ・事業種目コード_大分類
・事業種目コード_中分類 ・代表者住所 ・備考 ・予備項目 ・書類送付先 ・未申告判定区分 ・申告書案内送付区分
・申告書送付区分 ・納付書送付区分 ・明細書送付区分 ・その他送付先宛名番号 ・作成日時 ・更新日時 ・更新職員キー
・更新端末名称 ・削除訂正区分 ・削除訂正日時 ・削除職員キー ・削除端末名称

2. 申告ファイル
・算定団体コード ・行政区コード ・義務者管理番号 ・義務者宛名番号 ・事業年度自 ・事業年度至 ・申告区分 ・申告履歴番号
・修正回数 ・履歴連番 ・調定年月日 ・申告整理番号 ・申告受付日 ・申告期限 ・法定納期限 ・指定納期限
・災害申告期限延長有無 ・電子申告受付番号 ・事業種目コード_大分類 ・事業種目コード_中分類 ・資本金の額 ・所轄税務署
・申告応答者氏名 ・申告応答者電話番号 ・通知日 ・更正決定事由 ・更正請求日 ・事業所床面積(通年)
・事業所床面積(中途) ・非課税床面積(通年) ・非課税床面積(中途) ・控除床面積(通年) ・控除床面積(中途)
・課税標準月数 ・課税標準床面積(通年) ・課税標準床面積(中途) ・課税標準床面積合計 ・資産割額 ・既確定資産割額
・納付すべき資産割額 ・従業者給与総額 ・非課税従業者給与総額 ・控除従業者給与総額 ・課税標準従業者給与総額
・従業者割額 ・既確定従業者割額 ・納付すべき従業者割額 ・納付すべき事業所税額 ・減免額__資産割額
・減免額__事業所税額 ・減免後__資産割額 ・減免後__従業者割額 ・減免額__事業所税額 ・加算金区分 ・加算金基礎税額1
・加算金基礎税額2 ・加算金基礎税額3 ・加算金額1 ・加算金額2 ・加算金額3 ・控除加算金額 ・納付すべき加算金額
・歳出還付資産割 ・歳出還付従業者割 ・歳出還付事業所税額 ・歳出還付加算金 ・備考 ・更正対象算定団体CD
・更正対象事業自 ・更正対象申告 ・更正対象申告履歴番号 ・予備区分 ・強制入力区分 ・処理区分 ・減免対象区分
・作成日時 ・更新日時 ・更新職員キー ・削除訂正区分 ・削除訂正日時 ・削除職員キー ・削除端末名称

3. 家屋ファイル
・算定団体コード ・義務者管理番号 ・義務者宛名番号 ・事業年度自 ・事業年度至 ・申告区分 ・申告履歴番号 ・修正回数
・履歴連番 ・申告整理番号 ・明細番号 ・明細区分 ・物件番号 ・事業所等の名称 ・所在地及びビル名 ・所有者宛名番号
・所有者名称 ・所有者住所 ・専用床面積 ・共用床面積 ・事業所床面積 ・使用期間__自 ・使用期間__至 ・使用期間__月数
・従業者数 ・従業者給与総額 ・電子申告受付番号 ・予備区分 ・予備項目 ・作成日時 ・更新日時 ・更新職員キー
・更新端末名称 ・削除訂正区分 ・削除訂正日時 ・削除職員キー ・削除端末名称

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

1．第四十四号様式　事業所税の申告書
・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]個人番号又は法人番号・[※処理事項]管理番号
・[※処理事項]申告区分・[※処理事項]申告年月日・[※処理事項]通信日付
・氏名又は名称・法人の代表者氏名フリガナ・法人の代表者氏名
・[本店]住所又は所在地郵便番号・[本店]住所又は所在地・[本店]電話
・[支店]住所又は所在地郵便番号・[支店]住所又は所在地・[支店]電話
・事業種目・資本金の額又は出資金の額・所轄税務署名
・この申告に応答する者の氏名（氏名）・この申告に応答する者の氏名（電話）
・[事業年度又は課税期間]開始年月日・[事業年度又は課税期間]終了年月日
・申告の種類
・[資産割][事業所床面積]算定期間を通じて使用された事業所床面積（1）
・[資産割][事業所床面積]算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積（2）
・[資産割][非課税に係る事業所床面積]（1）に係る非課税床面積（3）
・[資産割][非課税に係る事業所床面積]（2）に係る非課税床面積（4）
・[資産割][控除事務所床面積]（1）に係る控除床面積（5）
・[資産割][控除事務所床面積]（2）に係る控除床面積（6）
・[資産割][課税標準となる事業所床面積]月数
・[資産割][課税標準となる事業所床面積]（1）に係る課税標準となる床面積（（1）－（3）－（（5）×月数／12）（7）
・[資産割][課税標準となる事業所床面積]（2）に係る課税標準となる床面積（8）
・[資産割][課税標準となる事業所床面積]課税標準となる床面積合計（（7）＋（8））（9）
・[資産割]資産割額（（9）×600円）（10）
・[資産割]既に納付の確定した資産割（11）

・[従業者割]従業者給与総額（12）・[従業者割]非課税に係る従業者給与総額（13）
・[従業者割]控除従業者給与総額（14）
・[従業者割]課税標準となる従業者給与総額（（12）－（13）－（14））（15）
・[従業者割]従業者割額（（15）×0．25／100）（16）
・[従業者割]既に納付の確定した従業者割額（17）
・資産割額と従業者割額の合計額（（10）+（16））（18）・既に納付の確定した事業所税額（（11）+（17））（19）
・この申告により納付すべき事業所税額（（18）−（19））（20）
・備考・関与税理士氏名・[関与税理士氏名]電話

2．第四十四号様式別表一　事業所等明細書
・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]管理番号
・[※処理事項]申告区分・氏名又は名称・[算定期間]開始年月日
・[算定期間]終了年月日・[事業所等明細書]・[※処理事項]
・明細区分・[事業所等]事業所等の名称・[事業所等]所在地及びビル名
・[事業所等]事業所用家屋の所有者　住所・氏名
・[資産割]専用床面積（ア）・[資産割]共用床面積（イ）
・[資産割]事業所床面積（（ア）＋（イ））（ウ）
・[資産割][使用した期間（年月日）]開始日
・[資産割][使用した期間（年月日）]終了日
・[資産割][同上の月数（年月日）]月・[従業者割]従業者数（エ）
・[従業者割]従業者給与総額（オ）

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

3．第四十四号様式別表二　非課税明細書
・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]個人番号又は法人番号・[※処理事項]管理番号
・[※処理事項]申告区分・氏名又は名称・[算定期間]開始年月日
・[算定期間]終了年月日
・[事業所等]事業所等の名称　・[事業所等]事業所等の所在地
（非課税の内訳）
・[資産割]　非課税床面積（ア）[従業者割]非課税従業者数（イ）[従業者割]非課税従業者給与総額（ウ）
・[1][非課税の内訳][法第701条の34]項
・[1][非課税の内訳][法第701条の34]号・[1][資産割]非課税床面積（ア）
・[1][従業者割]非課税従業者数（イ）・[1][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ）
・[2][非課税の内訳][法第701条の34]項
・[2][非課税の内訳][法第701条の34]号・[2][資産割]非課税床面積（ア）
・[2][従業者割]非課税従業者数（イ）・[2][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ）
・[3][非課税の内訳][法第701条の34]項
・[3][非課税の内訳][法第701条の34]号・[3][資産割]非課税床面積（ア）
・[3][従業者割]非課税従業者数（イ）・[3][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ）
・[非課税の内訳]予備・[予備][資産割]非課税床面積（ア）
・[予備][従業者割]非課税従業者数（イ）・[予備][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ）
・[非課税の内訳][非課税に係る従業者]　障害者・65歳以上の従業者
・[非課税の内訳][非課税に係る従業者][従業者割]非課税従業者数（イ）
・[非課税の内訳][非課税に係る従業者][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ）
・[合計][資産割]非課税床面積（ア）・[合計][従業者割]非課税従業者数（イ）
・[合計][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ）
・[非課税事業所床面積等の合計][資産割]非課税床面積（ア）
・[非課税事業所床面積等の合計][従業者割]非課税従業者数（イ）
・[非課税事業所床面積等の合計][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ）

4．第四十四号様式別表三　課税標準の特例明細書
・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]個人番号又は法人番号・[※処理事項]管理番号
・[※処理事項]申告区分・氏名又は名称・[算定期間]開始年月日
・[算定期間]終了年月日・[課税標準の特例明細書]・[※処理事項]
・[事業所等]事業所等の名称・[事業所等]事業所等の所在地
・[1][課税標準の特例内訳][法第701条の41]項
・[1][課税標準の特例内訳][法第701条の41]号
・[1][資産割]課税標準の特例適用対象床面積（ア）
・[1][資産割]控除割合（イ）
・[1][資産割]控除事業所床面積（（ア）×（イ））（ウ）
・[1][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額（エ）
・[1][従業者割]控除割合（オ）
・[1][従業者割]控除従業者給与総額（（エ）×（オ））（カ）
・[2][課税標準の特例内訳][法第701条の41]項
・[2][課税標準の特例内訳][法第701条の41]号
・[2][資産割]課税標準の特例適用対象床面積（ア）
・[2][資産割]控除割合（イ）
・[2][資産割]控除事業所床面積（（ア）×（イ））（ウ）
・[2][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額（エ）
・[2][従業者割]控除割合（オ）
・[2][従業者割]控除従業者給与総額（（エ）×（オ））（カ）
・[課税標準の特例の内訳]予備
・[課税標準の特例の内訳][予備][資産割]課税標準の特例適用対象床面積（ア）
・[課税標準の特例の内訳][予備][資産割]控除割合（イ）
・[課税標準の特例の内訳][予備][資産割]控除事業所床面積（（ア）×（イ））（ウ）
・[課税標準の特例の内訳][予備][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額（エ）
・[課税標準の特例の内訳][予備][従業者割]控除割合（オ）
・[課税標準の特例の内訳][予備][従業者割]控除従業者給与総額（（エ）×（オ））（カ）
・[課税標準の特例の内訳][雇用改善助成対象者][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額（エ）
・[課税標準の特例の内訳][雇用改善助成対象者][従業者割]控除従業者給与総額（（エ）×（オ））（カ）
・[合計][資産割]課税標準の特例適用対象床面積（ア）
・[合計][資産割]控除事業所床面積（（ア）×（イ））（ウ）
・[合計][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額（エ）
・[合計][従業者割]控除従業者給与総額（（エ）×（オ））（カ）
・[控除事業所床面積の合計]控除事業所床面積（（ア）×（イ））（ウ）
・[控除事業者給与総額の合計]控除従業者給与総額（（エ）×（オ））（カ）

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

5. 第四十四号様式別表四　共用部分の計算書
・[※処理事項]整理番号
・[※処理事項]事務所
・[※処理事項]個人番号又は法人番号
・[※処理事項]管理番号
・[※処理事項]・氏名又は名称
・[※処理事項]申告区分
・[算定期間]開始年月日
・[算定期間]終了年月日
・[共用部分の計算書]
・[※処理事項]
・[事業所等]事業所等の名称
・[事業所等]事業所等の所在地
・専用部分の延べ面積(1)
・(1)のうち当該事業所部分の延べ面積(2)
・非課税に係る共用床面積(3)
・(3)以外の共用床面積(4)
・共用床面積の合計((3)＋(4))(5)
・事業所床面積となる共用床面積((4)×(2)／(1))(6)
・[(3)の内訳](7)
・[(3)の内訳]消防設備等に係る共用床面積(ア)
・[(3)の内訳][防災に関する設備等]全部が非課税となる共用床面積(イ)
・[(3)の内訳][防災に関する設備等]2分の1が非課税となる共用床面積(ウ)
・[(3)の内訳](ア)～(ウ)以外の非課税に係る共用床面積(エ)
・[(3)の内訳]合計((ア)～(エ))(オ)

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
課税情報ファイル(個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税)	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜運用における措置＞ ①特定個人情報を収集するときは、あらかじめ特定個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集する。 ②申告書等の受理に際しての本人確認は、顔写真入りの官公署発行の免許証等の提示を求め、所持していない場合は、被保険者証等の名前入りの複数の証明となるものの提示を求める。 ③誤って他市区町村に課税権を有する者の課税資料が提出された場合は、速やかに当該市区町村に回送する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタでは、団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 ※不正データ(1対1とならないデータ)が混入した場合は、目視によるチェックが行える機能により不正データの是正をおこなう。また、ユーザあるいはグループ単位でアクセス制限を付与できるため、不必要な情報へのアクセスを防止できる。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ②申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜運用における措置＞ ①住民からの特定個人情報の入手については、必要な情報以外の情報を入手することがないように、あらかじめ法令等により定められた様式で提出させる。 ②必要な情報以外を誤って記載することがないように、記入例等の案内書類を整備している。 ③申告者が申告書等に誤って不要な情報を記載することがないように、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行う。 ＜課税システムにおける措置＞ データへのアクセスに対して操作権限を定め、不必要な情報へのアクセスを防止する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜窓口等における措置＞ ①税情報の入手に関して、書面にて本人あるいは代理人から申告書等を受領することとし、窓口で受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認行為を徹底する。 ②課税資料から課税システムへの入力の際には、複数人でチェックを行えるよう様式に定める。 ③国税庁で確認された確定申告書データを国税連携システム（eLTAX）（利用にあたってはユーザIDとパスワードによる認証を設けている）を介して受領する。 ＜課税システムにおける措置＞ 職員情報、ユーザIDにより、課税システムへのアクセス権限の設定を行う。アクセス権限のあるユーザIDについても、課税システムにおいて個人番号を取り扱えるかどうかの専用権限を設けており、当該権限の付与されないユーザIDについては、個人番号の表示はもちろん検索も行えない仕組みが確立している。 ＜住基ネットにおける措置＞ 住基ネットから入手する場合は、市町村CSの認証機能により特定の権限者以外は操作が行えず、またシステムの操作履歴を取得する機能（以下「証跡機能」という。）により、情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えない仕様とする。また、個人番号利用事務以外では個人番号を表示しないようにしている。 ＜サービス検索・電子申請機能＞ ①住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ②サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	＜窓口等における措置＞ ①番号法第16条（本人確認の措置）及び相模原市個人の市県民税の課税事務における特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する要綱第14条等により、特定個人情報の入手の際は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類（免許証、パスポート等）の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ②代理申告等の場合は、上記にあわせて、委任状や本市の情報システムなどを用いて記載内容の真正性の確認を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能＞ 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	＜窓口等における措置＞ ①提出された申告書等に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと顔写真入り身分証明書（免許証、パスポート等）、官公庁発行の資格証等の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ②上記による確認がとれない場合、該当者が本市に住所をもつ者であれば、課税システムと照合し、個人番号の確認を行う。 ③本市に住所を持たない者の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行う。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタに提供される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみである。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	＜運用における措置＞ ①受付時に、申告書等の記載内容に誤りが無いか、申告者に確認する。 ②課税システムにおいて賦課決定等データ更新の入力等を行う場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認する。 ③課税資料等が不正に改ざんされないよう、施錠された書庫・キャビネットに格納する。 ＜課税システムにおける措置＞ 賦課決定等データベース更新の際には、入力内容のエラーチェック機能により、誤った情報が登録されることのリスクを軽減する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタに提供される個人番号は、担当部署で正確性が確保された番号のみである。 ＜サービス検索・電子申請機能＞ 　個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
その他の措置の内容	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、個人番号に変更が発生しても団体内統合宛名番号に変更はなく、個人番号変更時には、変更前と変更後の個人番号を必須として団体内統合宛名番号を管理する。 ②中間サーバーコネクタでは、個人番号の入手にあたっては、検査用数字（チェックデジット）を確認する。
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ①窓口で本人または代理人が来庁した場合は、カウンターに衝立を設置し隣席からは手元が見えないようにした窓口で職員が対面して申告書などを直接収受する。 ②業務で使用する特定個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体（外部記録媒体含む）及び特定個人情報が記載された申告書類は放置せず、閉庁時には施錠された場所で保管する。 ③事務処理段階で発生する特定個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。 ④郵送で本人または代理人が申告書等を提出する場合は、送付先の誤りなどによる情報漏洩・紛失などを防止するため、本市のホームページ・広報紙などで事前に提出先を広く周知する。 ⑤窓口にて提出された申告書等は、施錠可能なキャビネットに施錠・保管する。 ⑥地方税の事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏えい等をした場合においては、厳罰が科される。 ＜課税システムにおける措置＞ 課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログを、データベース内に格納し、必要に応じて画面参照可能とすることで、情報の漏えい等を抑止する。 ＜住基ネットにおける措置＞ 住基ネットから入手する場合は、市町村CSの認証機能により特定の権限者以外は操作が行えず、また証跡機能により、情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、システムのアクセス状況や操作内容、データ処理内容等を追跡できるように、ログの記録を行い、不適切な操作を抑止する。 ②中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与することで、情報の漏えい等を防止する。 ＜サービス検索・電子申請機能＞ 　サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容		＜運用における措置＞ ①特定個人情報を収集するときは、あらかじめ特定個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならないこととする。 ②番号法条例及びその施行規則により、特定個人情報を利用できる事務及び情報が定められている。 ③業務システムの開発等において他の主管課の長が管理するデータを使用する場合は、あらかじめ使用の目的、範囲及び時期について、文書にて当該データ主管課の長の承認を受けなければならないことと定めている。 ④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行う。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタでは、個人番号利用事務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようにする。また、個人番号利用事務以外では個人番号を表示しないようにしている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		＜課税システムにおける措置＞ ①個人番号利用事務以外の部門（条例に規定されていない業務も含む）における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが確立している（個人番号を物理的に表示しない）。また、課税システムに対して、不要なアクセスができないよう、アクセス制御対策を実施している。 ②課税システムにおいて、システム操作に関する操作履歴を記録している。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		［　行っている　］　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
	具体的な管理方法	＜課税システムにおける措置＞ ①課税システムでは、アクセス権限を付与したユーザIDのみ課税システムへのアクセスを可能とする仕組みが確立している。 ②課税システムへのアクセス権限を付与したユーザIDについても、個人番号の取扱いについて、専用権限を設け、当該権限を付与しないユーザIDについては、課税システムでの個人番号の表示及び検索は行えない仕組みが確立している。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施することとしており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 ②中間サーバーコネクタでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施する。 ③中間サーバーコネクタでは、パスワードの適性なチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施する。 ④中間サーバーコネクタでは、システム間を跨る際は、中間サーバーコネクタのログイン認証時に操作権限の確認を行い、操作権限のないシステムについては、システムのメニュー表示を行わない。 ⑤中間サーバーコネクタでは、生体認証を実現することで、なりすましの対策を実施する。 ⑥中間サーバーコネクタを稼動するLANでは、ファイアウォールにより外部からの侵入を防御する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①サービス検索・電子申請機能を LGWAN 接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザ ID を割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ②なりすましによる不正を防止する観点から共用 IDの利用を禁止する。

アクセス権限の発効・失効の管理		[　行っている　] ＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
	具体的な管理方法	＜運用における措置＞ ①IDの発行管理 業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請させる。 ②失効管理 権限を有していた職員の異動退職情報を情報システム管理者（情報システムを所管する課の長）が確認する。 ＜課税システムにおける措置＞ ①IDの発行管理 申請に対して、情報システム管理者が対応表を確認の上、アクセス権限を付与する。 ②失効管理 異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる。 ②中間サーバーコネクタにおける権限については、まず、職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成する。 ③情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録／変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限を与えない。 ④人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・ アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザ ID を発効する。 ・ ユーザ ID 管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・ アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザ ID を失効させる。

アクセス権限の管理		[　行っている　] ＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
	具体的な管理方法	＜運用における措置＞ ユーザIDやアクセス権を情報システム管理者が定期的（人事異動時など）に確認する。 ＜課税システムにおける措置＞ 業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を有している。 ②中間サーバーコネクタにおける権限については、まず、職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成する。 ③情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録／変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限を与えない。 ④人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 定期的にユーザ ID 一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザ ID 管理者が確認を行う。また、不要となったユーザ ID やアクセス権限を速やかに変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録		[　記録を残している　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
	具体的な方法	＜運用における措置＞ 「相模原市保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程（以下、「市保有個人情報等管理規程」という。）」及び「相模原市保有個人情報等の適切な管理に関する要綱（以下、「市保有個人情報等管理要綱」という。）」に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。 ＜課税システムにおける措置＞ 課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログを、データベース内に格納し、必要に応じて画面参照することができる。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、ログの記録を行う。 ②ログについては一定期間保存し、定期的に情報システム管理者が検査・分析を行い、不正アクセス（操作）がないことを確認する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ②アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ③定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ①職員は、業務以外の目的で情報システム及びパソコン等の情報機器を使用してはならないこととしている。 ②法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき等を除き、保有特定個人情報を収集するときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有特定個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならないことを徹底する。 ③職員以外の委託事業者には、「特定個人情報等を含む個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約書に添付し遵守するよう定めている。 ④市保有個人情報等管理規程に則し、主管課の新規採用者や新規配属者は配属直後に、既所属者に対しても年に1度、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施し、その記録を残す。 ⑤ユーザIDやアクセス権限については、情報システム管理者が定期的（人事異動時など）に確認する。 ⑥情報システム管理者は不要となったIDや権限を変更または削除する。 ＜課税システムにおける措置＞ 課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログをデータベース内に格納し、定期に画面参照するとともに、各事務担当部署内の職員へ定期に確認を取っている旨を周知することで、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図る。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施する。 ②中間サーバーコネクタにおける権限については、まず、職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成する。 ③情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録／変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限を与えない。 ④人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ⑤中間サーバーコネクタの操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって中間サーバーコネクタの利用ができないよう、利用権限を変更・確認する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ①バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対して徹底させる。 ②許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、端末に接続できない。 ＜課税システムにおける措置＞ ①システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みを構築している。 ②端末に業務用データが残らない仕組みを構築している。 ③課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログをデータベース内に格納し、定期に画面参照するとともに、各事務担当部署内の職員へ定期に確認を取っている旨を周知することで、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図る。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①基幹系システムのデータバックアップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製（コピー）を行う。 ②複製データへのアクセス権限については、情報システム部門のメンバー以外は行えないよう制限する。 ③複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は、2要素認証等の適切な方法で実施する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ②アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN 接続端末への保存等ができるようシステム的に制御する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
―

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		＜運用における措置＞ ①外部委託に際しては市保有個人情報等管理規程に従い、保護管理者(当該課の長)が業者に対して特定個人情報の保護管理体制が適切かどうかを確認する。 ②情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況等を参考にして、事業者を選定しなければならないこととする。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[　　制限している　　]　＜選択肢＞ 1）制限している　　2）制限していない
	具体的な制限方法	＜運用における措置＞ 年1回以上、委託業者が当該従業員に対し、セキュリティ教育を実施し、実施の記録を市が確認するなど、市保有個人情報等管理規程の遵守を徹底させる。 ＜課税システムにおける措置＞ 委託事業者等に付与するユーザIDについては、課税システムにおいて使用できる権限を制限する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[　　記録を残している　　]　＜選択肢＞ 1）記録を残している　　2）記録を残していない
	具体的な方法	＜運用における措置＞ ①委託先は、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合には、直ちに書面により本市に報告しなければならない。 ②委託先は、特定個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。 ＜課税システムにおける措置＞ ①アクセスログによる記録を残し、半年に一度記録の確認をする。 ②委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行い、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行えるよう設定する。
特定個人情報の提供ルール		[　　定めている　　]　＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜運用における措置＞ ①ルールの内容 (1)契約書に次の守秘義務(目的外利用の禁止、他者への提供禁止、契約満了又は解除後も同様)の内容を規定し、契約書特記事項を添付し遵守させる。 (2)契約書特記事項に以下の項目を定める。 ア　再委託の原則禁止、やむを得ず再委託する必要がある場合の委託元に対する申請及び許諾の手順、再委託先への管理監督義務等 イ　目的外利用及び委託元の承認を得ない他者への提供を禁止 ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定める以下の方法により確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。 (1)作業責任者及び作業従事者に対して秘密保持に関する誓約書を提出させ、委託元に報告する。 (2)実地調査等を行う際における、委託先の協力義務を定め、調査等を実施する。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜運用における措置＞ ①ルールの内容 契約書特記事項に以下の項目を定める。 ア　受渡しについて書面により委託元に対して申請し、その承認を得る。 イ　受渡しの手段、日時及び場所は委託元が指定し、委託元に対して特定個人情報の預り証を提出する。 ウ　返還の方法を委託元が指定し実施する。 エ　委託先は作業場所に、私用パソコン、私用外部電磁的記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う業務を行わない。また、個人情報を作業場所から持ち出さない。 ②ルール遵守の確認方法 委託元が受渡しの手段、日時及び場所を指定し、その上で預り証を受領すること又は返還の方法を委託元が指定して実施することで、受渡し及び返還の実施を委託元が確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。

特定個人情報の消去ルール		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜運用における措置＞ ①ルールの内容 契約書特記事項に以下の内容を定める。 ア　委託元が指定した方法で消去又は廃棄（以下「消去等」という。）を実施する。 イ　委託先が消去等をするときは、事前に消去等をすべき個人情報等の項目、媒体名、数量、消去等の方法及び処理予定日を書面で委託元に申請し、その承認を得る。 ウ　委託先は、消去等に際し、委託元が立会いを求めた場合はこれに応じる。 エ　委託先が委託業務において利用する個人情報等を廃棄する場合は、当該情報等が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じる。 オ　委託先が個人情報等の消去等を行った後、その日時、担当者名及び消去等の内容を記録し書面により委託元へ報告する。 ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定めた委託元に提出する書面及び消去等を行う際の立会い等により、消去等が行われたことを確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
	規定の内容	＜運用における措置＞ 契約書及び契約書特記事項に次の内容を規定する。 ①個人情報等の保護に関する条例等の遵守 ②安全管理体制の整備 ③作業場所の特定 ④従事者の教育実施 ⑤知り得た特定個人情報の秘密保持 ⑥再委託範囲の明確化 ⑦特定個人情報管理の徹底 ⑧目的外利用の禁止 ⑨委託先が委託元や第三者に損害を与えた場合の規定（損害賠償）
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　　4）再委託していない
	具体的な方法	＜運用における措置＞ 契約書特記事項に以下の内容を定め、適宜確認を行うとともに、申請があった際は情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況及び情報セキュリティ監査の実施状況等を参考にした上で再委託先の許諾を行う。 ①やむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、理由、処理する内容、取扱う情報、設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等安全管理措置を委託元に書面により申請し、その許諾を得る。 ②委託先は、再委託先に原委託に基づく一切の義務を厳守させ、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負う。 ③委託先は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に定める。 ④委託先は、再委託先の履行状況の管理及び監督を行い、委託元の求めに応じてその状況を委託元に報告する。
その他の措置の内容		＜運用における措置＞ 相模原市個人情報取扱事務委託基準に基づき対応を行う。
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	＜運用における措置＞ 「市保有個人情報等管理規程」及び「市保有個人情報等管理要綱」に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。 ＜課税システムにおける措置＞ 提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みを構築している。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、ログの記録を行う。 ②中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜運用における措置＞ ①市番号法条例及びその施行規則により、特定個人情報の提供及び移転について、移転・提供することができる事務及びその情報を定めている。 ②同一機関内における特定個人情報の移転の際は、移転先の各担当課より原則的に依頼を提出させ、依頼の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供する。 ③市保有個人情報等管理規程及び市保有個人情報等管理要綱に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。
その他の措置の内容	＜運用における措置＞ 市保有個人情報等管理規程に定める情報漏えい等への対応に従う。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ①通常のデータの提供・移転は中間サーバーコネクタのみで行う。 ②同一機関内における特定個人情報の移転の際は、移転先の各担当課より原則的に依頼を提出させ、依頼の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ①課税システムにおいて賦課決定等データ更新の入力等を行う場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認する。 ②同一機関内における特定個人情報の移転の際は、移転先の各担当課より原則的に依頼を提出させ、依頼の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供する。 ＜課税システムにおける措置＞ 正しい情報を提供するためにシステムで論理チェックを実施する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①操作者によるログインからログアウトまでの間、ログの記録を行い、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図る。 ②通常のデータの提供・移転は情報提供ネットワークまたは中間サーバーコネクタのみとし、不適切な方法を用いた提供・移転のリスクの抑止を図る。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
―

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ①特定個人情報を収集するときは、あらかじめ特定個人情報を取扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集する。 ②職員は、業務以外の目的で情報システム及びパソコン等の情報機器を使用してはならないこととする。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、個人番号利用事務（システム）からの接続には認証を必要とし、個人番号利用事務（システム）以外のアクセスはできない対策を実施する。 ②中間サーバーコネクタでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになる。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ 適切な認証を受けたユーザID以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設ける。 ＜ID＞ ・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。 ＜パスワード＞ ・パスワードは定期的に変更する。 ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、情報入手元が中間サーバーであることを確認後、情報を入手する。 ②中間サーバーコネクタでは、通信の暗号化を実施する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保する。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ 受付時に、申告書等の記載内容に誤りが無いか、申告者に確認する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタでは、中間サーバーに情報入手要求をする際は、自動的に要求先が中間サーバーとなる仕組みとする。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜窓口等における措置＞ ①操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置する。 ②離席時には、パソコンのモニター画面について、パスワード付スクリーンセーバーの設定やコンピューターロック等適切な措置を講じる。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタでは、通信の暗号化を実施する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応する（※）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設ける。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減する。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行うため、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みとなる。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ 市番号法条例及びその施行規則により、特定個人情報の提供及び移転について、移転・提供することができる事務及びその情報を定めている。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①不正なアクセスを防止するため認証された個人番号利用事務（システム）のみ中間サーバーコネクタに接続できる仕組みとしている。 ②不正利用の防止のため、２要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ 番号法条例及びその施行規則により、特定個人情報の提供及び移転について、移転・提供することができる事務及びその情報を定めている。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、通信の暗号化を実施する。 ②中間サーバーコネクタでは、中間サーバーに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバーへの提供元を中間サーバーコネクタに限定する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みとする。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ①課税システムにおいて賦課決定等データ更新の入力等を行う場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認する。 ②万が一内容に誤りがあった場合は、職権により賦課情報を作成・修正することで対応する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、情報提供相手が中間サーバーであることを確認後、情報提供する。 ②中間サーバーコネクタでは、接続許可対象を制限することで、情報提供のリクエスト受付時にリクエスト元が中間サーバーであることを確認する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応する。 ②情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応する。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有する。 （※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜運用における措置＞ ①入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。 ②紙媒体については、利用時以外は施錠された書庫・キャビネット等に保管する。 ③外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じる。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 （外部へ持ち出す際には、規定に基づき管理者の承認を受ける。） ・鍵の付いた書庫等での保管 ・台帳による管理 ④LGWAN 接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	

⑥技術的対策		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜運用における措置＞ 不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定めている。 ＜システム環境における措置＞ ①不正プログラム対策として、コンピュータウィルス監視ソフトを使用し、ウィルスチェックを実施する。 ②新種の不正プログラムに対応するために、ウィルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①LGWAN 接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ②サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
⑦バックアップ		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	

⑩死者の個人番号		[保管している] ＜選択肢＞ 1）保管している 2）保管していない
	具体的な保管方法	生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理する。
その他の措置の内容		ー
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容		＜本市における措置＞ 課税対象者等から提出された課税資料に基づき、当初課税期間を除き毎月にデータ入力を行い、データを更新する。 ＜課税システムにおける措置＞ 課税システムに存在する賦課情報は、各種申告情報に基づいて賦課修正を行い賦課情報を更新するため、古い情報のまま保管され続けることはない。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ LGWAN 接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順		[定めている] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
	手順の内容	＜運用における措置＞ 申告書等紙媒体の課税資料については、税額変更等の法定期間である7年を経過後、焼却処理している。 ＜課税システムにおける措置＞ 税額変更等の法定期間である7年経過後システムによりデータを消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①LGWAN 接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。
その他の措置の内容		ー
リスクへの対策は十分か		[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
ー		

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
課税情報ファイル(eLTAX)(個人住民税、固定資産税・都市計画税、事業所税)	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜運用における措置＞ 本人又は本人の代理人・国税庁・他市区町村 国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)、地方税外部連携システム(eLTAX)を通じて国税庁及び他地方公共団体と、地方税外部連携システムは他地方公共団体のみしか繋がっていないことから、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外は入手できない。 ＜システムにおける措置＞ ①本人又は本人の代理人、給与支払者、年金保険者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)や通知ポータル(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御する。 ・通知ポータル(eLTAX)では、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・eLTAX(通知ポータルを除く)を利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 ・利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御する。 ②年金保険者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・年金保険者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)、通知IFS(eLTAX)、地方税外部連携システム(eLTAX)では、法令、eLTAX等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止する。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ①本人又は本人の代理人、給与支払者、年金保険者 ・申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令、eLTAX等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ②国税庁、他市区町村 ・特定個人情報の入手元である国税庁及び市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを確認する。 ＜地方税外部連携システム(eLTAX)における措置＞ ・担当者のみが知り得るID・パスワードで地方税外部連携システムにアクセスし、本市宛ての団体間回送ファイル等を受信する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	①本人又は本人の代理人 ・署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 ②給与支払者、年金保険者、国税庁 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない（提供を行う者自身の本人確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。）。 ③他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）や、地方税外部連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から、または自身で入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。（提供を行う者自身の本人確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。） ＜地方税外部連携システム（eLTAX）における措置＞ ・本市宛てに照会回答を行う地方団体が対象者の正確性を確認した上で送信している情報であり、本市が対象者の正確性を検証することはできないが、受け取った情報については宛名システム等を用いて正確性を確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	①本人又は本人の代理人 ・課税システムは、中間サーバーコネクタと連携して個人番号を取得しており、申告データ等を審査システム（eLTAX）や通知IFS（eLTAX）から課税システムに登録する際に、真正性確認をする。 ②給与支払者、年金保険者、国税庁 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない（提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。）。 ③他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）や、地方税外部連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から、または自身で入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。（提供を行う者自身の本人確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。） ＜宛名システム等における措置＞ ・本市宛てに照会回答を行う地方団体が対象者の個人番号の真正性を確認した上で送信している情報であり、本市が対象者の個人番号の真正性を検証することはできないが、通信経路上は暗号化されており真正性が担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	①本人又は本人の代理人、給与支払者、年金保険者 ・審査システム（eLTAX）は、地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。 ・通知ポータル（eLTAX）においては、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を自動転記することにより、不正確な個人番号の入力を抑止している。 ②国税庁 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ③他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁や地方公共団体に委ねられる。 ＜宛名システム等における措置＞ ・地方税外部連携システムから受け取った対象者の情報について、照会回答を行ってきた地方団体が設定した個人番号と氏名情報等の正確性を、宛名システム等を用いて確認する。情報が正確ではない対象者については照会回答を行ってきた地方公共団体に直接確認する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ①年金保険者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） ・国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）以外から入手することはない。 ＜システムにおける措置＞ ①本人又は本人の代理人、給与支払者、年金保険者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）及び通知ポータル（eLTAX）から通知IFS（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行う。 ②国税庁・他市区町村 ・国税庁から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行う。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行う。 ③国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）で取り扱うデータは、閉域網であるLGWANを通じて暗号化されたデータを本市が受信するものである。
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
―	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	＜運用における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）から受信するデータは、課税システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。 ＜システムにおける措置＞ 課税システム以外とのシステム連携は行わないこととする。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	＜運用における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）から受信するデータは、課税システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。 ＜システムにおける措置＞ 課税システム以外とのシステム連携は行わないこととする。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	［　行っている　］	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	＜運用における措置＞ ①国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）のアクセス権限の付与は事務担当者に限定し、帳票表示や団体間回送など必要な業務のみ権限を付与する。 ②国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）の認証に用いるIDのパスワードは定期的に以上変更しなければならないルールを定める。 ＜システムにおける措置＞ ①国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）の利用には、IDとパスワードによる認証機能を設ける。 ②国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）の運用機能により、ID毎の利用履歴（ログ）を取得する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	［　行っている　］	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	①国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）のアクセス権限の付与は必要な業務のみとし、情報システム管理者が付与する。 ②権限を有していた職員が異動・退職をした場合、情報システム管理者は、速やかに失効処理する。	
アクセス権限の管理	［　行っている　］	＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	＜運用における措置＞ アクセス権限の管理について、次のルールを定める。 ・人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除しなければならない。 ・利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検しなければならない。	
特定個人情報の使用の記録	［　　記録を残している　　］	＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	＜運用における措置＞ 市保有個人情報等管理規程及び市保有個人情報等管理規程要綱に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。 ＜システムにおける措置＞ 国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）の運用機能により、ID毎の利用履歴（ログ）を取得する。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ①職員は、業務以外の目的で情報システム及びパソコン等の情報機器を使用してはならないこととする。 ②法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき等をのぞき、保有個人情報を収集するときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならないことを徹底する。 ＜システムにおける措置＞ 個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理することとし、定期に画面参照するとともに、各事務担当部署内の職員へ定期に確認を取っている旨を周知することで、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図る。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ データ移行に外付けHDD等を使用する際には、情報システム管理者の許可を受けるルールを定める。 ＜システムにおける措置＞ 国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）の運用機能により、ID毎の利用履歴（ログ）を取得し、定期に画面参照するとともに、各事務担当部署内の職員へ定期に確認を取っている旨を周知することで、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図る。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
―	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		＜運用における措置＞ ①外部委託に際しては市保有個人情報等管理規程に従い、保護管理者が業者に対して個人情報保護管理の体制が適切かどうかを確認する。 ②情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況等を参考にして、事業者を選定しなければならないこととする。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[　　制限している　　]　＜選択肢＞ 1）制限している　　2）制限していない
	具体的な制限方法	＜運用における措置＞ 年1回以上、委託業者が当該従業員に対し、セキュリティ教育を実施し、実施の記録を市が確認するなど、市保有個人情報等管理規程の遵守を徹底させる。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[　　記録を残している　　]　＜選択肢＞ 1）記録を残している　　2）記録を残していない
	具体的な方法	＜運用における措置＞ ①委託先は、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに書面により報告しなければならない。 ②委託先は、特定個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。
特定個人情報の提供ルール		[　　定めている　　]　＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜運用における措置＞ ①ルールの内容 (1)契約書に次の守秘義務（目的外利用の禁止、他者への提供禁止、契約満了又は解除後も同様）の内容を規定し、契約書特記事項を添付し遵守させる。 (2)契約書特記事項に以下の項目を定める。 ア　再委託の原則禁止、やむを得ず再委託する必要がある場合の委託元に対する申請及び許諾の手順、再委託先への管理監督義務等 イ　目的外利用及び委託元の承認を得ない他者への提供を禁止 ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定める以下の方法により確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。 (1)作業責任者及び作業従事者に対して秘密保持に関する誓約書を提出させ、委託元に報告する。 (2)実地調査等を行う際における、委託先の協力義務を定め、調査等を実施する。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜運用における措置＞ ①ルールの内容 契約書特記事項に以下の項目を定める。 ア　受渡しについて書面により委託元に対して申請し、その承認を得る。 イ　受渡しの手段、日時及び場所は委託元が指定し、委託元に対して特定個人情報の預り証を提出する。 ウ　返還の方法を委託元が指定し実施する。 ②ルール遵守の確認方法 委託元が受渡しの手段、日時及び場所を指定し、その上で預り証を受領すること又は返還の方法を委託元が指定して実施することで、受渡し及び返還の実施を委託元が確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。

特定個人情報の消去ルール		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜運用における措置＞ ①ルールの内容 契約書特記事項に以下の内容を定める。 ア　委託元が指定した方法で消去又は廃棄（以下「消去等」という。）を実施する。 イ　委託先が消去等をするときは、事前に消去等をすべき個人情報等の項目、媒体名、数量、消去等の方法及び処理予定日を書面で委託元に申請し、その承認を得る。 ウ　委託先は、消去等に際し、委託元が立会いを求めた場合はこれに応じる。 エ　委託先が委託業務において利用する個人情報等を廃棄する場合は、当該情報等が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じる。 オ　委託先が個人情報等の消去等を行った後、その日時、担当者名及び消去等の内容を記録し書面により委託元へ報告する。 ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定めた委託元に提出する書面及び消去等を行う際の立会い等により、消去等が行われたことを確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
	規定の内容	＜運用における措置＞ 契約書及び契約書特記事項に次の内容を規定する。 ①個人情報等の保護に関する条例等の遵守 ②安全管理体制の整備 ③作業場所の特定 ④従事者の教育実施 ⑤知り得た特定個人情報の秘密保持 ⑥再委託範囲の明確化 ⑦特定個人情報管理の徹底 ⑧目的外利用の禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　　4）再委託していない
	具体的な方法	＜運用における措置＞ 契約書特記事項に以下の内容を定め、適宜確認を行うとともに、申請があった際は情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況及び情報セキュリティ監査の実施状況等を参考にした上で再委託先の許諾を行う。 ①やむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、理由、処理する内容、取扱う情報、設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等安全管理措置を委託元に書面により申請し、その許諾を得る。 ②委託先は、再委託先に原委託に基づく一切の義務を厳守させ、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負う。 ③委託先は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に定める。 ④委託先は、再委託先の履行状況の管理及び監督を行い、委託元の求めに応じてその状況を委託元に報告する。
その他の措置の内容		＜運用における措置＞ 相模原市個人情報取扱事務委託基準に基づき対応を行う。
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　2）記録を残していない
具体的な方法	＜運用における措置＞ ①システム以外で提供、移転はしないこととする。 ②審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができない仕様となり、本市においては限られた職員のみにその権限を与える。 ③国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができない仕様となる。 ＜システムにおける措置＞ ①給与支払者 ・審査システム（eLTAX）を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供する情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム（eLTAX）に記録される。 ②年金保険者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） ・審査システム（eLTAX）を利用して年金保険者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供する情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム（eLTAX）に記録される。 ③国税庁、他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）を利用して国税庁及び他市区町村へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行う職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム（eLTAX）に記録される。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜運用における措置＞ ①給与支払者、年金保険者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） ・審査システム（eLTAX）を利用する特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行う。 ②国税庁、他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）を利用する特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行う。 ・国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である　3）課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ①給与支払者 ・審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められる。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。 ②年金保険者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） ・審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められる。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。 ③国税庁、他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められる。提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様となる。 ＜システムにおける措置＞ ①給与支払者 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いる。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）に利用者IDとパスワードを用いてログインし、確認する。これらのデータは暗号化をするため情報漏えいや紛失のリスクが軽減される。 ②年金保険者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用い、データは暗号化をするため情報漏えいや紛失のリスクが軽減される。 ③国税庁、他市区町村 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と国税庁間は専用回線を用い、データも暗号化をするため情報漏えいや紛失のリスクが軽減される。
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ①給与支払者 ・審査システム（eLTAX）において、特定個人情報の提供処理を行う場合、提供方法はシステムの機能で決められ、決められた情報のみ提供する。 ・提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止する。 ②年金保険者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） ・審査システム（eLTAX）において、特定個人情報の提供処理を行う場合、提供方法はシステムの機能で決められ、決められた情報のみ提供する。 ・提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止する。 ③国税庁、他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX）で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 ・本市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になる。 ＜システムにおける措置＞ ①国税庁、他市区町村 本市から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされる。地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信をすることとし、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
―

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜本市における措置＞ ①紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠する。 ②外部記憶媒体について、次のルール等を設けることにより安全管理措置を講じる。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 （外部へ持ち出す際には、外部記録媒体持ち出し許可表により管理者の承認を受ける。） ・鍵のついた書庫等での保管 ・台帳による管理 ③端末については、未使用時には鍵付きキャビネットに保管する。 ＜認定委託先事業者サーバでのデータについて＞ ①サーバ設置場所は、認定委託先事業者所有のデータセンター内 a. 24時間365日運用監視 b. 全館システムによる入退館管理およびビデオカメラによる監視 c. サーバ室への入室は、データセンター社員、システム運用担当社員、保守員のみに限定され、入口は生体認証による管理 d. データセンター社員による巡回監視 e. 全機器ラックに搭載および常時施錠 ②データ保管場所は、上記データセンター内に設置されたサーバ内 a. データの持ち出し／受け入れは、認定委託先事業者変更の際のみに限定 b. 媒体運搬はeLTAX担当社員に限定 c. 半期に一度の金庫内媒体の現物確認 ③開発環境と運用環境の完全分離 ④業務端末と事務用端末の環境分離	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜運用における措置＞ 不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定める。 ＜システムにおける措置＞ 端末にウィルス対策ソフトを導入し、ウィルス定義ファイルの定期的な更新及びウィルスチェックを行う。 ＜認定委託先事業所における措置＞ ①ネットワーク通信 a. 外部からのアクセスは、LGWANのみ許可 （暗号化あり） b. 内部でのアクセスについては、明示的に必要となる通信要件のみ許可 ②サーバへのアクセス a. 操作端末は生体認証によるロック解除 ③サーバアカウント管理 a. アカウント発行はeLTAX業務関連社員のみに限定 b. 月次の棚卸実施（アクセスログの確認あり） c. 四半期ごとのパスワード更新	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号		[　保管している　] ＜選択肢＞ 1）保管している　2）保管していない
	具体的な保管方法	生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容		＜運用における措置＞ 受信したデータは当初課税処理期間については毎日、その他の期間については週1回出力するようスケジュール管理する。 ＜システムにおける措置＞ 保存年限に到達したものから、課税資料を廃棄（ディスクから削除する）する。 ＜認定委託事業者における措置＞ 当該データは更新する情報ではないため、ポータルセンターから送信されるデータ及び当市から送信するデータがそのままシステムに保管されるため、古い情報のまま保管され続けることはない。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：　特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	手順の内容	＜運用における措置＞ ①保存年限を過ぎる税情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除する。 ②保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。廃棄の方法については、溶解の方法により行う。 ＜システムにおける措置＞ 保存年限に到達したものから、課税資料を廃棄する。廃棄の方法については、ディスクからの削除により行う。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅳ　その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	1. 課税情報ファイル ＜本市における措置＞ 1年に1回以上、主管課において内部点検計画を立案し、計画に則ったチェックリストを元に自己点検を実施し、自己点検結果について市保有個人情報等管理規程で定める保護管理者への報告を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。 2. 課税情報ファイル（eLTAX） 国税連携システム（eLTAX）にあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準（平成25年総務省告示第206号）」の達成状況について、自己評価を実施することとしている。
②監査		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	1. 課税情報ファイル ＜本市における措置＞ 市保有個人情報等管理規程に基づく監査計画を作成し、それに基づく監査を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 2. 課税情報ファイル（eLTAX） 審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受ける。 また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受ける。

2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	1. 課税情報ファイル ＜本市における措置＞ ①担当部署及び情報セキュリティ担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上等に資するための研修等の教育を行う。 ・新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修 ・全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 ・管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修 ②情報セキュリティ担当部署が次の啓発を行う。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規定等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要因着任時）実施している。 2. 課税情報ファイル（eLTAX）担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させる。

3. その他のリスク対策
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	相模原市　行政資料コーナー 相模原市中央区中央2－11－15 042－769－8331
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書の様式等を掲載している。
③手数料等	[　　無料　　]　　＜選択肢＞ 1) 有料　　2) 無料 （手数料額、納付方法：写しの交付を希望する場合は、複写費用を徴収している。　　）
④個人情報ファイル簿の公表	[　行っていない　]　　＜選択肢＞ 1) 行っている　　2) 行っていない
個人情報ファイル名	―
公表場所	―
⑤法令による特別の手続	―
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	―
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	相模原市　財政局　市民税課、資産税課 相模原市中央区中央2－11－15 042－769－8221（市民税課）、042－769－8223（資産税課）
②対応方法	問い合わせ受付時に、対応について記録を残す。

Ⅵ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年6月30日
②しきい値判断結果	［　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　］ ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	住所、氏名、電話番号、意見を記入の上、直接か郵送、ファクス、Eメールにて聴取。（パブリックコメント手続きに準じて行う）
②実施日・期間	令和8年8月15日から令和8年9月14日まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	・マイナンバー制度の実施状況を市ホームページ等で公表するとともに、被害防止対策の具体的な方法を提供してほしい ・データセンターやシステム内部への侵害が発生した場合に備え、保存されているデータそのものを保護する措置についても、より明確に評価対象とすることが望ましい
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年7月17日（1次点検） 令和8年10月30日（2次点検）
②方法	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会へ諮問
③結果	「Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」について、取得したアクセスログの運用方法、再委託時の確認事項、特定個人情報の保管・消去の表記及び教育・啓発の記載方法について一部修正。
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	表紙 ①評価書名 ②個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 ③特記事項	①相模原市　地方税事務　全項目評価書 ②相模原市は、地方税事務における～（以下、省略） ③本評価書は、平成30年1月のシステム更新後の地方税事務について記載する。	①相模原市　地方税・森林環境税事務　全項目評価書 ②相模原市は、地方税・森林環境税事務における～（以下、省略） ③削除	事前	
令和7年7月23日	評価書全体	共通基盤システム	中間サーバーコネクタ	事前	
令和7年7月23日	Ⅰ　基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の内容	①　地方税事務 ②　地方税法及び相模原市市税条例等の法令に基づく下記の事務 ①個人住民税に関する事務 （以下、省略）	①　地方税・森林環境税事務 ②　地方税法、相模原市市税条例等の法令、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく下記の事務 ①個人住民税・森林環境税に関する事務 （以下、省略）	事前	
令和7年7月23日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の賦課徴収に関する電算処理機能	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税及び地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の賦課徴収に関する電算処理機能	事前	
令和7年7月23日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能 ④	中間サーバーと共通基盤システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。	中間サーバーと各事務システム、中間サーバーコネクタ及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	①システムの名称　共通基盤システム ②システムの機能 ①団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 ②宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 住登外、法人情報について管理する。 ③中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。 ④データ連携機能 庁内連携と中間サーバー連携機能の共通処理となるメッセージ変換を行う。 ⑤統合DB機能 各業務データの副本の保持と各業務が共通で利用する情報の管理を行う。 ⑥認証機能 共通基盤システムへの認証と各業務システムへのシングルサインオンの制御を行う。 ⑦セキュリティ管理機能 アクセスログの管理、データの暗号化、情報の出力制御等を行う。	①システムの名称　中間サーバーコネクタ ②システムの機能 ①団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システム　の宛名番号とをひも付けて管理する。 ②宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 住登外、法人情報について管理する。 ③中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。	事前	
令和7年7月23日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	追記	システム6「住民基本台帳ネットワークシステム」	事前	
令和7年7月23日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7	追記	システム7「サービス検索・電子申請機能」	事前	
令和7年7月23日	Ⅰ　基本情報 5. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表第1の16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第16条（地方税法関係）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条（地方税法関係）	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	Ⅰ　基本情報 6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第2における情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2において、第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれている項（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，20，23，26，27，28，29，30，31，34，35，37，38，39，40，42，48，53，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，85の2，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120，121の項）（別紙1） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 （別表第2における情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2において、　第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条（地方税法関係）	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表において、第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれている項（1，2，3，4，5，7，11，13，15，20，28，37，39，42，48，49，53，57，58，59，63，65，66，69，73，75，76，81，83，84，86，87，88，89，90，91，92，96，98，106，108，115，124，125，129，130，132，137，138，140，141，142，144，147，151，152，155，156，158，160，161，163，164，165，166，167，168，169，170，171，172，173の項）（別紙1） （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表において、　第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」となっているもの（48の項）	事前	
令和7年7月23日	（別添1）事務内容 事務の内容	①共通基盤システム ②―	①庁内連携システム・中間サーバーコネクタ ②サービス検索・電子申請機能追加	事前	
令和7年7月23日	（別添1）事務内容　備考 <個人住民税> <固定資産税・都市計画税>	①共通基盤システムを介し基本4情報をはじめとする情報を取得し、課税対象者情報を登録する。 ⑥入手元への調査により市内に住民登録がなく、本市（賦課期日住所）の住所で課税となる（住登外課税）者は、共通基盤システムに住登外者として登録し、再度③の処理を実施する。 ⑩決定・通知された課税情報を共通基盤システムを介し各事務システム及び中間サーバへ連携（移転または提供）する。また、本市で住登外課税した者の住民登録している他市区町村へ本市で課税した旨の通知を送信する。 ①共通基盤システムを介し基本4情報をはじめとする情報を取得し、課税対象者情報を登録する。 ⑥課税対象者が市内に住民登録がない者の場合は、共通基盤システムに住登外者として登録する。	①住民記録システムから基本4情報をはじめとする情報を取得し、課税対象者情報を登録する。 ⑥入手元への調査により市内に住民登録がなく、本市（賦課期日住所）の住所で課税となる（住登外課税）者は、住民記録システムに住登外者として登録し、再度③の処理を実施する。 ⑩決定・通知された課税情報を各事務システム及び中間サーバへ連携（移転または提供）する。また、本市で住登外課税した者の住民登録している他市区町村へ本市で課税した旨の通知を送信する。 ①住民記録システムから基本4情報をはじめとする情報を取得し、課税対象者情報を登録する。 ⑥課税対象者が市内に住民登録がない者の場合は、住民記録システムに住登外者として登録する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（個人住民税課税情報ファイル） 3．特定個人情報の入手・使用 ①入手元	各高齢・障害福祉相談課	各高齢・障害者相談課	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（個人住民税課税情報ファイル） 3．特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	追記	庁内連携システム サービス検索・電子申請機能 ※共通基盤システムから中間サーバーコネクタに名称修正	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（個人住民税課税情報ファイル） 3．特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	①省略 ②賦課事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができ、また、同法の別表第2の第27号により情報提供ネットワークを経由して、情報を取得できることが規定されている。	①省略 ②賦課事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができ、また、同法の第19条第8号により情報提供ネットワークを経由して、情報を取得できることが規定されている。	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（個人住民税課税情報ファイル） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	5件	6件	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（個人住民税課税情報ファイル） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1　　課税システム開発・保守・運用 再委託	⑦再委託の有無：再委託しない	⑦再委託の有無：再委託する ⑧再委託の許諾方法 再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。 ⑨再委託事項 システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（個人住民税課税情報ファイル） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	シティコンピュータ　株式会社	株式会社　新日本コンピュータサービス	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（個人住民税課税情報ファイル） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	追記	委託事項6として「市民税・県民税申告書作成業務委託」を追記		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル) 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1	番号法別表第2に掲げる情報照会者（別紙1参照）	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる情報照会者	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル) 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	①番号法第19条第8号　別表第2（別紙1参照） ②番号法別表第2に掲げる事務	①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（別紙1参照） ②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務（別紙1参照）	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル) 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供・移転の有無	提供を行っている　59件 移転を行っている　37件	提供を行っている　72件 移転を行っている　36件	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル) 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先2	提供先2　給与所得特別徴収義務者（審査システム（eLTAX）により提供する者は除く。）	削除	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル) 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜課税システムにおける措置＞ ①課税システムに関するデータについては、入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ 入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。	＜課税システムにおける措置＞ ①課税システムに関するデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタのデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な 入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイル) 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜課税システムにおける措置＞ ①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理を行う。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	＜課税システムにおける措置＞ ①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理を行う。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(個人住民税課税情報ファイルeLTAX) 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	富士ソフトサービスビューロ　株式会社	株式会社　新日本コンピュータサービス	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画税課税情報ファイル) 3．特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	追記	庁内連携システム	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 3．特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	①納税義務者等の申告・申請・請求の都度 ②納税通知書等の返戻調査時（年1回　5月～6月頃まで）	①法務局からの新規の住登外者に係る登記済通知書送付時 ②納税義務者等の申告・申請・請求の都度 ③納税通知書等の返戻調査時（年1回　5月～6月頃まで）	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 3．特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	①番号法別表第1の16の項，別表第2の27の項に規定 ②省略 ③省略	①番号法別表の24の項に規定 ②省略 ③省略	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・個人番号が記載された申告書等を取得する ・申告書等の個人番号を確認する ・申告書等の情報を固定資産税・都市計画税システムに登録する	①住民基本台帳ネットワークシステムにて個人番号を確認する場合 ・把握している納税義務者の情報にて照会する ・確認した個人番号を固定資産税・都市計画税システムに登録する ②本人等から個人番号を入手する場合 ・個人番号が記載された申告書等を取得する ・申告書等の個人番号を確認する ・申告書等の情報を固定資産税・都市計画税システムに登録する	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 　情報の突合	本人から提出された申告書等の個人番号と共通基盤システム等から取得した個人番号を突合する。	登記済通知書、申告書等の情報と住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム等の情報を突合する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1　　課税システム開発・保守・運用 再委託	⑦再委託の有無：再委託しない	⑦再委託の有無：再委託する ⑧再委託の許諾方法 再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。 ⑨再委託事項 システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 　委託事項3 　⑦再委託の有無 　⑧再委託の許諾方法 　⑨再委託事項	⑦再委託する ⑧再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。 ⑨申告書（償却資産）のデータパンチ業務	⑦再委託しない ⑧ー ⑨ー	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 　移転先2 　①法令上の根拠	市番号法条例別表第2第1項の表22の項	市番号法条例別表第2第1項の表21の項	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜課税システムにおける措置＞ ①課税システムに関するデータについては、入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ 入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。	＜課税システムにおける措置＞ ①課税システムに関するデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタのデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画課税情報ファイル) 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜課税システムにおける措置＞ ①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理をおこなう。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。	＜課税システムにおける措置＞ ①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理をおこなう。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税課税情報ファイル) 2．基本情報 ③対象となる本人の範囲	賦課期日(4月1日)時点で本市内に軽自動車等の主たる定地場を有する者(過去に本市内に軽自動車等の主たる定地場を有していた者を含む)	本市内に軽自動車等の主たる定地場を有する者(過去に本市内に軽自動車等の主たる定地場を有していた者を含む)	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税課税情報ファイル) 3．特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	追記	庁内連携システム	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税課税情報ファイル) 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1　　課税システム開発・保守・運用 再委託	⑦再委託の有無：再委託しない	⑦再委託の有無：再委託する ⑧再委託の許諾方法 再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。 ⑨再委託事項 システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税課税情報ファイル) 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税課税情報ファイル) 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜課税システムにおける措置＞ ①課税システムに関するデータについては、入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ 入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。	＜課税システムにおける措置＞ ①課税システムに関するデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタのデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(軽自動車税課税情報ファイル) 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜課税システムにおける措置＞ ①課税システムに関するデータについては、入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ 入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。	＜課税システムにおける措置＞ ①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理をおこなう。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(事業所税課税情報ファイル) 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1　　課税システム開発・保守・運用 再委託	⑦再委託の有無：再委託しない	⑦再委託の有無：再委託する ⑧再委託の許諾方法 再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。 ⑨再委託事項 システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(事業所税課税情報ファイル) 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜課税システムにおける措置＞ ①課税システムに関するデータについては、入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ 入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。	＜課税システムにおける措置＞ ①課税システムに関するデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ②紙媒体や電子媒体による申告書情報は、関係者以外立ち入りのできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタのデータについては、ガバメントクラウド上に保管する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和7年7月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要(事業所税課税情報ファイル) 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜課税システムにおける措置＞ ①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理をおこなう。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。	＜課税システムにおける措置＞ ①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理をおこなう。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 情報が不要となった場合には、システムにより消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
令和7年7月23日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 〈個人住民税情報ファイル〉	1．当初資料ファイル ・給与支払報告書 ・納税者番号　・相当年度　・算定団体コード　・バッチ連番　・処理コード　・資料番号　・合算区分　・申告区分　・徴収区分 ・指定番号　・個人番号　・受給者番号　・パンチ氏名カナ　・パンチ生年月日　・専給区分　・給与収入一般 ・給与収入専従　・給与特定控除　・給与所得　・所得控除合計　・源泉徴収税額　・源泉徴収税額内未納 ・源泉徴収税額計算値　・控除対象配偶者あり　・控除対象配偶者あり老人　・配偶者特別控除　・扶養_特定　・扶養_同居老親 ・扶養_老人合計　・扶養_一般　・扶養_障害_特別同居　・扶養_障害_特別合計　・扶養_障害_その他 ・控除_小規模企業共済等掛金　・控除_社会保険料　・控除_生命保険料　・控除_損害保険料　・控除_住宅取得特別 ・定率控除額　・前職分給与　・配偶者所得　・生命保険_個人年金支払額　・損害保険_長期支払額　・本人_夫あり ・本人_未成年　・乙欄区分　・本人_特別障害　・本人_その他障害　・本人_老年者　・本人_寡婦　・本人_寡夫　・本人_勤労学生 ・死亡退職　・災害者　・外国人　・就退職区分　・就退職年月日　・算入強制区分　・強制親区分　・警告エラー無視サイン ・併徴先判定区分　・エラー区分　・エラー内容　・作成日　・更新日　・更新時間　・更新職員識別番号　・更新端末番号 ・国民年金保険料等　・転送区分　・転送先コード　・転送日　・年調区分　・住宅取得等特別控除可能額　・エラー分類 ・前職合算　・前職被合算　・摘要　・リンク区分　・普徴区分　・前職有無区分　・住所区　・住宅居住開	(1)当初資料ファイル ア．資料_基本情報 課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、資料作成方法区分、資料詳細区分、合算区分、優先課税資料区分、徴収区分、指定番号、整理番号、受給者番号、資料個人番号、資料生年月日、資料氏名カナ、税務署連絡区分、警告エラー無視、強制課税区分、手入力、青色申告、エラー有無、エラー区分、併徴元資料、転送区分、転送先コード、転送日、翌年申告書作成区分、発送区分、調査コード、取消区分、強制親該当、国税連携区分、前職給報該当、還付申告、申告日、配当・株式等譲渡の申告不要制度適用、専従者給報該当、乙欄、死亡退職、災害者、外国人、就退職区分、就退職日、年調済、租税条約、摘要欄、非居住者である親族の数、控除対象扶養親族の欄外記載、16歳未満扶養親族の欄外記載、訂正削除等区分、ファイル名、資料種別、提出日、特例適用条文コード1、特例適用条文コード2、特例適用条文コード3、免税外肉用牛総合課税、本人　特別障害、本人　その他障害、本人　寡婦、本人　寡夫、本人　ひとり親、本人　勤労学生、本人　未成年、同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり(老人)、扶養　年少人数、扶養　一般人数、扶養　特定人数、扶養　老人同居人数、扶養　老人合計人数、扶養　障害(特別同居)人数、扶養　障害(特別合計)人数、扶養　障害(その他)人数、専従者　配偶者あり、専従者　その他人数、専従者控除(配偶者)、専従者控除(その他)、住宅居住開始年月日1、住宅居住開始年月日2、住宅借入金等年末残高1、住宅借入金等年末残高2、住宅借入区分1、住宅借入区分2、特定取得区分1、特定取得区分2、住宅借入金等特別控除適用数　等	事前	
令和7年7月23日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 ＜個人住民税課税情報ファイル(eLTAX)＞	4　給与特別徴収情報 ・指定番号・個人番号・受給者番号・住所・氏名・特別徴収税額・月割特別徴収税額 5　国税情報 省略	4　給与特別徴収情報 ・指定番号・個人番号・受給者番号・住所・氏名・特別徴収税額・月割特別徴収税額・所得・所得控除・課税標準・税額・納付額・宛名番号 5　国税情報 省略 6．寄附金税額控除情報 ・手続ID・修正回数・通知年月日・回送先団体コード・回送先政令指定都市区コード・回送先区・事務所コード・回送先市(区町村)長・回送元団体コード・回送元市(区町村)長または 都道府県知事・連絡先組織名・連絡先電話番号・年分　　・住所・フリガナ・氏名・個人番号・生年月日・電話番号・合計寄附金額・備考・団体間回送発行番号	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 ＜固定資産税課税情報ファイル＞	1．固定資産税義務者台帳情報ファイル ・サブシステム区分・賦課区コード・算定団体コード・名寄番号・履歴連番・義務者識別番号・義務者共有連番・名義人識別番号 ・配分区分・支店番号・沿革日・沿革事由・個法区分・公示送達区分・発送区分・縦覧区分・死亡者区分・課税保留区分 ・非特減コード・適用開始年度・適用開始論理期別・適用終了年度・適用終了論理期別・率（分子）・率（分母）・把握理由 ・把握日付・備考1・備考2・最新区分・削除区分 2．固定資産税土地情報ファイル ・土地コード・土地連番・土地コードF・土地連番F・土地コードT・土地連番T・最新区分・削除区分・賦課開始年度・名寄番号 ・名義人識別番号・名義人氏名・名義人住所・名義人住所（方書）・名義人共有連番・名義人区分・名義人優先区分 ・義務者重複統一用識別番号・義務者識別番号・義務者共有履歴連番・義務者共有連番・共有者番号 ・名義人重複統一用識別番号・賦課区コード・算定団体コード・大字コード・小字コード・地番本番・地番枝1・地番枝2 ・地番特殊・地番特殊2・評価分割番号・部屋番号・地番編集コード・登記地目・課税地目・比準地目・登記地積・課税地積 ・小規模地積・非住宅地積・国調地積・実測コード・一画地コード・画地代表区分・画地地積・住宅戸数・用途地区 ・住宅用地区分・登記受付日・登記原因日・登記事由・受付番号・敷地権区分・沿革日・沿革事由・宅地比準区分 ・課標計算区分・基準課標年度・特定市街化開始年度・基準課税標準額・都計基準課税標準額・62年度市農到達率	1．固定資産税課税情報ファイル　（104項目） ・仮更正番号・算定団体コード・賦課区コード・年度分・名寄番号・履歴連番・納税義務者宛名番号・納税義務者持分番号・科目コード・科目詳細コード・土地免税点区分・土地区分免税点区分・家屋免税点区分・家屋区分免税点区分・償却資産免税点区分・課税標準額 土地固定・課税標準額 土地都計・課税標準額 家屋固定・課税標準額 家屋都計・課税標準額 償却・課税標準額 合計固定・課税標準額 合計都計・算出税額固定・算出税額都計・軽減課標 土地固定・軽減課標 土地都計・軽減課標 家屋固定・軽減課標 家屋都計・軽減課標 合計固定・軽減課標 合計都計・軽減税額 土地固定・軽減税額 土地都計・軽減税額 家屋固定・軽減税額 家屋都計・軽減税額 合計固定・軽減税額 合計都計・減免課標 土地固定・減免課標 家屋固定・減免課標 家屋都計・減免課標 償却・減免課標 合計固定・減免課標 合計都計・減免税額 土地固定・減免税額 土地都計・減免税額 家屋固定・減免税額 家屋都計・減免税額 償却・固定人的減免（月割・手入力）・都計人的減免（月割・手入力）・減免税額 合計固定・減免税額 合計都計・不均一課標 土地固定・不均一課標 土地都計・不均一課標 家屋固定・不均一課標 家屋都計・不均一課標 償却・不均一課標 合計固定・不均一課標 合計都計・不均一税額 土地固定・不均一税額 土地都計	事前	
令和7年7月23日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 ＜固定資産税課税情報ファイル（eLTAX）＞	固定資産税償却資産情報ファイル（eLTAX） 1．償却資産課税台帳 ・所有者コード・申告年度・提出年月日・あて先・1住所フリガナ・1住所郵便番号・1住所・1電話 ・2氏名フリガナ・2氏名・2代表者フリガナ・2代表者・2屋号・3事業種目・3事業種目（資本金等の額） ・4事業開始年月・5この申告に応答する者の係及び氏名（係）・5この申告に応答する者の係及び氏名（氏名） ・5この申告に応答する者の係及び氏名（電話）・6税理士等の氏名・6税理士等の氏名（電話） ・7短縮耐用年数の承認・8増加償却の届出・9非課税該当資産・10課税標準の特例・11特別償却又は圧縮記帳 ・12税務会計上の償却方法・13青色申告・14市（区）町村内における事業所等資産の所在地 ・14市（区）町村内における事業所等資産の所在地2・14市（区）町村内における事業所等資産の所在地3 ・15借用資産　（有無）・［15借用資産］貸主の名称等・16事業所用家屋の所有区分・17備考 ・連帯納税義務者人数・［構築物］［取得価額］前年前に取得したもの（イ）・［機械及び装置］［取得価額］前年前に取得したもの（イ） ・［船舶］［取得価額］前年前に取得したもの（イ）・［航空機］［取得価額］前年前に取得したもの（イ） ・［車両及び運搬具］［取得価額］前年前に取得したもの（イ）・［工具、器具及び備品］［取得価額］前年前に取得したもの（イ） ・［合計］［取得価額］前年前に取得したもの（イ）・［構築物］［取得価額］前年中に減少したもの（ロ） ・［機械及び装置］［取得価額］前年中に減少したもの（ロ）・［船舶］［取得価額］前年中に減少したもの（ロ）	1．償却資産課税台帳 ・所有者コード・申告年度・提出年月日・あて先・1住所フリガナ・1住所郵便番号・1住所・1電話 ・2氏名フリガナ・2氏名・2代表者フリガナ・2代表者・2屋号・3事業種目・3事業種目（資本金等の額） ・4事業開始年月・5この申告に応答する者の係及び氏名（係）・5この申告に応答する者の係及び氏名（氏名） ・5この申告に応答する者の係及び氏名（電話）・6税理士等の氏名・6税理士等の氏名（電話） ・7短縮耐用年数の承認・8増加償却の届出・9非課税該当資産・10課税標準の特例・11特別償却又は圧縮記帳 ・12税務会計上の償却方法・13青色申告・14市（区）町村内における事業所等資産の所在地 ・14市（区）町村内における事業所等資産の所在地2・14市（区）町村内における事業所等資産の所在地3 ・15借用資産　（有無）・［15借用資産］貸主の名称等・16事業所用家屋の所有区分・17備考 ・連帯納税義務者人数・［構築物］［取得価額］前年前に取得したもの（イ）・［機械及び装置］［取得価額］前年前に取得したもの（イ） ・［船舶］［取得価額］前年前に取得したもの（イ）・［航空機］［取得価額］前年前に取得したもの（イ） ・［車両及び運搬具］［取得価額］前年前に取得したもの（イ）・［工具、器具及び備品］［取得価額］前年前に取得したもの（イ） ・［合計］［取得価額］前年前に取得したもの（イ）・［構築物］［取得価額］前年中に減少したもの（ロ） ・［機械及び装置］［取得価額］前年中に減少したもの（ロ）・［船舶］［取得価額］前年中に減少したもの（ロ）	事前	
令和7年7月23日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 <軽自動車税課税情報ファイル>	1．車両台帳ファイル ・算定団体コード・車両番号・履歴連番・車種コード・標識区分・標識かな・標識番号・所有者識別番号・使用者識別番号 ・納税義務者区分・課税区分・特例区分・減免区分・リース区分・米軍区分・取得年月日・取得事由・廃車年月日・廃車事由 ・プレート回収区分・異動年月日・事由種別・異動事由・車名・型式・年式・車台番号・排気量・単位区分・型式認定番号 ・原動機型式・動力区分・定置場所・名義異動通知出力区分・作成日・更新日・更新時間・更新職員識別番号・更新端末番号 ・備考・保留・免除年月日・担当区コード・燃料種類・初度登録年月 2．課税台帳ファイル ・算定団体コード・車両番号・賦課年度・相当年度・履歴連番・車両マスタ履歴連番・徴収番号・義務者識別番号・科目コード ・科目詳細コード・車種コード・統計コード・ソート区分・税額・更正日・更正事由・作成日・更新日・更新時間 ・更新職員識別番号・更新端末番号・決裁日・担当区コード・標識区分・標識かな・標識番号	1．車両台帳ファイル ・算定団体コード・行政区コード・軽自管理番号・履歴連番・車種コード・標識区分・標識かな・標識番号・所有者宛名番号 ・使用者宛名番号・その他宛名番号・納税義務者区分・義務者宛名番号・課税区分・課税情報調査開始年月日・課税情報調査開始事由・課税情報調査終了年月日・課税情報調査終了事由・課税情報調査結果・軽課重課区分 ・所有形態区分・米軍車両区分・取得年月日・取得事由・廃車年月日・廃車事由・交付年月日・標識回収区分・標識返納年月日・標識交付証明書回収区分・異動年月日・異動事由・車名コード・車両の通称名・型式 ・年式・営業自家区分・用途コード・種別コード・車台番号・排気量・排気区分・型式認定番号・燃料種類コード・原動機型式・車体形状コード・定置場所・初度検査年月・被けん引車両該当区分・フルアシスト電動自転車該当区分 ・ご当地ナンバー区分・一括納税区分・備考・改造内容・改造作業者・弁償金額・弁償金支払年月日・弁償金支払有無・予備1・受付拠点コード・入力拠点コード・申告区分・申告年月日・申告者区分・申告者氏名・申告者住所・申告者電話番号・作成日時・更新日時・更新職員ｷｰ・更新端末名称・削除訂正区分・削除訂正日時・削除職員ｷｰ・削除端末名称 2．課税台帳ファイル・算定団体コード・行政区コード・軽自管理番号・年度分・履歴連番・車両情報履歴連番・義務者宛名番号 ・更正年月日・更正事由・減免区分・税額・減免額・差引税額・備考・申告事由・申告区分・申告年月日 ・申告者区分・申告者氏名・申告者住所・申告者電話番号・作成日時・更新日時・更新職員ｷｰ・更新端末名称 ・削除訂正区分・削除訂正日時・削除職員ｷｰ・削除端末名称	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 ＜事業所税課税情報ファイル＞	1. 基本台帳ファイル ・算定団体コード ・指定区コード ・義務者番号 ・本店識別番号 ・支店識別番号 ・指定送付先識別番号 ・履歴連番 ・管理番号(法人市民税_義務者番号) ・指定番号(市民税_特徴事業所) ・事業種目(大)コード ・事業種目(中)コード ・事業種目(小)コード ・資本金の額 ・決算期区分 ・事業年度自1 ・事業年度至1 ・事業年度自2 ・事業年度至2 ・経過措置自 ・経過措置至 ・決算月1 ・決算月2 ・経過月 ・設立設置日 ・閉鎖休業日 ・従業者自治体内数 ・給報件数 ・所轄税務署 ・法人区分 ・みなし共同区分 ・通知書出力区分 ・未申告判定区分 ・明細書送付区分 ・書類送付先区分 ・備考 ・異動日 ・異動事由コード ・異動事由詳細コード ・作成日 ・更新日 ・更新時間 ・更新職員キー ・更新端末番号 2. 申告ファイル ・本店識別番号 ・支店識別番号 ・義務者番号 ・履歴連番 ・事業種目(大)コード ・事業種目(中)コード ・事業種目(小)コード ・資本金の額 ・所轄税務署 ・申告応答者氏名 ・申告応答者電話番号 ・指定区コード ・申告区分 ・修正回数 ・算定期間_自 ・算定期間_至 ・申告年月日 ・仮登録年月日 ・決裁年月日 ・調定年度 ・現年過年区分 ・法定納期限 ・指定納期限 ・事業所床面積(通年) ・事業所床面積(中途) ・非課税床面積(通年) ・非課税床面積(中途) ・控除床面積(通年) ・控除床面積(中途) ・課税標準月数 ・課税標準床面積(通年) ・課税標準床面積(中途) ・課税標準床面積合計 ・資産割額 ・既確定資産割額 ・納付すべき資産割額 ・従業者給与総額 ・非課税従業者給与総額 ・控	1. 基本台帳ファイル ・算定団体コード ・行政区コード ・義務者管理番号 ・義務者宛名番号 ・支店宛名番号 ・法人管理番号 ・義務者区分 ・みなし共同区分 ・事業年度自1 ・事業年度至1 ・事業年度自2 ・事業年度至2 ・経過措置自1 ・経過措置至1 ・決算期区分 ・決算月1 ・決算月2 ・資本金の額 ・従業者数 ・履歴連番 ・設立年月日 ・設置年月日 ・届出年月日 ・異動年月日 ・異動区分 ・異動事由 ・休業年月日 ・休業終了予定日 ・事務所廃止年月日 ・解散年月日 ・合併解散年月日 ・清算結了年月日 ・除却年月日 ・届出整理番号 ・税務署整理番号 ・所轄税務署 ・事業種目コード_大分類 ・事業種目コード_中分類 ・代表者住所 ・備考 ・予備項目 ・書類送付先 ・未申告判定区分 ・申告書案内送付区分 ・申告書送付区分 ・納付書送付区分 ・明細書送付区分 ・その他送付先宛名番号 ・作成日時 ・更新日時 ・更新職員キー ・更新端末名称 ・削除訂正区分 ・削除訂正日時 ・削除職員キー ・削除端末名称 2. 申告ファイル ・算定団体コード ・行政区コード ・義務者管理番号 ・義務者宛名番号 ・事業年度自 ・事業年度至 ・申告区分 ・申告履歴番号 ・修正回数 ・履歴連番 ・調定年月日 ・申告整理番号 ・申告受付日 ・申告期限 ・法定納期限 ・指定納期限 ・災害申告期限延長有無 ・電子申告受付番号 ・事業種目コード_大分類 ・事業種目コード_中分類 ・資本金の額 ・所轄税務署 ・申告応答者氏名 ・申告応答者電話番号 ・通知日 ・更正決定事由 ・更正請求日 ・事業所床面積(通年) ・事業所床面積(中途) ・非課税床面積(通年) ・非課税床面積(中途) ・控除床面積(通年) ・控除床面積(中途)	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1. 目的外の入手が行われるリスク 　対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜共通基盤システムにおける措置＞ 共通基盤システムでは、団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 ※不正データ(1対1とならないデータ)が混入した場合は、チェックリスト機能により不正データの是正をおこなう事ができる。また、ユーザあるいはグループ単位でアクセス制限を付与できるため、不必要な情報へのアクセスを防止できる。	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 　中間サーバーコネクタでは、団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 ※不正データ(1対1とならないデータ)が混入した場合は、目視によるチェックが行える機能により不正データの是正をおこなう。また、ユーザあるいはグループ単位でアクセス制限を付与できるため、不必要な情報へのアクセスを防止できる。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1. 目的外の入手が行われるリスク 　必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	＜運用における措置＞ ①住民からの特定個人情報の入手については、必要な情報以外の情報を入手することがないように、あらかじめ法令等により定められた様式で提出させる。 ②必要な情報以外を誤って記載することがないように、記入例等の案内書類を整備している。 ③申告者が申告書等に誤って不要な情報を記載することがないように、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行う。 ＜課税システムにおける措置＞ データへのアクセスに対して操作権限を定め、不必要な情報へのアクセスを防止する。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ 共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。	＜運用における措置＞ ①住民からの特定個人情報の入手については、必要な情報以外の情報を入手することがないように、あらかじめ法令等により定められた様式で提出させる。 ②必要な情報以外を誤って記載することがないように、記入例等の案内書類を整備している。 ③申告者が申告書等に誤って不要な情報を記載することがないように、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行う。 ＜課税システムにおける措置＞ データへのアクセスに対して操作権限を定め、不必要な情報へのアクセスを防止する。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2. 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜共通基盤システムにおける措置＞ 共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えない仕様とする。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理する。	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えない仕様とする。また、個人番号利用事務以外では個人番号を表示しないようにしている。 ＜サービス検索・電子申請機能＞ ①住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ②サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3. 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 　入手の際の本人確認の措置の内容	追記	＜サービス検索・電子申請機能＞ 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手 リスク3．入手した特定個人情報が不正確であるリスク 　特定個人情報の正確性確保の措置の内容	追記	＜サービス検索・電子申請機能＞ 　個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手 リスク3．入手した特定個人情報が不正確であるリスク 　その他の措置の内容	＜共通基盤システムにおける措置＞ ②共通基盤システムでは、個人番号の入手にあたっては、チェックデジットを確認する。	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ②中間サーバーコネクタでは、個人番号の入手にあたっては、検査用数字（チェックデジット）を確認する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2．特定個人情報の入手 リスク4．入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	＜共通基盤システムにおける措置＞ ①共通基盤システムでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、監査証跡の記録を行っており、不適切な操作を抑止する。 ②共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与することで、情報の漏えい等を防止する。	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、システムのアクセス状況や操作内容、データ処理内容等を追跡できるように、ログの記録を行い、不適切な操作を抑止する。 ②中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与することで、情報の漏えい等を防止する。 ＜サービス検索・電子申請機能＞ 　サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク1．目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 　宛名システム等における措置の内容	＜共通基盤システムにおける措置＞ 共通基盤システムでは、個人番号利用事務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えない仕様とする。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理する。	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 中間サーバーコネクタでは、個人番号利用事務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようにする。また、個人番号利用事務以外では個人番号を表示しないようにしている。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2．権限のない者によって不正に使用されるリスク 　ユーザー認証の管理 　具体的な管理方法	＜共通基盤システムにおける措置＞ ①共通基盤システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施することとしており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ②共通基盤システムでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施している。 ③共通基盤システムでは、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施している。 ④共通基盤システムでは、システム間を跨る認証については、認証チェックを行うことで不正利用が行えない対策を実施している。 ⑤共通基盤システムでは、生体認証を実現することで、なりすまし防止の対策を実施している。	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施することとしており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 ②中間サーバーコネクタでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施する。 ③中間サーバーコネクタでは、パスワードの適性なチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施する。 ④中間サーバーコネクタでは、システム間を跨る際は、中間サーバーコネクタのログイン認証時に操作権限の確認を行い、操作権限のないシステムについては、システムのメニュー表示を行わない。 ⑤中間サーバーコネクタでは、生体認証を実現することで、なりすましの対策を実施する。 ⑥中間サーバーコネクタを稼動するLANでは、ファイアウォールにより外部からの侵入を防御する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①サービス検索・電子申請機能を LGWAN 接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザ ID を割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ②なりすましによる不正を防止する観点から共用 IDの利用を禁止する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2．権限のない者によって不正に使用されるリスク 　アクセス権限の発行・失効の管理 　具体的な管理方法	＜共通基盤システムにおける措置＞ ①共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能が確立している。 ②共通基盤システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行い、登録／変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限を与えない。 ③人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる。 ②中間サーバーコネクタにおける権限については、まず、職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成する。 ③情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録／変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限を与えない。 ④人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・ アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザ ID を発効する。 ・ ユーザ ID 管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・ アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザ ID を失効させる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2．権限のない者によって不正に使用されるリスク 　アクセス権限の管理 　具体的な管理方法	＜共通基盤システムにおける措置＞ ①共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を管理する。 ②共通基盤システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行う。 ③ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的（人事異動時など）に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を有している。 ②中間サーバーコネクタにおける権限については、まず、職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成する。 ③情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録／変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限を与えない。 ④人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 定期的にユーザ ID 一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザ ID 管理者が確認を行う。また、不要となったユーザ ID やアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2．権限のない者によって不正に使用されるリスク 　特定個人情報の使用の記録 　具体的な方法	＜運用における措置＞ 「相模原市特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する規程（以下、「市特定個人情報等取扱い規程」という。）」及び「相模原市特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する要綱（以下、「市特定個人情報等取扱い要綱」という。）」に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。 ＜課税システムにおける措置＞ ①課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログを、データベース内に格納し、必要に応じて画面参照することができる。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ①共通基盤システムでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、監査証跡を記録している。 ②監査証跡については一定期間保存し、定期的にセキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス（操作）がないことを確認する。	＜運用における措置＞ 「相模原市保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程（以下、「市保有個人情報等管理規程」という。）」及び「相模原市保有個人情報等の適切な管理に関する要綱（以下、「市保有個人情報等管理要綱」という。）」に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。 ＜課税システムにおける措置＞ 課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログを、データベース内に格納し、必要に応じて画面参照することができる。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、ログの記録を行う。 ②ログについては一定期間保存し、定期的に情報システム管理者が検査・分析を行い、不正アクセス（操作）がないことを確認する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ②アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ③定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク3．従業者が事務外で使用するリスク 　リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ④市特定個人情報等取扱い規程に則し、主管課の新規採用者や新規配属者は配属直後に、既所属者に対しても年に1度、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施し、その記録を残す。	＜運用における措置＞ ④市保有個人情報等管理規程に則し、主管課の新規採用者や新規配属者は配属直後に、既所属者に対しても年に1度、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施し、その記録を残す。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク4．従業者が事務外で使用するリスク 　リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ①バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対して徹底させる。 ②許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、端末に接続できない。 ＜課税システムにおける措置＞ ①システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みを構築している。 ②端末に業務用データが残らない仕組みを構築している。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ①基幹系システムのデータバックアップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製（コピー）を行う。 ②複製データへのアクセス権限については、情報システム部門のメンバー以外は行えないよう制限する。 ③複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は、２要素認証等の適切な方法で実施する。	＜運用における措置＞ ①バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対して徹底させる。 ②許可されたUSBメモリ等の外部記憶媒体以外は、端末に接続できない。 ＜課税システムにおける措置＞ ①システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みを構築している。 ②端末に業務用データが残らない仕組みを構築している。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①基幹系システムのデータバックアップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製（コピー）を行う。 ②複製データへのアクセス権限については、情報システム部門のメンバー以外は行えないよう制限する。 ③複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は、２要素認証等の適切な方法で実施する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ②アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN 接続端末への保存等ができるようシステム的に制御する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 　情報保護管理体制の確認	＜運用における措置＞ ①外部委託に際しては市特定個人情報等取扱い規程に従い、保護管理者（当該課の長）が業者に対して特定個人情報の保護管理体制が適切かどうかを確認する。	＜運用における措置＞ ①外部委託に際しては市保有個人情報等管理規程に従い、保護管理者（当該課の長）が業者に対して特定個人情報の保護管理体制が適切かどうかを確認する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 　特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	＜運用における措置＞ 年1回以上、委託業者が当該従業員に対し、セキュリティ教育を実施し、実施の記録を市が確認するなど、市特定個人情報等取扱い規程の遵守を徹底させる。	＜運用における措置＞ 年1回以上、委託業者が当該従業員に対し、セキュリティ教育を実施し、実施の記録を市が確認するなど、市保有個人情報等管理規程の遵守を徹底させる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1. 不正な提供・移転が行われるリスク 　特定個人情報の提供・移転の記録 　具体的な方法	＜運用における措置＞ 「市特定個人情報等取扱い規程」及び「市特定個人情報等取扱い要綱」に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。 ＜課税システムにおける措置＞ 提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みを構築している。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ ①共通基盤システムでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、監査証跡の記録を行う。 ②共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。	＜運用における措置＞ 「市保有個人情報等管理規程」及び「市保有個人情報等管理要綱」に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。 ＜課税システムにおける措置＞ 提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みを構築している。 ＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、ログの記録を行う。 ②中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1. 不正な提供・移転が行われるリスク 　特定個人情報の提供・移転に関するルール 　　ルールの内容及びルール遵守の確認方法	③市特定個人情報等取扱い規程及び市特定個人情報等取扱い要綱に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。	③市保有個人情報等管理規程及び市保有個人情報等管理要綱に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1. 不正な提供・移転が行われるリスク 　その他の措置の内容	＜運用における措置＞ 市特定個人情報等取扱い規程に定める情報漏えい等への対応に従う。	＜運用における措置＞ 市保有個人情報等管理規程に定める情報漏えい等への対応に従う。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3. 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク 　リスクに対する措置の内容	＜共通基盤システムにおける措置＞ ①共通基盤システムでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、監査証跡を記録し、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図る。	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①操作者によるログインからログアウトまでの間、ログの記録を行い、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図る。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1. 目的外の入手が行われるリスク 　リスクに対する措置の内容	＜共通基盤システムにおける措置＞ ②共通基盤システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化するもの。	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ②中間サーバーコネクタでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施する。 （※2）番号法に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化するもの。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2. 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク 　リスクに対する措置の内容	＜共通基盤システムにおける措置＞ ②共通基盤システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ②中間サーバーコネクタでは、通信の暗号化を実施する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4. 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 　リスクに対する措置の内容	＜共通基盤システムにおける措置＞ 共通基盤システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ 　中間サーバーコネクタでは、通信の暗号化を実施する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5. 不正な提供が行われるリスク 　リスクに対する措置の内容	＜共通基盤システムにおける措置＞ ①共通基盤システムでは、個人番号利用事務（システム）からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務（システム）以外のアクセスを制限する。 ②共通基盤システムでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①不正なアクセスを防止するため認証された個人番号利用事務（システム）のみ中間サーバーコネクタに接続できる仕組みとしている。 ②不正利用の防止のため、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6. 不適切な方法で提供されるリスク 　リスクに対する措置の内容	＜共通基盤システムにおける措置＞ ①共通基盤システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。 ②共通基盤システムでは、中間サーバーに接続許可対象システムとして登録し、中間サーバーへの提供元を共通基盤システムに限定している。	＜中間サーバーコネクタにおける措置＞ ①中間サーバーコネクタでは、通信の暗号化を実施する。 ②中間サーバーコネクタでは、中間サーバーに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバーへの提供元を中間サーバーコネクタに限定する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1. 特定個人情報の漏えい・滅失・棄損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	追記	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	Ⅲ　Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク1．特定個人情報の漏えい・滅失・棄損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追記	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①LGWAN 接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ②サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク2．特定個人情報が古い情報のまま保管され続けリスク リスクに対する措置の内容	追記	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ LGWAN 接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク3．特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	追記	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①LGWAN 接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策（eLTAX） 3．特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	＜運用における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）から受信するデータは、課税システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。課税システムへの取り込みは、ネットワーク接続がないため、当初期間については外付けHDD等を使用して行い、それ以外の期間については、紙媒体へ印刷し個別にデータ入力を行う。外付けHDD等を使用する際には、情報システム管理者の許可を受けて使用するルールを定める。 ＜システムにおける措置＞ 他のシステムとのシステム連携は行わないこととする。	＜運用における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）から受信するデータは、課税システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。 ＜システムにおける措置＞ 課税システム以外とのシステム連携は行わないこととする。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策（eLTAX） 3．特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	＜運用における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）から受信するデータは、課税システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。課税システムへの取り込みは、ネットワーク接続がないため、当初期間については外付けHDD等を使用して行い、それ以外の期間については、紙媒体へ印刷し個別にデータ入力を行う。外付けHDD等を使用する際には、情報システム管理者の許可を受けて使用するルールを定める。 ＜システムにおける措置＞ 他のシステムとのシステム連携は行わないこととする。	＜運用における措置＞ 国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）から受信するデータは、課税システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。 ＜システムにおける措置＞ 課税システム以外とのシステム連携は行わないこととする。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策（eLTAX） 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	＜運用における措置＞ 市特定個人情報等取扱い規程及び市特定個人情報等取扱い要綱に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。	＜運用における措置＞ 市保有個人情報等管理規程及び市保有個人情報等管理規程要綱に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策（eLTAX） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	＜運用における措置＞ ①外部委託に際しては市特定個人情報等取扱い規程に従い、保護管理者が業者に対して個人情報保護管理の体制が適切かどうかを確認する。 ②省略	＜運用における措置＞ ①外部委託に際しては市保有個人情報等管理規程に従い、保護管理者が業者に対して個人情報保護管理の体制が適切かどうかを確認する。 ②省略	事前	
令和7年7月23日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策（eLTAX） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 具体的な制限方法	＜運用における措置＞ 年1回以上、委託業者が当該従業員に対し、セキュリティ教育を実施し、実施の記録を市が確認するなど、市特定個人情報等取扱い規程の遵守を徹底させる。	＜運用における措置＞ 年1回以上、委託業者が当該従業員に対し、セキュリティ教育を実施し、実施の記録を市が確認するなど、市保有個人情報等管理規程の遵守を徹底させる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	Ⅲリスク対策（プロセス） 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	追記	⑨委託先が委託元や第三者に損害を与えた場合の規定（損害賠償）	事前	
令和7年7月23日	Ⅳ　その他のリスク対策 1．監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	1．課税情報ファイル ＜本市における措置＞ 1年に1回以上、主管課において内部点検計画を立案し、計画に則ったチェックリストを元に自己点検を実施し、自己点検結果について市特定個人情報等取扱い規程で定める保護管理者への報告を行っている。	1．課税情報ファイル ＜本市における措置＞ 1年に1回以上、主管課において内部点検計画を立案し、計画に則ったチェックリストを元に自己点検を実施し、自己点検結果について市保有個人情報等管理規程で定める保護管理者への報告を行っている。	事前	
令和7年7月23日	Ⅳ　その他のリスク対策 1．監査 ②監査 具体的な内容 1．課税税情報ファイル	1．課税税情報ファイル ＜本市における措置＞ 市特定個人情報等取扱い規程に基づく監査計画を作成し、それに基づく監査を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 2．課税情報ファイル（eLTAX） 審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受ける。 また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受ける。	1．課税情報ファイル ＜本市における措置＞ 市保有個人情報等管理規程に基づく監査計画を作成し、それに基づく監査を実施している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 2．課税情報ファイル（eLTAX） 審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受ける。 また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を受ける。	事前	
令和7年7月23日	Ⅳ　その他のリスク対策 3．その他のリスク対策	追記	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和7年7月23日	別紙1	差替え	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務一覧	事前	
令和7年7月23日	別紙2 別表第1項番号	7、8、9、10、12、14、15、16、19、30、34、37、41、43、44、45、46、47、49、56、59、61の2、63、68、70、84、94、98、31、83	8、9、10、14、21、22、23、24、27、44、51、56、61、63、64、65、66、67、70、81、85、93、95、100、105、117、127、131、46、106	事前	
令和7年7月23日	別紙2 No.8	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	事前	
令和7年7月23日	別紙2 No.9、22、33 （修正後のNo.で表記）	市営住宅課	住宅課	事前	
令和7年7月23日	別紙2 No.32	健康福祉局　地域包括ケア推進部　緑・中央・南高齢・障害者相談課	健康福祉局　地域包括ケア推進部　緑・中央・南・津久井高齢・障害者相談課	事前	
令和7年7月23日	別紙2 No.33	婚姻によらないで母又は父となった女子又は男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族を有するもの等を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦若しくは同項第12号に規定する寡夫又は所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦若しくは同項第31号に規定する寡夫であるとみなすことによって行う費用等の算定に関する事務であって規則で定めるもの	削除	事前	
令和7年7月23日	別紙2 No.34～37	No.34～37	No.33～36	事前	
令和7年7月23日	別紙2 No.34 （修正後のNo.で表記）	保険企画課	国保年金課	事前	
令和7年7月23日	別紙2 No.36 （修正後のNo.で表記）	健康福祉局　地域包括ケア推進部　緑・中央・南高齢・障害者相談課 健康福祉局　地域包括ケア推進部　津久井高齢・障害者相談課、城山・相模湖・藤野福祉相談センター	健康福祉局　地域包括ケア推進部　緑・中央・南高齢・津久井高齢・障害者相談課 健康福祉局　地域包括ケア推進部　城山・相模湖・藤野福祉相談センター	事前	
令和7年7月23日	別紙3 用語一覧表	追記	ガバメントクラウド 政府共通のクラウドサービスの利用環境。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6・特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	追記	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	
令和7年8月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6・特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	追記	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事前	
令和7年8月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6・情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	追記	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事前	
令和7年8月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6・情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	追記	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	
令和7年8月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6・情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワーク市捨てうとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追記	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	
令和7年8月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7・特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	追記	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7・特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追記	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	
令和7年8月25日	Ⅳその他のリスク対策 1　監査 ②監査 具体的な内容	追記	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	
令和7年8月25日	Ⅳその他のリスク対策 13　その他のリスク対策	追記	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	
令和8年1月5日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	追記	サービス検索・電子申請機能	事前	
令和8年1月5日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	追記	課税システム	事前	
令和8年1月5日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1. 目的外の入手が行われるリスク 　対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞	追記	申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。		
令和8年1月5日	Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 ＜運用における措置＞	追記	④LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じる。		
令和8年10月30日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	追記□	⑧各税目のデータ出力・取込	事前	
令和8年10月30日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能□	追記	③国税庁・税務署からの税務照会情報の受領と回答	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能□	・地方税ポータルシステム（eLTAX）は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、平成17年１月に地方税共同機構でサービスを開始したシステムである。 ・このシステムでは、固定資産税（償却資産）、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付した電子データは、LGWANを通じ、審査システム（eLTAX）で受領する。 ・審査システム（eLTAX）には、 ①個人住民税：給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税（償却資産）：償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所税：事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 ・本人確認用データを地方公共団体から審査システム（eLTAX）にて、地方税共同機構の地方税ポータルセンタ（eLTAX）へ送信する。送信された本人確認用データは、地方税ポータルセンタ（eLTAX）にて登録処理される。 ただし、本市が審査システム（eLTAX）から受送信するデータの授受については、媒体を介して行うため、	・地方税ポータルシステム（eLTAX）は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、平成17年１月に地方税共同機構でサービスを開始したシステムである。 ・このシステムでは、固定資産税の申告、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付した電子データは、LGWANを通じ、審査システム（eLTAX）で受領する。 ・審査システム（eLTAX）には、 ①個人住民税：給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税：償却資産申告書といった納税義務者等からの各種申告・申請・届出等を地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領する。 ③事業所税：事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 ・本人確認用データを地方公共団体から審査システム（eLTAX）にて、地方税共同機構の地方税ポータルセンタ（eLTAX）へ送信する。送信された本人確認用データは、地方税ポータルセンタ（eLTAX）にて登録処理される。 ただし、本市が審査システム（eLTAX）から受送信するデータの授受については、媒体を介して行うため、	事前	
令和8年10月30日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続□	追加	①システムの名称 通知IFS（eLTAX） ②システムの機能 ・通知IFS（eLTAX）は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、令和9年１月に地方税共同機構でサービスを開始するシステムである。 ・このシステムでは、通知ポータル（eLTAX）からの納税通知書、課税明細書、更正決定通知書、税額変更通知書等の電子通知を希望または取消する申請手続等の情報の管理が行える。 ・通知ポータル（eLTAX）で受付した電子データは、LGWANを通じ、通知IFS（eLTAX）で受領する。 ・通知IFS（eLTAX）には、電子通知を希望または取消をする者から、通知ポータル（eLTAX）を通じて、電子通知希望申請、電子通知取消申請を受領する。 ・電子通知データを地方公共団体から通知IFS（eLTAX）にて、地方税共同機構の通知ポータル（eLTAX）へ送信する。 ただし、本市が通知IFS（eLTAX）から受送信するデータの授受については、媒体を介して行うため、課税システムと回線接続はしない。 ③他のシステムとの接続 通知ポータル（eLTAX）	事前	
令和8年10月30日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続□	追加	①システムの名称 地方税外部連携システム（eLTAX） ②システムの機能 ・地方税外部連携システムは、地方団体間で回送、照会する文書の基幹システム等との連携及び、国税庁が連携するe-Tax法人税データ、法人名簿・申告決議データの基幹システム等への連携を行うため、令和9年９月に地方税共同機構でサービスを開始するシステムである。 ・このシステムでは、「法人税情報連携業務」「団体間照会業務」「団体間回送業務」の機能を有し、団体間で連携するデータや国税庁から受信したデータを地方税ポータルセンタに一定期間保管し、地方団体が参照及びダウンロードすることができる。 地方税外部連携システム（eLTAX）の機能 固定資産税は、不動産評価情報等の通知の受領、固定資産価格等配分通知の受領、固定資産税課税情報の照会の受領及び回答をする機能等を有する。 ただし、本市が通知IFS（eLTAX）から受送信するデータの授受については、媒体を介して行うため、課税システムと回線接続はしない。 ③他システムとの接続 地方税ポータルセンタ（eLTAX）□	事前	
令和8年10月30日	Ⅰ　基本情報 3．特定個人情報ファイル名	追加	8．軽自動車税課税情報ファイル（eLTAX）	事前	
令和8年10月30日	（別添1）事務内容 【個人住民税】	追加	③取得した各種申告書情報等を課税システムへ取り込み（審査システム（eLTAX）から取得した情報については、媒体を介し課税システムへ、審査システム（eLTAX）以外から取得した情報については、パンチ業者によるデータ作成の後課税システムへ取り込む。）、内部番号を付番し、課税資料ファイルを作成する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	（別添1）事務内容 【固定資産税・都市計画税】	①共通基盤システムを介し4情報をはじめとする情報を取得し、課税対象者情報を登録する。 ②申告書・申請書・届出書又は法務局からの登記済通知書の情報を入力する。 地方税ポータルシステム（eLTAX）に提出された申告書データにあっては、審査システム（eLTAX）にて審査を行い、審査を完了したデータのみ取得する。 ③審査システム（eLTAX）にて取得したデータを手入力又は電子データで固定資産税課税システムへ入力する。 ⑥課税対象者が市内に住民登録がない者の場合は、共通基盤システムに住登外者として登録する。 ⑧賦課決定を行い、税額通知データを出力する。当初課税分のみ、納税通知書データを出力し、封入封緘事業者にて納税通知書を作成する。なお、特定個人情報は含まない。 ⑨⑧で作成した通知書を住民へ送付する。また、通知IFS（eLTAX）により納税義務者に通知する。 ⑪減免申請を受理し、審査のうえ、決定又は却下通知を発送する。なお、通知書には特定個人情報は含まない。 ⑫必要に応じ、税務調査を実施する。 ⑭住民等からの課税（所得）証明書等の交付申請に基づき、証明書を交付する。 ⑮課税システムで把握している個人番号、電子申告で申告を行った納税義務者の納税者IDで構成される本人確認情報を審査システム（eLTAX）を経由して地方税ポータルシステム（eLTAX）へ提供する。	①住民記録システムから基本4情報をはじめとする情報を取得し、課税対象者情報を登録する。 ②納税者等からの各種申告・申請・届出の受領又は法務局からの登記済通知書の情報を入力する。 地方税ポータルシステム（eLTAX）に提出された申告書データにあっては、審査システム（eLTAX）にて審査を行い、審査を完了したデータのみ取得する。 ③審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX）にて取得したデータを手入力又は電子データで固定資産税課税システムへ入力する。 ⑥課税対象者が市内に住民登録がない者の場合は、住民記録システムに住登外者として登録する。 ⑧賦課決定を行い、税額通知データを出力する。当初課税分のみ納税通知書データを出力し、封入封緘事業者にて納税通知書を作成する。国税庁宛の回答ファイルを送信する。 ⑨⑧で作成した通知書を住民へ送付する。なお、当初課税分以外の随時課税分にあっては、封入封緘事業者を介さずに直接送付する。また、通知IFS（eLTAX）で納税者等に通知する。 ⑪減免申請を受理し、審査のうえ、決定又は却下通知を発送する。なお、通知書には特定個人情報は含まない。 ⑫必要に応じ、税務調査を実施する。他官公庁等からの税務調査に対応する。 ⑭住民等からの課税証明書等の交付申請に基づき、証明書を交付する。 ⑮課税システムで把握している個人番号、電子申告で申告を行った納税義務者の納税者IDで構成される本人確認情報を審査システム（eLTAX）を経由して地方税ポータルシステム（eLTAX）へ提供する。	事前	
令和8年10月30日	（別添1）事務内容 【軽自動車税】	追記	【軽自動車税】 ①住民記録システムから基本4情報をはじめとする情報を取得し、課税対象者情報を登録する。 ②申告書・申請書・届出書からの情報を軽自動車税課税システムに登録する。 通知IFS（eLTAX）にて取得したデータを手入力又は電子データで軽自動車税システムへ入力する。 ⑨賦課決定を行い、税額通知データを出力する。当初課税分のみ納税通知書データを出力し、封入封緘事業者にて納税通知書を作成する。また、通知IFS（eLTAX）で納税者等に通知する。 ⑪減免申請を受理し、審査のうえ、決定通知を発送する。なお、通知書には特定個人情報は含まない。 ⑭原動機付自転車等の手続き内容に基づき、証明書等（標識交付証明書または廃車申告受付書）を交付する。	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（個人住民税課税情報ファイル） 3特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	追記	地方税外部連携システム（eLTAX）	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（個人住民税課税情報ファイル） 3特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	⑥基本4情報は住民基本台帳に異動が生じた際に都度入手	⑥基本5情報は住民基本台帳に異動が生じた際に都度入手	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（個人住民税課税情報ファイル（eLTAX）） 3特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	追記	地方税外部連携システム（eLTAX）	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（個人住民税課税情報ファイル（eLTAX）） 5特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） ⑥提供方法	追記	地方税外部連携システム（eLTAX）	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（固定資産税・都市計画税課税情報ファイル（eLTAX）） 2．基本情報 ②対象となる本人の数	1）1万人未満	3）10万人以上100万人未満□	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（固定資産税・都市計画税課税情報ファイル（eLTAX）） 2．基本情報 ③対象となる本人の範囲	審査システム（eLTAX）により固定資産税（償却資産）の申告をした者	審査システム（eLTAX）により申告・申請・届出をした者、国税連携システム（eLTAX）により、国税庁・税務署から照会があった者、通知IFS（eLTAX）により納税通知書等の電子送付の希望申請をした者、地方税外部連携システム（eLTAX）により、他地方団体から照会があった者	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（固定資産税・都市計画税課税情報ファイル（eLTAX）） 2．基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	固定資産税・都市計画税の公平・公正な賦課を目的として、必要な範囲の特定個人情報を保有	固定資産税・都市計画税の公平・公正な賦課、申告・申請・届出・照会対象者を正確に特定することを目的として、必要な範囲の特定個人情報を保有	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（固定資産税・都市計画税課税情報ファイル（eLTAX）） 2．基本情報 ③記録される項目 その妥当性	・識別情報：課税対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報：対象者の賦課期日時点での税額通知の送付先の把握のため ・地方税関係情報：課税対象者の課税状況を管理し、適正な固定資産税・都市計画税の課税を行うため	・識別情報：申告・申請・届出・照会対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報：申告・申請・届出・照会対象者の正確な特定と、対象者の賦課期日時点での税額通知の送付先の把握のため ・地方税関係情報：課税対象者の課税状況を管理し、適正な固定資産税・都市計画税の課税を行うため□	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（固定資産税・都市計画税課税情報ファイル（eLTAX）） 3．特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ②入手方法 ⑥使用目的	追記	①入手元 行政機関・独立行政法人等（国税庁） 地方公共団体・地方独立行政法人（他市区町村） ②入手方法 国税連携システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX） ⑥使用目的 固定資産税・都市計画税の公平・公正な賦課、申告・申請・届出・照会対象者の正確かつ効率的な特定	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（固定資産税・都市計画税課税情報ファイル（eLTAX）） 3．特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	①固定資産税（償却資産）申告書　年1回、1月 ②期限後及び修正申告　不定期	①納税者等からの申告・申請・届出受領時及び他官公庁からの照会受領時	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（固定資産税・都市計画税課税情報ファイル（eLTAX）） 3．特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	固定資産税（償却資産）の課税のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	固定資産税（償却資産）固定資産税・都市計画税の課税のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。申告・申請・届出・照会対象者の正確な特定をする必要がある。	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（固定資産税・都市計画税課税情報ファイル（eLTAX）） 3．特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	10人未満	10人以上50人未満	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（固定資産税・都市計画税課税情報ファイル（eLTAX）） 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・課税資料（データ）を取得し、課税システムに登録する。 ・課税システムに登録された情報を基に、固定資産税（償却資産）の賦課及び徴収を行う。	・申告・申請・届出・照会情報を取得し、課税システムに登録する。 ・課税システムに登録された情報を基に、固定資産税・都市計画税の賦課及び徴収を行う。	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（固定資産税・都市計画税課税情報ファイル（eLTAX）） 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	固定資産税（償却資産）の課税事務を行うため、本人から提出された申告書の個人番号と中間サーバーコネクタ等から取得した個人番号を突合する。	・申告・申請・届出・照会情報を取得し、課税システムに登録する。 ・課税システムに登録された情報を基に、固定資産税・都市計画税の賦課及び徴収を行う。	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（固定資産税・都市計画税課税情報ファイル（eLTAX）） 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先2	追加	提供先　国税庁長官、都道府県知事、市区町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第10号 ②提供先における用途 国税又は地方税に関する事務 ③提供する情報 固定資産税・都市計画税の課税等情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 固定資産税・都市計画税の課税対象者 ⑥提供方法 その他（国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX）） ⑦時期・頻度 随時	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（軽自動車税課税情報ファイル（eLTAX））	追記	全項目新規追加	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（事業所税課税情報ファイル（eLTAX）） 2．基本情報 ③対象となる本人の範囲	個人の事業所税の申告納付期限（3月15日）まで又は随時の申告書等（事業所税申告書（期限後及び修正申告を含む）、減免申請書、更正の請求書等）の提出があった者。	審査システム（eLTAX）により申告・申請・届出をした者、国税連携システム（eLTAX）により、国税庁・税務署から照会があった者、地方税外部連携システム（eLTAX）により、他地方団体から照会があった者	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（事業所税課税情報ファイル（eLTAX）） 2．基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	事業所税の課税対象者を正確に特定し、公平、公正な課税を行うにあたり特定個人情報が必要である。	申告・申請・照会対象者を正確に特定することを目的とし、必要な範囲の特定個人情報を保有	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（事業所税課税情報ファイル（eLTAX）） 2．基本情報 ④記録される項目 その妥当性	①識別情報：課税対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報 ・4情報：課税対象者を正確に特定するため ・連絡先（電話番号等）：申告書の内容確認をするため ③業務関係情報 ・地方税関係情報：対象者の事業所税申告書に係る情報に基づき、事業所税の課税を行うため	①識別情報：申告・申請・照会対象者を正確に特定するため ②連絡先等情報：申告・申請・照会対象者の正確な特定及び申請内容の確認 ③地方税関係情報：課税対象者の課税状況を管理し、適正な事業所税の課税を行う、また照会への回答を行うため	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（事業所税課税情報ファイル（eLTAX）） 3．特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ②入手方法 ③入手の時期・頻度 ④入手に係る妥当性 ⑥使用目的	追記	①入手元 行政機関・独立行政法人等（国税庁） 地方公共団体・地方独立行政法人（他市区町村） ②入手方法 審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX） ③入手の時期 他官公庁・他地方団体からの照会受領時 ④入手に係る妥当性 申告・申請・照会等対象者の正確な特定に必要 ⑥使用目的 申告・申請・照会対象者の正確かつ効率的な特定	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（事業所税課税情報ファイル（eLTAX）） 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・申告データを取得し、紙に印刷する。	申告・申請・照会情報を取得し、登録した情報から対象者を特定する	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（事業所税課税情報ファイル（eLTAX）） 3．特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	事業所税の課税事務を行うため、本人から提出された申告書の個人番号と住民記録システム等から取得した個人番号を突合する。	事業所税の課税事務を行うため、本人から提出された申告・申請・届出の個人番号と中間サーバーコネクタ等から取得した個人番号を突合する。	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（事業所税課税情報ファイル（eLTAX）） 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供の有無	（○）行っていない	（○）提供を行っている（ 2）件	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（事業所税課税情報ファイル（eLTAX）） 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1	追記	提供先　国税庁長官、都道府県知事、市区町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第10号 ②提供先における用途 国税又は地方税に関する事務 ③提供する情報 事業所税の課税等情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 事業所税（個人）の課税対象者 ⑥提供方法 その他（国税連携システム（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX）） ⑦時期・頻度 随時	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（事業所税課税情報ファイル（eLTAX）） 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先2	追記	提供先　地方税協同機構 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項、第19条第１号 ②提供先における用途 電子申告による事業所税申告情報につき、地方税共同機構が行う個人番号に係る本人確認のため ③提供する情報 電子申告により事業所税申告を行った個人の個人番号 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 事業所税（個人）の課税対象者 ⑥提供方法 その他（審査システム（eLTAX）） ⑦時期・頻度 随時	事前	
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（事業所税課税情報ファイル（eLTAX）） 6．特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜eLTAXシステム機器を機器利用契約する認定委託先事業者サーバでのデータについて＞ ①サーバ設置場所 ： 認定委託先事業者所有のデータセンター内 a．24時間365日運用監視 b．全館システムによる入退館管理およびビデオカメラによる監視 c．サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定され、入口は生体認証による管理 d．データセンター社員による巡回監視 e．全機器ラック搭載および常時施錠 f．サーバへのアクセスはシステム運用担当社員のみに限定 ②データ保管場所 ： 上記データセンター内に設置されたサーバ内 a．データの持ち出し／受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定 （地方税共同機構からの指示により実施） b．媒体運搬はeLTAX担当社員のみに限定 ＜紙に印刷したデータについて＞ 紙媒体による申告情報は、関係者以外立ち入りできない執務室での取扱いに限られており、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。	＜eLTAXシステム機器を機器利用契約する認定委託先事業者サーバでのデータについて＞ ①サーバ設置場所 ： 認定委託先事業者所有のデータセンター内 a．24時間365日運用監視 b．全館システムによる入退館管理およびビデオカメラによる監視 c．サーバ室への入室は、データセンター社員、eLTAX担当社員、保守員のみに限定され、入口は生体認証による管理 d．データセンター社員による巡回監視 e．全機器ラック搭載および常時施錠 f．サーバへのアクセスはシステム運用担当社員のみに限定 ②データ保管場所 ： 上記データセンター内に設置されたサーバ内 a．データの持ち出し／受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定 （地方税共同機構からの指示により実施） b．媒体運搬はeLTAX担当社員のみに限定	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（事業所税課税情報ファイル（eLTAX）） 6．特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	①情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理を行う。	①情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。	事前	
令和8年10月30日	（別添2）ファイル記録項目 固定資産税償却資産情報ファイル（eLTAX）	追記	電子申告・申請・届出・照会・回答情報ファイル（eLTAX） 個人番号、法人番号、宛名情報（5情報等）、所有者情報（5情報等）、名寄情報（年税額・課税標準額計・合計面積等）、土地台帳情報（所在地情報・地目・地積等）、家屋台帳情報（所在地情報・種類・床面積等）、償却資産台帳情報（取得年月・取得価格・耐用年数等）、QR情報（納通QR・eL-QR情報等）、照会元情報（住所・所属・担当者名等）、回答元情報（住所・所属・担当者名等）、根拠法令等	事前	
令和8年10月30日	（別添2）ファイル記録項目 軽自動車税課税情報ファイル（eLTAX）	追記	軽自動車税課税情報ファイル（eLTAX） ・法人個人区分　・申請区分　・QR情報　・共通納税機関コード（eL-QR）　・案件特定キー（eL-QR）　・確認番号（eL-QR） ・税目・料金番号（eL-QR）　・共通納税機関コード（納通QR）　・案件特定キー（納通QR）　・確認番号（納通QR） ・税目・料金番号（納通QR）　・賦課年度　・団体別仮名識別子　・電子通知希望申請日次　・個人番号　・氏名　・住所 ・生年月日　・性別　・法人番号　・法人名　・本店所在地　・希望申請ステータス　・電子署名検証結果時刻	事前	
令和8年10月30日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 1．第四十四号様式　事業所税の申告書	・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]法人（個人）番号 ・[※処理事項]申告区分・[※処理事項]申告年月日・氏名又は名称フリガナ ・氏名又は名称・法人の代表者氏名フリガナ・法人の代表者氏名・提出年月日・あて先 ・[本店]住所又は所在地郵便番号・[本店]住所又は所在地・[本店]電話 ・[支店]住所又は所在地郵便番号・[支店]住所又は所在地・[支店]電話 ・事業種目・資本金の額又は出資金の額・所轄税務署名 ・この申告に応答する者の氏名（氏名）・この申告に応答する者の氏名（電話） ・[事業年度又は課税期間]開始年月日・[事業年度又は課税期間]終了年月日 ・申告の種類 ・[資産割][事業所床面積]算定期間を通じて使用された事業所床面積（1） ・[資産割][事業所床面積]算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積（2） ・[資産割][非課税に係る事業所床面積]（1）に係る非課税床面積（3） ・[資産割][非課税に係る事業所床面積]（2）に係る非課税床面積（4） ・[資産割][控除事務所床面積]（1）に係る控除床面積（5） ・[資産割][控除事務所床面積]（2）に係る控除床面積（6） ・[資産割][課税標準となる事業所床面積]月数 ・[資産割][課税標準となる事業所床面積]（1）に係る課税標準となる床面積（（1）－（3）－（5）×月数／12）（7） ・[資産割][課税標準となる事業所床面積]（2）に係る課税標準となる床面積（8） ・[資産割][課税標準となる事業所床面積]課税標準となる床面積合計（（7）＋（8））（9） ・[資産割]資産割額（（9）×600円）（10） ・[資産割]既に納付の確定した資産割（11） ・[資産割]この申告により納付すべき資産割額（（10）	1．第四十四号様式　事業所税の申告書 ・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]個人番号又は法人番号・[※処理事項]管理番号 ・[※処理事項]申告区分・[※処理事項]申告年月日・[※処理事項]通信日付 ・氏名又は名称・法人の代表者氏名フリガナ・法人の代表者氏名 ・[本店]住所又は所在地郵便番号・[本店]住所又は所在地・[本店]電話 ・[支店]住所又は所在地郵便番号・[支店]住所又は所在地・[支店]電話 ・事業種目・資本金の額又は出資金の額・所轄税務署名 ・この申告に応答する者の氏名（氏名）・この申告に応答する者の氏名（電話） ・[事業年度又は課税期間]開始年月日・[事業年度又は課税期間]終了年月日 ・申告の種類 ・[資産割][事業所床面積]算定期間を通じて使用された事業所床面積（1） ・[資産割][事業所床面積]算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積（2） ・[資産割][非課税に係る事業所床面積]（1）に係る非課税床面積（3） ・[資産割][非課税に係る事業所床面積]（2）に係る非課税床面積（4） ・[資産割][控除事務所床面積]（1）に係る控除床面積（5） ・[資産割][控除事務所床面積]（2）に係る控除床面積（6） ・[資産割][課税標準となる事業所床面積]月数 ・[資産割][課税標準となる事業所床面積]（1）に係る課税標準となる床面積（（1）－（3）－（（5）×月数／12）（7） ・[資産割][課税標準となる事業所床面積]（2）に係る課税標準となる床面積（8） ・[資産割][課税標準となる事業所床面積]課税標準となる床面積合計（（7）＋（8））（9） ・[資産割]資産割額（（9）×600円）（10）	事前	
令和8年10月30日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目2．第四十四号様式別表一　事業所等明細書	・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]法人（個人）番号 ・[※処理事項]申告区分・氏名又は名称・[算定期間]開始年月日 ・[算定期間]終了年月日・[事業所等明細書]・[※処理事項] ・明細区分・[事業所等]事業所等の名称・[事業所等][所在地及びビル名]所在地 ・[事業所等][所在地及びビル名]ビル名・[事業所家屋の所有者]住所 ・[事業所家屋の所有者]氏名・[資産割]専用床面積（ア）・[資産割]共用床面積（イ） ・[資産割]事業所床面積（（ア）＋（イ））（ウ） ・[資産割][使用した期間（年月日）]開始日 ・[資産割][使用した期間（年月日）]終了日 ・[資産割][使用した期間（年月日）]月数・[従業者割]従業者数（エ） ・[従業者割]従業者給与総額（オ） ・[明細区分1]事業所床面積（ウ）の合計・[明細区分2]事業所床面積（ウ）の合計 ・[明細区分1]従業者数（エ）の合計・[明細区分2]従業者数（エ）の合計 ・[明細区分1]従業者給与総額（オ）の合計 ・[明細区分2]従業者給与総額（オ）の合計	・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]管理番号 ・[※処理事項]申告区分・氏名又は名称・[算定期間]開始年月日 ・[算定期間]終了年月日・[事業所等明細書]・[※処理事項] ・明細区分・[事業所等]事業所等の名称・[事業所等]所在地及びビル名 ・[事業所等]事業所用家屋の所有者　住所・氏名 ・[資産割]専用床面積（ア）・[資産割]共用床面積（イ） ・[資産割]事業所床面積（（ア）＋（イ））（ウ） ・[資産割][使用した期間（年月日）]開始日 ・[資産割][使用した期間（年月日）]終了日 ・[資産割][同上の月数（年月日）]月・[従業者割]従業者数（エ） ・[従業者割]従業者給与総額（オ）	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 3．第四十四号様式別表二 非課税明細書	・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]法人（個人）番号 ・[※処理事項]申告区分・氏名又は名称・[算定期間]開始年月日 ・[算定期間]終了年月日・[非課税明細書]・[※処理事項]・[事業所等]事業所等の名 ・[事業所等]事業所等の所在地・[1][非課税の内訳][法第701条の34]項 ・[1][非課税の内訳][法第701条の34]号・[1][資産割]非課税床面積（ア） ・[1][従業者割]非課税従業者数（イ）・[1][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ） ・[2][非課税の内訳][法第701条の34]項 ・[2][非課税の内訳][法第701条の34]号・[2][資産割]非課税床面積（ア） ・[2][従業者割]非課税従業者数（イ）・[2][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ） ・[3][非課税の内訳][法第701条の34]項 ・[3][非課税の内訳][法第701条の34]号・[3][資産割]非課税床面積（ア） ・[3][従業者割]非課税従業者数（イ）・[3][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ） ・[非課税の内訳]予備・[予備][資産割]非課税床面積（ア） ・[予備][従業者割]非課税従業者数（イ）・[予備][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ） ・[非課税の内訳][非課税に係る従業者]年齢 ・[非課税の内訳][非課税に係る従業者][従業者割]非課税従業者数（イ） ・[非課税の内訳][非課税に係る従業者][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ） ・[合計][資産割]非課税床面積（ア）・[合計][従業者割]非課税従業者数（イ） ・[合計][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ） ・[非課税事業所床面積等の合計][資産割]非課税床面積（ア） ・[非課税事業所床面積等の合計][従業者割]非課税従業者数（イ） ・[非課税事業所床面積等の合計][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ）	・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]個人番号又は法人番号・[※処理事項]管理番号 ・[※処理事項]申告区分・氏名又は名称・[算定期間]開始年月日 ・[算定期間]終了年月日 ・[事業所等]事業所等の名称　・[事業所等]事業所等の所在地 （非課税の内訳） ・[資産割]　非課税床面積（ア）[従業者割]非課税従業者数（イ）[従業者割]非課税従業者給与総額（ウ） ・[1][非課税の内訳][法第701条の34]項 ・[1][非課税の内訳][法第701条の34]号・[1][資産割]非課税床面積（ア） ・[1][従業者割]非課税従業者数（イ）・[1][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ） ・[2][非課税の内訳][法第701条の34]項 ・[2][非課税の内訳][法第701条の34]号・[2][資産割]非課税床面積（ア） ・[2][従業者割]非課税従業者数（イ）・[2][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ） ・[3][非課税の内訳][法第701条の34]項 ・[3][非課税の内訳][法第701条の34]号・[3][資産割]非課税床面積（ア） ・[3][従業者割]非課税従業者数（イ）・[3][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ） ・[非課税の内訳]予備・[予備][資産割]非課税床面積（ア） ・[予備][従業者割]非課税従業者数（イ）・[予備][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ） ・[非課税の内訳][非課税に係る従業者]　障害者・65歳以上の従業者 ・[非課税の内訳][非課税に係る従業者][従業者割]非課税従業者数（イ） ・[非課税の内訳][非課税に係る従業者][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ） ・[合計][資産割]非課税床面積（ア）・[合計][従業者割]非課税従業者数（イ） ・[合計][従業者割]非課税従業者給与総額（ウ） ・[非課税事業所床面積等の合計][資産割]非課税床	事前	
令和8年10月30日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 4．第四十四号様式別表三 課税標準の特例明細書	・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]法人（個人）番号 ・[※処理事項]申告区分・氏名又は名称・[算定期間]開始年月日 ・[算定期間]終了年月日・[課税標準の特例明細書]・[※処理事項] ・[事業所等]事業所等の名称・[事業所等]事業所等の所在地・[1][課税標準の特例内訳][法第701条の41]項 ・[1][課税標準の特例内訳][法第701条の41]号 ・[1][資産割]課税標準の特例適用対象床面積（ア） ・[1][資産割][控除割合]分子（イ）・[1][資産割][控除割合]分母（イ） ・[1][資産割]控除事業所床面積（（ア）×（イ））（ウ） ・[1][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額（エ） ・[1][従業者割][控除割合]分子（オ）・[1][従業者割][控除割合]分母（オ） ・[1][従業者割]控除従業者給与総額（（エ）×（オ））（カ） ・[2][課税標準の特例内訳][法第701条の41]項 ・[2][課税標準の特例内訳][法第701条の41]号 ・[2][資産割]課税標準の特例適用対象床面積（ア） ・[2][資産割][控除割合]分子（イ）・[2][資産割][控除割合]分母（イ） ・[2][資産割]控除事業所床面積（（ア）×（イ））（ウ） ・[2][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額（エ） ・[2][従業者割][控除割合]分子（オ）・[2][従業者割][控除割合]分母（オ） ・[2][従業者割]控除従業者給与総額（（エ）×（オ））（カ） ・[課税標準の特例の内訳]予備 ・[課税標準の特例の内訳][予備][資産割]課税標準の特例適用対象床面積（ア） ・[課税標準の特例の内訳][予備][資産割][控除割合]分子（イ） ・[課税標準の特例の内訳][予備][資産割][控除割合]分母（イ） ・[課税標準の特例の内訳][予備][資産割]控除事業	・[※処理事項]整理番号・[※処理事項]事務所・[※処理事項]個人番号又は法人番号・[※処理事項]管理番号 ・[※処理事項]申告区分・氏名又は名称・[算定期間]開始年月日 ・[算定期間]終了年月日・[課税標準の特例明細書]・[※処理事項] ・[事業所等]事業所等の名称・[事業所等]事業所等の所在地 ・[1][課税標準の特例内訳][法第701条の41]項 ・[1][課税標準の特例内訳][法第701条の41]号 ・[1][資産割]課税標準の特例適用対象床面積（ア） ・[1][資産割]控除割合（イ） ・[1][資産割]控除事業所床面積（（ア）×（イ））（ウ） ・[1][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額（エ） ・[1][従業者割]控除割合（オ） ・[1][従業者割]控除従業者給与総額（（エ）×（オ））（カ） ・[2][課税標準の特例内訳][法第701条の41]項 ・[2][課税標準の特例内訳][法第701条の41]号 ・[2][資産割]課税標準の特例適用対象床面積（ア） ・[2][資産割]控除割合（イ） ・[2][資産割]控除事業所床面積（（ア）×（イ））（ウ） ・[2][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額（エ） ・[2][従業者割]控除割合（オ） ・[2][従業者割]控除従業者給与総額（（エ）×（オ））（カ） ・[課税標準の特例の内訳]予備 ・[課税標準の特例の内訳][予備][資産割]課税標準の特例適用対象床面積（ア） ・[課税標準の特例の内訳][予備][資産割]控除割合（イ） ・[課税標準の特例の内訳][予備][資産割]控除事業所床面積（（ア）×（イ））（ウ） ・[課税標準の特例の内訳][予備][従業者割]課税標準の特例適用対象従業者給与総額（エ） ・[課税標準の特例の内訳][予備][従業者割]控除割合（オ）	事前	
令和8年10月30日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 5．第四十四号様式別表四 共用部分の計算書	・[※処理事項]整理番号 ・[※処理事項]事務所 ・[※処理事項]法人（個人）番号 ・[※処理事項]申告区分 ・氏名又は名称 ・[算定期間]開始年月日 ・[算定期間]終了年月日 ・[共用部分の計算書] ・[※処理事項] ・[事業所等]事業所等の名称 ・[事業所等]事業所等の所在地 ・専用部分の延べ面積（1） ・（1）のうち当該事業所部分の延べ面積（2） ・非課税に係る共用床面積（3） ・（3）以外の共用床面積（4） ・共用床面積の合計（（3）＋（4））（5） ・事業所床面積となる共用床面積（（4）×（2）／（1））（6） ・[（3）の内訳]（7） ・[（3）の内訳]消防設備等に係る共用床面積（ア） ・[（3）の内訳][防災に関する設備等]全部が非課税となる共用床面積（イ） ・[（3）の内訳][防災に関する設備等]2分の1が非課税となる共用床面積（ウ） ・[（3）の内訳]（ア）～（ウ）以外の非課税に係る共用床面積（エ） ・[（3）の内訳]合計（（ア）～（エ））（オ）	・[※処理事項]整理番号 ・[※処理事項]事務所 ・[※処理事項]個人番号又は法人番号 ・[※処理事項]管理番号 ・[※処理事項]・氏名又は名称 ・[※処理事項]申告区分 ・[算定期間]開始年月日 ・[算定期間]終了年月日 ・[共用部分の計算書] ・[※処理事項] ・[事業所等]事業所等の名称 ・[事業所等]事業所等の所在地 ・専用部分の延べ面積（1） ・（1）のうち当該事業所部分の延べ面積（2） ・非課税に係る共用床面積（3） ・（3）以外の共用床面積（4） ・共用床面積の合計（（3）＋（4））（5） ・事業所床面積となる共用床面積（（4）×（2）／（1））（6） ・[（3）の内訳]（7） ・[（3）の内訳]消防設備等に係る共用床面積（ア） ・[（3）の内訳][防災に関する設備等]全部が非課税となる共用床面積（イ） ・[（3）の内訳][防災に関する設備等]2分の1が非課税となる共用床面積（ウ） ・[（3）の内訳]（ア）～（ウ）以外の非課税に係る共用床面積（エ） ・[（3）の内訳]合計（（ア）～（エ））（オ）	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル） 3．特定個人情報の使用 リスク3：従業員が事務外で使用するリスク	＜課税システムにおける措置＞ 課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログを、データベース内に格納し、画面参照す。	＜課税システムにおける措置＞ 課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログをデータベース内に格納し、定期に画面参照するとともに、各事務担当部署内の職員へ定期に確認を取っている旨を周知することで、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図る。	事後	
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル） 3．特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	追記	＜課税システムにおける措置＞ ③課税システムでは、「いつ」、「誰が」、「どの端末から」、「何の処理を行ったのか」のアクセスログをデータベース内に格納し、定期に画面参照するとともに、各事務担当部署内の職員へ定期に確認を取っている旨を周知することで、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図る。	事後	
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル） 4．特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保 具体的な方法	＜運用における措置＞ 契約書特記事項に以下の内容を定め、適宜確認を行う。	＜運用における措置＞ 契約書特記事項に以下の内容を定め、適宜確認を行うとともに、申請があった際は情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況及び情報セキュリティ監査の実施状況等を参考にした上で再委託先の許諾を行う。	事後	
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル（eLTAX）） 2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：　目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	＜運用における措置＞ 本人又は本人の代理人・国税庁・他市区町村 国税連携システム（eLTAX）は、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて国税庁及び他地方公共団体としか繋がっていないことから、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外は入手できない。 ＜システムにおける措置＞ ①給与支払者、年金保険者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御する。 ・eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 ・利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御する。 ②年金保険者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） ・年金保険者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御する。	＜運用における措置＞ 本人又は本人の代理人・国税庁・他市区町村 国税連携システム（eLTAX）は、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて、国税庁及び他地方公共団体と、地方税外部連携システムは他地方公共団体のみしか繋がっていないことから、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外は入手できない。 ＜システムにおける措置＞ ①本人又は本人の代理人、給与支払者、年金保険者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）や通知ポータル（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御する。 ・通知ポータル（eLTAX）では、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・eLTAX（通知ポータルを除く）を利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 ・利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御する。 ②年金保険者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） ・年金保険者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないよう	事前	
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル（eLTAX）） 2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：　目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止する。	国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）では、法令、eLTAX等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止する。	事前	
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル（eLTAX）） 2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ①本人又は本人の代理人、給与支払者、年金保険者 ・申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ②国税庁、他市区町村 ・特定個人情報の入手元である国税庁及び市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを確認する。□	＜運用における措置＞ ①本人又は本人の代理人、給与支払者、年金保険者 ・申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令、eLTAX等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ②国税庁、他市区町村 ・特定個人情報の入手元である国税庁及び市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを確認する。 ＜地方税外部連携システム（eLTAX）における措置＞ ・担当者のみが知り得るID・パスワードで地方税外部連携システムにアクセスし、本市宛ての団体間回送ファイル等を受信する。□	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル（eLTAX）） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容□	①本人又は本人の代理人 ・署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 ②給与支払者、年金保険者、国税庁 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない（提供を行う者自身の本人確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。）。 ③他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。（提供を行う者自身の本人確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。）	①本人又は本人の代理人 ・署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。 ②給与支払者、年金保険者、国税庁 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない（提供を行う者自身の本人確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。）。 ③他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）や、地方税外部連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から、または自身で入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。（提供を行う者自身の本人確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。） ＜地方税外部連携システム（eLTAX）における措置＞ ・本市宛てに照会回答を行う地方団体が対象者の正確性を確認した上で送信している情報であり、本市が対象者の正確性を検証することはできないが、受け取った情報については宛名システム等を用いて正確性を確認する。	事前	
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル（eLTAX）） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	①本人又は本人の代理人 ・課税システムは、共通基盤システムと連携して個人番号を取得しており、申告データ等を審査システム（eLTAX）から課税システムに登録する際に、真正性確認をする。 ②給与支払者、年金保険者、国税庁 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない（提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。）。 ③他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。（提供を行う者自身の本人確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。）	①本人又は本人の代理人 ・課税システムは、共通基盤システムと連携して個人番号を取得しており、申告データ等を審査システム（eLTAX）や通知IFS（eLTAX）から課税システムに登録する際に、真正性確認をする。 ②給与支払者、年金保険者、国税庁 ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない（提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。）。 ③他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）や、地方税外部連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から、または自身で入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。（提供を行う者自身の本人確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。） ＜宛名システム等における措置＞ ・本市宛てに照会回答を行う地方団体が対象者の個人番号の真正性を確認した上で送信している情報であり、本市が対象者の個人番号の真正性を検証することはできないが、通信経路上は暗号化されており真正性が担保されている。	事前	
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル（eLTAX）） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	①本人又は本人の代理人、給与支払者、年金保険者 ・審査システム（eLTAX）は、地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。 ②国税庁 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ③他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。	①本人又は本人の代理人、給与支払者、年金保険者 ・審査システム（eLTAX）は、地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。 ・通知ポータル（eLTAX）においては、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を自動転記することにより、不正確な個人番号の入力を抑止している。 ②国税庁 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ③他市区町村 ・国税連携システム（eLTAX）や、地方税外部連携システム（eLTAX）で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁や地方公共団体に委ねられる。 ＜宛名システム等における措置＞ ・地方税外部連携システムから受け取った対象者の情報について、照会回答を行ってきた地方団体が設定した個人番号と氏名情報等の正確性を、宛名システム等を用いて確認する。情報が正確ではない対象者については照会回答を行ってきた地方団体に直接確認する。	事前	
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル（eLTAX）） 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ ①年金保険者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） ・国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）以外から入手することはない。 ＜システムにおける措置＞ ①本人又は本人の代理人、給与支払者、年金保険者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行う。 ②国税庁・他市区町村 ・国税庁から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行う。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行う。 ③国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）で取り扱うデータは、閉域網であるLGWANを通じて暗号化されたデータを本市が受信するものである。	＜運用における措置＞ ①年金保険者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） ・国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）以外から入手することはない。 ＜システムにおける措置＞ ①本人又は本人の代理人、給与支払者、年金保険者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）及び通知ポータル（eLTAX）から通知IFS（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行う。 ②国税庁・他市区町村 ・国税庁から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行う。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行う。 ③国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX）で取り扱うデータは、閉域網であるLGWANを通じて暗号化されたデータを本市が受信するものである。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル（eLTAX）） 3．特定個人情報の使用 リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	国税連携システム（eLTAX）及び審査システム（eLTAX）	国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）、地方税外部連携システム（eLTAX）	事前	
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル（eLTAX）） 3．特定個人情報の使用 リスク3：従業者が事務外で使用するリスク	＜システムにおける措置＞ 個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理することとし、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図る。	＜システムにおける措置＞ 個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理することとし、定期に画面参照するとともに、各事務担当部署内の職員へ定期に確認を取っている旨を周知することで、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図る。	事後	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会特定個人情報保護評価専門部会（令和8年7月17日）による第一次点検にて修正
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル（eLTAX）） 3．特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	＜システムにおける措置＞ 国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）の運用機能により、ID毎の利用履歴（ログ）を取得し、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図る。	＜システムにおける措置＞ 国税連携システム（eLTAX）、審査システム（eLTAX）、通知IFS（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）の運用機能により、ID毎の利用履歴（ログ）を取得し、定期に画面参照するとともに、各事務担当部署内の職員へ定期に確認を取っている旨を周知することで、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図る。	事後	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会特定個人情報保護評価専門部会（令和8年7月17日）による第一次点検にて修正
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル（eLTAX）） 4．特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保 具体的な方法	＜運用における措置＞ 契約書特記事項に以下の内容を定め、適宜確認を行う。	＜運用における措置＞ 契約書特記事項に以下の内容を定め、適宜確認を行うとともに、申請があった際は情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況及び情報セキュリティ監査の実施状況等を参考にした上で再委託先の許諾を行う。	事後	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会特定個人情報保護評価専門部会（令和8年7月17日）による第一次点検にて修正
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル（eLTAX）） 5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1： 不正な提供や移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法 リスク1： 不正な提供や移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルールの遵守の確認方法 リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容 リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	国税連携システム（eLTAX）□	国税連携システム（eLTAX）及び地方税外部連携システム（eLTAX）	事前	
令和8年10月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（課税情報ファイル（eLTAX）） 7．特定個人情報の保管・消去 消去手順	＜運用における措置＞ ①保存年限を過ぎる税情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除する。 ②保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解の方法により行う。 ＜システムにおける措置＞ 保存年限に到達したものから、課税資料を廃棄（ディスクから削除）する。	＜運用における措置＞ ①保存年限を過ぎる税情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除する。 ②保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。廃棄の方法については、溶解の方法により行う。 ＜システムにおける措置＞ 保存年限に到達したものから、課税資料を廃棄する。廃棄の方法については、ディスクからの削除により行う。	事後	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会特定個人情報保護評価専門部会（令和8年7月17日）による第一次点検にて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月30日	Ⅳ　その他のリスク対策 2．従業者に対する教育・啓発	1．課税情報ファイル ＜本市における措置＞ ①担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上等に資するための研修を実施する。 ・新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修 ・全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 ・管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 ②情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行う。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施	1．課税情報ファイル ＜本市における措置＞ ①担当部署及び情報セキュリティ担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上等に資するための研修等の教育を行う。 ・新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修 ・全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 ・管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修 ②情報セキュリティ担当部署が次の啓発を行う。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発	事後	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会特定個人情報保護評価専門部会（令和8年7月17日）による第一次点検にて修正
令和8年10月30日	Ⅵ　評価実施手続 1．基礎項目評価	①実施日 令和6年9月17日	①実施日 令和8年6月30日	事前	令和8年度再評価実施に伴う変更
令和8年10月30日	Ⅵ　評価実施手続 2．国民・住民等からの意見の聴取	②実施日・期間 令和7年3月15日から令和7年4月14日まで ④主な意見の内容 なし	②実施日・期間 令和8年8月15日から令和8年9月14日まで ④主な意見の内容 ・マイナンバー制度の実施状況を市ホームページ等で公表するとともに、被害防止対策の具体的な方法を提供してほしい ・データセンターやシステム内部への侵害が発生した場合に備え、保存されているデータそのものを保護する措置についても、より明確に評価対象とすることが望ましい	事前	令和8年度再評価実施に伴う意見の聴取結果について記載
令和8年10月30日	Ⅵ　評価実施手続 3．第三者点検	①実施日 令和7年1月10日（1次点検） 令和7年6月2日（2次点検） ③結果 特定個人情報ファイルの委託先名や、委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 について追記した。 修正後は、全体的に適合しており、妥当であると認められた。	①実施日 令和8年7月17日（1次点検） 令和8年10月30日（2次点検） ③結果 「Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」について、取得したアクセスログの運用方法、再委託時の確認事項、特定個人情報の保管・消去の表記及び教育・啓発の記載方法について一部修正。	事前	令和8年度再評価実施に伴う意見の聴取結果について記載

（別紙1） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務一覧					
No	項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報	情報提供者
1	1	厚生労働大臣	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第三条で定めるもの	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下この条において同じ。）に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下この条において「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって第三条で定めるもの	市町村長
2	2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。）であって第四条で定めるもの	市町村長
3	3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの	市町村長
4	4	総務大臣又は都道府県知事	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	地方税関係情報であって第六条で定めるもの	市町村長
5	5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの	市町村長
6	7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの	市町村長
7	11	都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって第十三条で定めるもの	市町村長
8	13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第十五条で定めるもの	市町村長
9	15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの	市町村長
10	20	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの	市町村長
11	28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第三十条で定めるもの	市町村長
12	37	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第三十九条で定めるもの	市町村長
13	39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第四十一条で定めるもの	市町村長
14	42	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの	市町村長
15	48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの	市町村長

（別紙1） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務一覧					
No	項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報	情報提供者
16	49	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	地方税関係情報であって第五十一条で定めるもの	市町村長
17	53	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十五条で定めるもの	市町村長
18	57	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十九条で定めるもの	市町村長
19	58	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十条で定めるもの	市町村長
20	59	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十一条で定めるもの	市町村長
21	63	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十五条で定めるもの	市町村長
22	65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの	市町村長
23	66	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十八条で定めるもの	市町村長
24	69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの	市町村長
25	73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの	市町村長
26	75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第七十七条で定めるもの	市町村長
27	76	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十八条で定めるもの	市町村長
28	81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第八十三条で定めるもの	市町村長
29	83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの	市町村長
30	84	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第八十六条で定めるもの	市町村長
31	86	市町村長	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの	市町村長
32	87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの	市町村長
33	88	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	地方税関係情報であって第九十条で定めるもの	市町村長
34	89	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	地方税関係情報であって第九十一条で定めるもの	市町村長
35	90	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	地方税関係情報であって第九十二条で定めるもの	市町村長

（別紙1） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務一覧					
No	項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報	情報提供者
36	91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの	市町村長
37	92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十四条で定めるもの	市町村長
38	96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十八条で定めるもの	市町村長
39	98	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	地方税関係情報であって第百条で定めるもの	市町村長
40	106	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百八条で定めるもの	市町村長
41	108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十条で定めるもの	市町村長
42	115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの	市町村長
43	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百二十六条で定めるもの	市町村長
44	125	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの	市町村長
45	129	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十一条で定めるもの	市町村長
46	130	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの	市町村長
47	132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの	市町村長
48	137	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十九条で定めるもの	市町村長
49	138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十条で定めるもの	市町村長

（別紙1） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務一覧					
No	項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報	情報提供者
50	140	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。）による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの	地方税関係情報であって第百四十二条で定めるもの	市町村長
51	141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの	市町村長
52	142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十四条で定めるもの	市町村長
53	144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百四十六条で定めるもの	市町村長
54	147	総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの	地方税関係情報であって第百四十九条で定めるもの	市町村長
55	151	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十三条で定めるもの	市町村長
56	152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十四条で定めるもの	市町村長
57	155	市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百五十七条で定めるもの	市町村長
58	156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十八条で定めるもの	市町村長
59	158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十条で定めるもの	市町村長
60	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。））	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの	市町村長
61	161	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの	市町村長

（別紙1） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げる事務一覧					
No	項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報	情報提供者
62	163	地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知）第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十五条で定めるもの	市町村長
63	164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十六条で定めるもの	市町村長
64	165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十七条で定めるもの	市町村長
65	166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十八条で定めるもの	市町村長
66	167	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定める	地方税関係情報であって第百六十九条で定めるもの	市町村長
67	168	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	地方税関係情報であって第百七十条で定めるもの	市町村長
68	169	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定	地方税関係情報であって第百七十一条で定めるもの	市町村長
69	170	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの	市町村長
70	171	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三	地方税関係情報であって第百七十三条で定めるもの	市町村長
71	172	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	地方税関係情報であって第百七十四条で定めるもの	市町村長
72	173	都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	地方税関係情報であって第百七十五条で定めるもの	市町村長

（別紙2） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める者

No	移転先	（別表第1項番号）	移転先の用途
1	健康福祉局　保健衛生部　疾病対策課 健康福祉局　保健衛生部　中央保健センター、緑保健センター津久井担当 こども・若者未来局　こども家庭課 こども・若者未来局　緑、南子育て支援センター こども・若者未来局　児童相談所	8	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令及び相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（以下「規則」という）で定めるもの
2	健康福祉局　地域包括ケア推進部　緑・中央・南高齢・障害者相談課 こども・若者未来局　こども・若者政策課 こども・若者未来局　保育課 こども・若者未来局　こども家庭課 こども・若者未来局　緑・中央・南子育て支援センター	9	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
3	こども・若者未来局　こども家庭課 こども・若者未来局　緑・中央・南子育て支援センター	10	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
4	健康福祉局　保健衛生部　疾病対策課	14	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
5	健康福祉局　地域包括ケア推進部　緑・中央・南・津久井高齢・障害者相談課	21	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
6	健康福祉局　地域包括ケア推進部　精神保健福祉課	22	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
7	健康福祉局　生活福祉部　緑・中央・南生活支援課	23	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
8	財政局　税制・債権対策課 財政局　納税課 健康福祉局　生活福祉部　国保年金課 緑区役所　区民課、城山、津久井、相模湖、藤野まちづくりセンター 南区役所　区民課	24	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの

（別紙2） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める者			
No	移転先	（別表第1項番号）	移転先の用途
9	都市建設局　まちづくり推進部　住宅課	27	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
10	健康福祉局　生活福祉部　国保年金課 緑区役所　区民課、城山、津久井、相模湖、藤野まちづくりセンター 南区役所　区民課	44	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
11	健康福祉局　地域包括ケア推進部　高齢・障害者支援課	51	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
12	こども・若者未来局　子育て給付課	56	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
13	健康福祉局　地域包括ケア推進部　緑・中央・南・津久井高齢・障害者相談課 健康福祉局　地域包括ケア推進部　城山・相模湖・藤野福祉相談センター	61	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
14	こども・若者未来局　子育て給付課	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
15	こども・若者未来局　子育て給付課	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
16	こども・若者未来局　子育て給付課	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
17	健康福祉局　地域包括ケア推進部　高齢・障害者支援課	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
18	健康福祉局　地域包括ケア推進部　高齢・障害者支援課	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
19	健康福祉局　保健衛生部　中央保健センター、緑保健センター津久井担当 こども・若者未来局　子育て給付課 こども・若者未来局　緑、南子育て支援センター	70	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
20	こども・若者未来局　子育て給付課	81	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
21	健康福祉局　生活福祉部　国保年金課	85	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
22	都市建設局　まちづくり推進部　住宅課	93	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの

（別紙2） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める者

No	移転先	（別表第1項番号）	移転先の用途
23	健康福祉局　生活福祉部　生活福祉課	95	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
24	健康福祉局　地域包括ケア推進部　介護保険課 健康福祉局　地域包括ケア推進部　緑・中央・南・津久井高齢・障害者相談課 健康福祉局　地域包括ケア推進部　城山・相模湖・藤野福祉相談センター	100	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
25	健康福祉局　保健衛生部　疾病対策課	105	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
26	健康福祉局　地域包括ケア推進部　高齢・障害者支援課 健康福祉局　地域包括ケア推進部　精神保健福祉課 健康福祉局　地域包括ケア推進部　精神保健福祉センター 健康福祉局　地域包括ケア推進部　緑・中央・南・津久井高齢・障害者相談課 健康福祉局　地域包括ケア推進部　城山・相模湖・藤野福祉相談センター こども・若者未来局　こども家庭課	117	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
27	こども・若者未来局　こども・若者政策課 こども・若者未来局　保育課 こども・若者未来局　緑・中央・南子育て支援センター	127	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
28	健康福祉局　保健衛生部　疾病対策課	131	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
29	健康福祉局　生活福祉部　緑・中央・南生活支援課	－	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
30	健康福祉局　生活福祉部　緑・中央・南生活支援課 こども・若者未来局　子育て給付課	ー	相模原市医療費助成条例第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
31	健康福祉局　地域包括ケア推進部　高齢・障害者支援課	－	児童福祉法による障害児通所支援及び障害児入所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス及び地域生活支援事業等に係る利用者負担について一元的に管理し、その上限額を定めることに関する事務であって規則で定めるもの
32	健康福祉局　地域包括ケア推進部　緑・中央・南・津久井高齢・障害者相談課	－	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等に係る利用者負担の上限額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
33	都市建設局　まちづくり推進部　住宅課	－	相模原市市営住宅条例第2条第4号に規定する市営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

（別紙2） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める者			
No	移転先	（別表第1項番号）	移転先の用途
34	健康福祉局　生活福祉部　国保年金課 緑区役所　区民課 南区役所　区民課	46	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
35	健康福祉局　生活福祉部　国保年金課 緑区役所　区民課 南区役所　区民課	106	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令及び規則で定めるもの
36	健康福祉局　地域包括ケア推進部　高齢・障害者支援課 健康福祉局　地域包括ケア推進部　緑・中央・南・津久井高齢・障害者相談課 健康福祉局　地域包括ケア推進部　城山・相模湖・藤野福祉相談センター	―	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

（別紙３）用語一覧表	
アクセスログ	コンピュータの接続履歴を記録したファイル。 コンピュータの操作やネットワークからのアクセス等を記録したもの。
ウイルスパターンファイル	コンピュータウイルスを検知するために、各ウイルスの特徴をまとめたファイル。
可搬記憶媒体	補助記憶装置の一種で、フロッピーディスク、ＭＯ、ＣＤ－Ｒ等。
情報提供ネットワークシステム	個人番号（マイナンバー）と関連付けられた個人情報を関係機関の間でやり取りするためのコンピュータネットワークによる情報システム。
シングルサインオン	一度の利用者認証で複数のコンピュータやソフトウェア、サービスなどを利用できるようにすること。
セキュリティパッチ	プログラムに脆弱性やセキュリティホールなどが発見された際に、それらの問題を修正するためのプログラム。 【セキュリティホール】 ソフトウェアの設計ミスなどによって生じた、システムのセキュリティ上の弱点。
中間サーバー	情報提供ネットワークシステム、既存業務システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会・提供等の業務を行うシステム。
中間サーバー・プラットフォーム	自治体中間サーバー・ソフトウェアを使用するためのハードウェア等について、共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構が整備・運用するプラットフォーム。 【プラットフォーム】 　コンピュータにおいて、ソフトウェアが動作するための土台（基盤）として機能する部分のこと。
チェックデジット	数列の誤りの検出をしたり捏造を防止するために、単純な計算や操作の組み合わせに従って付加される数値や記号。
２要素認証	２つの認証方式を併用して精度を高めた認証方式。
バッチ処理	一定期間（一定量）データを集め、まとめて一括処理を行う処理方式。
ファイアウォール	コンピュータやネットワークと外部ネットワークの境界に設置され、内外の通信を中継・監視し、外部の攻撃から内部を保護するためのソフトウェアや機器、システム。
マスキング処理	対象にしたくない範囲を保護するために覆うこと。
ミドルウェア	オペレティングシステム（ＯＳ）とアプリケーションソフトの中間に位置し、様々なソフトウェアから共通して利用される機能を提供するもの。 【オペレティングシステム（ＯＳ）】 機器の基本的な管理や制御のための機能や多くのソフトウェアが共通して利用する基本的な機能などを実装した、システム全体を管理するソフトウェア。 【アプリケーションソフト】 　ある特定の機能や目的のために開発・使用されるソフトウェア。
ＵＴＭ （Unified Threat Management）	セキュリティ対策手法の一つで、コンピュータウイルスやハッキング等の脅威から効率的かつ包括的に保護するセキュリティ機器。
ＶＰＮ （Virtual Private Network）	２つの拠点間で、専用の接続方法や暗号化を用いることにより、仮想的な接続を創り上げることで、あたかも内部の通信のように、企業内ネットワークの機械的、セキュリティ的、管理上のポリシーの恩恵を受けながらデータの送受信可能なネットワーク。
ガバメントクラウド	政府共通のクラウドサービスの利用環境。